

○七年、日誌百三十四號
鹿兒島縣伺指令 父祖
被毆律子孫擅ニ行兇
人ヲ殺ス者謀殺ヲ以
テ論スル者ハ兼テ御
布告モ有之通り私義
以テ司法ノ公權ヲ犯
ス者ニ付擅殺ノ罪免
ル、所ニ非ス且復離

ハ相當ノ罪
科ニ處ス
條中即時ノ
二字ハ眼目
ナリ少シ時
刻移レハ擅
毆擅殺ニナ
ルナリ
同謀ハ相談
スルナリ

者ハ、流三等若シ祖父母、父母、人ニ殺
サレ、子孫擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ、答
五十、其即時ニ殺死シ及ヒ會テ官ニ
告ル者ハ、論スルヲ勿レ、
父祖被毆條例
第二百三十二條 凡祖父母、父母、人
ニ殺サレ、子孫擅ニ行兇人ヲ殺ス
者ハ、謀殺ヲ以テ論ス、其即時ニ殺
死スル者ハ、論スルヲ勿レ、
第二百三十三條 凡子孫、祖父母、父
母ト同謀シテ、共二人ヲ毆テ、若ク
ハ祖父母、父母、人ト忿爭シ、子孫ニ

ヲ名トシ相互ニ構害
スルノ弊ヲ防ンカ爲
特別ニ設ルノ法典ナ
リ殺死、姦夫律ニ比較
シテ權衡ヲ論スルヲ
ヲ得ス
○濱松縣伺六年八月指
令罵詈シテ後過ヲ悔ヒ
罪ヲ謝スル者モ首免ヲ
與ヘス
○滋賀縣伺七年二月指
令兩人相罵ルニ一人隨
從者アルモ首從ヲ分々
ス罪ヲ科ス

罵モ詈モ人
ヲ罵ルヲナ
リ人ノ陰ケ
言ヲ云フニ
ハ非ス向合
セテ誹謗ス
ルナリ
此ヨリ彼ヲ
罵ル計リヲ
罵ルト云フ
此ト彼ト互
リ合フヲ互

指令シテ毆打セシメ及ヒ人ト闘
毆スルニ、其子孫執ヲ助ケテ共ニ
毆ツ者ハ、俱ニ常律ニ照シテ罪ヲ
科シ、救獲還毆律ヲ用ヒス、
罵詈律
罵人
凡人ヲ罵ル者ハ、答一十、互ニ相罵ル
者ハ、各答一十、
罵本屬長官
凡吏卒軍民本屬ノ勅任長官ヲ罵ル
者ハ、徒一年、奏任長官ヲ罵ル者ハ、杖
九十、判任長官ヲ罵ル者ハ、杖六十、

比附援引録

註釋

罵詈律

三百八十八

○廣島縣伺
茲ニ鎮臺病院在テ門前

ニ番兵アリ然ルニ一人ノ士族大醉ニテ其前ヲ過ル折節番兵ニ向ヒ暴言ヲ吐ク者アリ是等選卒ト同ク凡人罵詈ニニ等ヲ加ヘ可然哉 右外ノ番兵ニ非スシテ日曜休暇等ニテ途上來往ノ兵卒ニ向ヒ暴言ヲ吐ク者アリハ加等如何可相心得哉

七年七十二號指令
兩條共凡人罵詈ヲ以テ論ス加等スルノ限ニアラス

○八年日誌三十九號筑摩縣伺指令 選卒ニ等シキ行政司法ノ警察

ニ相罵ルト云フ鬪毆ノ律ニハ手ヲ下ス前後ノ差別アレハ是ニハ其分チナシ

其長官及ヒ本屬ニ非ル者ハ各二等ヲ減ス並ニ親ヲ聞テ乃坐ス

罵官吏律 原罵本屬長官律

第二百三十四條 凡勅任官ヲ罵ル者ハ懲役一年 奏任官ヲ罵ル者ハ懲役九十日 判任官ヲ罵ル者ハ懲役六十日 並ニ親ヲ聞テ乃坐ス

罵官吏條例

第二百三十五條 凡判任官勅任官ヲ罵ル者ハ懲殺六十日 奏任官ヲ罵ル者ハ懲役四十日 並ニ親ヲ聞テ乃坐ス

ヲ兼ル捕丁及ヒ番人ヲ罵ル者選卒ト同ク凡人罵詈ニニ等ヲ加フ毆ツ者凡鬪毆ニニ等ヲ加フ折傷以上ハ凡鬪毆ヲ以テ論ス

○八年日誌九十八號兵卒ヲ罵詈スルノ條例増補ナリタキ司法省伺書御指令 伺ノ趣條例増補ノ義ハ即今難開屆候條公務ニ服スル兵卒ヲ罵ル者ハ巡查ヲ罵ル律ニ照シ處斷可致事

○滋賀縣伺九年一月廿五日指令
雇人家長ノ親屬ヲ毆

凡人罵詈トハ罵人本律ノ下

其罵ラレタル家長ヨリ直ニ申上レハ罪スルナ

第二百三十六條 凡奏任官勅任官ヲ罵ル者ハ判任官奏任官ヲ罵ルト、非同シ其勅任官奏任官ヲ罵リ及ヒ奏任官判任官ヲ罵ル者ハ並ニ凡人罵詈ヲ以テ論ス

第二百三十七條 凡平民本屬ノ戸長ヲ罵ル者ハ凡人罵詈ニ、一等ヲ加ヘ選卒ヲ罵ル者ハ又一等ヲ加フ

罵家長

凡奴婢家長ヲ罵ル者ハ徒一年 雇人家長ヲ罵ル者ハ杖八十 並ニ家長ノ

罵詈家長ノ親屬雇人
ヲ毆罵スルハ凡人毆
罵ヲ以テ論スヘシ
○七年日誌二百十三號
大分縣指命令 妻ノ夫
ヲ罵ル者アラハ口供
ヲ以テ伺出ツ可シ僧
尼ノ受業師ヲ罵ル者
ハ伯叔父姑ヲ罵ルト
同シ文武百工技藝ノ
弟子受業師ヲ罵ル者
ハ毆ツ者ノ權衡ニ依
リ凡人罵詈ニ二等ヲ
加フ

○新治裁判所伺
罵詈律中嫡繼母ヲ罵ル
者ノ正文無シ親生ノ母
ヲ罵ル者ト同ク論シ可
ト

祖父母ハ二
等親ナレバ
此ニハ父母
ト同シ科ヲ

此ニハ等親
ノ別トハム
シ違ヘリ

ヲ云フ
ノカハル者
ヲニテ忌服

有服トハ一
等親ヨリ五
等親マテノ

親ヲ告ルヲ待テ乃坐ス、
罵有服尊長

凡婢幼四等親ノ尊長及ヒ妻ノ父母
ヲ罵ル者ハ笞五十、三等親ノ尊長ハ
杖六十、若シ兄弟ヲ罵ル者ハ杖九十、
伯叔父姑外祖父母ハ杖一百、若シ妻
妾夫ノ有服尊長ヲ罵ル者ハ、夫ノ罵
ルト罪同、並ニ尊長ノ親ヲ告ルヲ待
テ、乃坐ス、

罵祖父母父母、
凡子孫祖父母父母ヲ罵リ、及ヒ妻妾、
夫ノ祖父母父母ヲ罵ル者ハ並ニ流

申哉
七年二百十四號指令
伺ノ通

○山梨縣伺
新聞紙上ニ於テ刑律ニ
觸レスシテ單ニ人ノ榮
譽ヲ害スヘキ行事ヲ摘
發公布シ次號ニ於テ其
事實未タ精密探偵シ得

比附援引録

註釋

讒謗律

三百九十二

アテルナリ

三等祖父母父母ノ親ヲ告ルヲ待テ
乃坐ス、

罵祖父母父母條例

第二百三十八條 凡子孫祖父母父
母ヲ罵リ、及ヒ妻妾夫ノ祖父母父
母ヲ罵ル者ハ、流三等ニ處スル律
ヲ改メ、並ニ懲役三年、
八年六月二十八日第
百十號御布告制定

讒謗律

第一條 凡ソ事實ノ有無ヲ論セス
人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘
發公布スル者之ヲ讒毀トス、人ノ

サル等ノ口實ヲ以テ一先ツ取消ノ事ヲ掲載シ又ハ探偵相違ノ故ヲ以正誤スルモ其讒毀セラハ、モノ猶罪ヲ治メン事ヲ訴フ其探偵相違ナルヲ以正誤スルニ於テハ一旦榮譽ヲ讒毀セラル、モ自然消滅スルノ道理ニ付之ヲ不問ニ置キ可然哉ニ相考候得共一旦摘發公布セシ上未タ精密探偵シ得サル故ヲ以ト先取消ス旨ヲ掲載スル而已ニテハ自然榮譽ニ關係シ明瞭其相違ヲ正誤スルモノト同シカラサル様相見

行事ヲ舉ルニ非スシテ、惡名ヲ以テ、人ニ加ヘ、公布スル者、之ヲ誹謗トス著作文書若クハ畫圖肖像ヲ用ヒ、展觀シ若クハ發賣シ若クハ貼示シテ、人ヲ讒毀シ、若クハ誹謗スル者ハ、下ノ條例ニ從テ、罪ヲ科ス、

第二條 第一條ノ所爲ヲ以テ、乘輿ヲ犯スニ涉ル者ハ、禁獄三月以上三年以下、罰金五十圓以上、千圓以下、
(一) 罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ
 (二) 罰并セ科シ或ハ偏ヘ
 (三) 罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ

第三條 皇族ヲ犯スニ涉ル者ハ、禁

ヘ之ヲ不問ニ置クモ當ラサル哉相考候所律令中明文無之如何處置致可然哉

十年二月六日 指令
 一旦人ノ榮譽ヲ害スヘキトテ紙上ニ掲載セシ上ハ正誤ヲ出スト雖其罪問ハサル可カラサル儀ト心得ヘシ

○東京裁判所檢事局伺新聞紙及雜誌雜報中律例抵觸之廉有之指名サレタル官民ヨリ該記者ニ向テ改正ヲ求ムルニ記者ハ則新聞條例第十條ニ隨ヒ正誤ヲ刷出

獄十五日以上、二年半以下、罰金十圓以上、七百圓以下、

第四條 官吏ノ職務ニ關シ讒毀スル者ハ、禁獄十日以上、二年以下、罰金十圓以上、五百圓以下、誹謗スル者ハ、禁獄五日以上、一年以下、罰金五圓以上、三百圓以下、

第五條 華士族平民ニ對スルヲ論セス讒毀スル者ハ、禁獄七日以上、一年半以下、罰金五圓以上、三百圓以下、誹謗スル者ハ、罰金三圓以上、百圓以下、

又然ル後右指名ノ者ニ於テ更ニ同事件ヲ以告訴告發スルトモ糺治セザル儀ト相心得可然哉十年三月十四日指令伺之趣指名サレタル者ノ求ニ應シ次號ニ正誤ヲ出スト雖モ猶ホ被害者ヨリ讒謗ノ訴アルトキハ其讒謗ノ罪ハ不問ニ措ク可カラサル儀ト心得ヘシ

第六條 法ニ依リ、檢官若クハ法官ニ向テ、罪犯ヲ告發シ若クハ證スル者ハ、第一條ノ例ニアラス、其ノ故造誣告シタル者ハ、誣告律ニ依ル、

第七條 若シ讒毀ヲ受ルノ事、刑法ニ觸ル、者、檢官ヨリ其事ヲ糾治スルカ、若クハ讒毀スル者ヨリ、檢官若クハ法官ニ告發シタル時ハ、讒毀ノ罪ヲ治ムルコトヲ中止シ、以テ事案ノ決ヲ俟チ、其ノ被告人、罪ニ坐スル時ハ、讒毀ノ罪ヲ論セ

○六年八月十二日第二
百九十八號御布告 新
訟律内越訴條廢止候此
旨布告候事

我カ支配ノ
府縣ニカ、
ラス自マ、
ニ申シ出
ヲ云フ

ス。

若シ事、刑法ニ觸レスシテ、單ヘニ人ノ榮譽ヲ害スル者ハ、讒毀スルノ後官ニ告發スト雖モ、仍ホ讒毀ノ罪ヲ治ス。

第八條 凡ソ讒毀誹謗ノ第四條第五條ニ係ル者ハ、被害ノ官民自ラ告ルヲ待テ、乃ハチ論ス。

越訴律

凡吏率軍民、詞訟スルニ、本管ノ官司ニ由ラスレテ、輒ク上司ニ越訴スル

枉斷ハ旋ヲ 枉テ捌クヲ	者ハ實ヲ得ルト雖モ、答三十、本管ノ 官司受理セス及ヒ枉斷スル者ハ、上 司ニ陳告スルコトヲ許ス、若シ理區ニ 文書ヲ投シ、事ヲ申訴シテ實ナラザ ル者ハ、杖七十事重キ者ハ、誣告律ニ 依テ論ス、實ヲ得ル者ハ、罪ヲ免ス、 承告不理
此條ハ官司 ノ彼人ヲ訴 ヘテ聞ナカ ラ捌キセヌ ナリ	凡人命及ヒ強盜等ヲ告ルニ官司即 時ニ受理セザル者ハ、杖七十、鬪毆婚 姻田宅等ノ事ハ、各犯人ノ罪ニ二等 ヲ減シ、並ニ罪杖七十ニ止ル、財ヲ受 ケテ受理セザル者ハ、贓ニ計ヘ、枉法
各犯人トハ 訴へ出タル 惡事ノ仕手 方ナリ	

○七年日誌百八十五號 大分縣何指令 何品數 十ヲ盜ムト誣告スル 上ハ現品ナシト雖モ 誣者ノ口供ヲ審明シ 評價人ニ估計セシメ テ反坐ノ罪名ヲ定ム	公事ヲ捌ク ニ遠慮シテ 別人ヲシテ 捌カスヘキ 事アルヲ云 人ノ罪ニ言 ヒカケラシ テ申シ出ル テ誣告ト云 フ 反坐トハ云 ヒ掛シタル	ヲ以テ重キニ從テ論ス、 聽訟回避 凡官吏訴訟人ト親族、若クハ師弟及 ヒ離隙アル者ハ、並ニ回避スルコトヲ 聽ス、違フ者ハ罪ニ増減ナシト雖モ、 答三十、若シ増減アル者ハ、故出入人 罪ヲ以テ論ス、 誣告 凡人ヲ誣告スル者ハ、罪ノ輕重ニ從 ヒ已ニ決配シ、未タ決配セザルヲ問 ハス、告人ヲ反坐ス、死罪ニ誣告シテ 未タ處決セザル者ハ、一等ヲ減ス、
---	--	--

○増玉裁判所伺
 爰ニ平民等内外官吏ヲ
 誣告スルアリ其誣ル所
 ノ罪ハ一應ノ私罪ニシ
 テ官吏ニ於テハ例ニ照
 シ贖罪若シクハ一年以
 上禁獄ヲ以テ科處スヘ
 キニ該ルト雖モ今告人
 ヲ反坐スルハ例第二百
 三十九條第一節云々ス
 ル所ヲ以テ擬ヒテ本罪
 實斷シ可然哉 若シ官
 吏人ヲ誣告スルハ破廉
 耻甚ヲ以テ論セラル哉
 七年二百八號指令
 例第二百三十九條ノ
 通り實斷贖罪ニ區處
 者ニ其云ヒ
 シタル程ノ
 科ヲ申付ナ
 リ
 此云ヒ掛ケ
 ハ犯人ノ實
 罪ヲ引去リ
 殘リ誣告ノ
 分ヲ反坐ス
 ルトナリ

若シ二事以上ヲ告ルニ、
 重事ハ、實ニ
 シテ、輕事ハ、虛及ヒ數事ヲ告テ罪等
 キニ、一事實ナル者ハ、並ニ誣告ノ罪
 ヲ免ス、
 若シ二事以上ヲ告ルニ、輕事ハ、實ニ
 シテ、重事ハ、虛或ハ一事ヲ告ルニ、輕
 ヲ誣テ、重ト爲ス者ハ、並ニ利ル所ニ
 反坐ス、
 其二人以上ヲ告ルニ、但タ一人實ナ
 ラサル者アレハ、罪輕シト雖モ、猶ホ
 其罪ニ反坐ス、
 若シ上書シテ人ヲ告ルニ、已ニ奏聞

ス 一應ノ誣告ハ第
 一條ノ通區處スト雖
 モ其犯情ニ因テ破
 廉耻甚ヲ以テ論セサ
 ル可カラズ若シ決シ
 難キ犯者アラハ口供
 ヲ以テ伺出ツヘシ
 ○敦賀縣伺
 代人或ハ代言人ヲ以現
 行ニ非サル他人ノ非違
 ヲ告訴スルアルモ事誣
 言ニ出ルルハ反坐スル
 答ノ儀ニ付刑法上ニ於
 テ代人或ハ代言人ヲ用
 ヒタル訴狀ハ受理不及
 儀ニ候哉
 八年九月廿五日指令
 伺ノ通 但犯罪告訴

得ナル訴訟
 ナリ
 已ノ罪ヲ遁
 ントテ贖ヒ
 金ニテスム
 罪ヲ誣告ス
 斥反坐ノ科
 ハ實斷スル
 ナリ

シテ、事實ナラサル者、反坐ノ罪、徒二
 年ニ及ハサル者ハ、上書詐不實律ニ
 依テ論ス、
 若シ獄囚、已ニ伏罪シテ、冤枉ナキニ
 囚ノ親族、妄訴スル者ハ、囚ノ罪ニ三
 等ヲ減ス、罪杖一百ニ止ル
 誣告條例
 第二百三十九條 凡收贖贖罪ニ該
 ル罪ヲ以テ、人ヲ誣告スル者ハ、即
 チ收贖贖罪ニ、反坐ス、若シ已ノ罪
 ヲ避ントラ規リ、人ヲ誣告スル者
 ハ、原罪收贖贖罪ニ該ルト雖モ、反

ノ儀ニ付テハ代官人
等用ヒ候儀不相成尤
代人ノ儀ハ本年當省
甲第十二號布達ノ通
可心得事

○六年日誌十二號愛媛
縣伺指令 子孫祖父
母父母ヲ告訴スル者
干名犯義不孝ニ出ル
ニ因リ破廉耻甚ヲ以
テ論シ懲役二年半但
シ竊盜罪輕シ論セス
ト雖モ賊ノ徵スヘキ
ハ追シテ事主ニ給ス
ヘシ

○七年日誌十八號京都
裁判所伺指令 開拓
使問合ノ回答ハ再議

名トハ君臣
父子兄弟夫
婦ノ類ナリ
父ト名付ケ
夫ト名付ケ
タル名ニ付
テ上下尊卑
ノ分チアル
名分ノコト
此ハ恭フヘ
ク彼ハ憐ム
ヘキコアル
ヲ義ト云フ
ナリ干モ犯

坐ノ罪贖フコトヲ聽サス婦女ノ犯
ス者モ亦此例ニ依ル

干名犯義

凡子孫祖父父母ヲ告ケ妻妾夫及
ヒ夫ノ祖父母父母ヲ告ル者ハ實ヲ
得ルト雖モ徒二年半誣告スル者ハ
絞若シ二等親ノ尊長及ヒ外祖父母
ヲ告ル者ハ實ヲ得ルト雖モ杖九十
三等親ノ尊長杖八十四等親ノ尊
長杖七十妻ノ父母杖六十其告
ラルハ二等三等親ノ尊長及ヒ外祖
父母若クハ妻ノ父母ハ並ニ自首ニ

ニ依リ養父養女ヲ姦
スルモハ前夫ノ女
ヲ姦スル權衛ニ依リ
各懲役一年妻ハ干名
犯義ヲ以テ論シ懲役
二年半人ヲ損傷シ及
ヒ姦スルモハ律ノ
通リ二等三等親ノ尊
長人ヲ毆傷スル卑幼
告言スレハ卑幼ハ干
名犯義ヲ以テ論シ其
尊長ハ毆傷ノ罪ヲ科
ス四等親以下モ之レ
ニ倣ヘ

○埼玉裁判所伺
干名犯義中妻妾ノ夫ヲ
告ル者モ名例律婦女犯
罪不孝等ノ例ニ同ク收

モ破ルコト
リ此名分ヲ
破リ義ヲ破
ルヲ干名犯
義ト云フ

父ノ本妻ヲ
嫡母ト云ヒ
後妻ヲ繼母
ト云フ
所生父母ト
ハ實父母ナ
リ此一段ハ
申シ出テモ
干名犯義ノ
科ニナラヌ
ヲ云フ

同ク罪ヲ免ス四等親ノ尊長ハ本罪
ニ三等ヲ減ス若シ誣告ノ罪重キ者
ハ各誣ル所ノ罪ニ三等ヲ加ヘ罪流
三等ニ止ル

其嫡繼母所生母其父ヲ殺シ及ヒ養
父母其所生父母ヲ殺シ若クハ二等
親以下ノ尊長ニ財産ヲ侵奪セラレ
或ハ其身ヲ毆傷セラレテ卑幼ノ自
訴ス可キ者ハ並ニ告ルヲ聽シ告ラ
ル者ハ各本律ニ依テ之ヲ科ス干
名犯義ノ限ニ在ラス卑幼ノ告ラル
モ亦同

購ヲ聽サ、ル哉
 七年百九號指令 伺
 之通 尊長ノ申
 ○筑摩縣伺 二當ル卑幼
 繼母其繼子ノ爲ニ瓦石 者ハ其者
 ノ類ヲ以テ毆打セラレ 自首ト同
 成傷スト誣告スル者ア シトナリ
 リ 但シ訴訟律誣告條
 人ヲ誣告スル者ハ罪ノ
 輕重ニ從ヒ已ニ決配シ
 未タ決配セサルヨ間ハ
 ス告人ヲ反坐スト本文
 干名犯義ニ係ルモ已決
 配未決配ニ依リ區分無
 之儀哉
 九年九號指令 伺面
 ノ如キハ干名犯義律 告スルト同
 祖父父母子孫ヲ誣 罪ナレト其
 尊長ノ申
 立ガ二三等
 二當ル卑幼
 ノ者ハ其者
 ナレハ其者
 ハ自首ト同
 シトナリ
 若シ卑幼ヲ告テ實ヲ得ル者ニ二三
 等親ノ卑幼及ヒ女婚モ亦自首ニ同
 ク罪ヲ免ヌ四等五等親ノ卑幼ハ本
 罪ニ三等ヲ減ス誣告スル者ニ等親
 ノ尊長ハ誣ル所ノ罪ニ三等ヲ減シ
 三等親ノ尊長ハ二等ヲ減シ四等五
 等親ノ尊長ハ一等ヲ減ス
 若シ夫妻ヲ誣告シ及ヒ妻妾ヲ誣告
 スルモ亦誣ル所ノ罪ニ三等ヲ減ス
 若シ奴婢家長ヲ告ル者ハ實ヲ得ル
 ト雖モ杖九十誣告スル者ハ絞雇人
 家長ヲ告ル者ハ杖六十誣告スル者

告スル者ニ照シテ論 科ヲ訴タル
 スルヲ勿レ 但シ誣 大ニ違ヒ
 告ハ干名犯義ニ係ル アリ
 ニ已未決配ヲ分タス 外孫ハ女ヲ
 告人ヲ反坐スヘシ 稼シタル先
 ニテ生タル 子ナリ

教ハ申シ付

ハ誣ル所ノ罪ニ三等ヲ加ヘ罪流三
 等ニ止ル
 其祖父父母外祖父母子孫外孫ヲ
 誣告スル者ハ論スルヲ勿レ
 若シ家長奴婢雇人ヲ誣告スル者ハ
 並ニ誣ル所ノ罪ニ三等ヲ減ス
 干名犯義條例
 第二百四十條 凡子孫祖父母父母
 ヲ誣告シ妻妾夫及ヒ夫ノ祖父母
 父母ヲ誣告スル者ハ絞ニ處スル
 律ヲ改メ懲役終身
 子孫遺教

○滋賀縣何
 子孫違教等ノ親ヲ告ル
 ヲ待テ坐スル者其已ニ
 告ルノ後親屬ノ至情坐
 視スルニ忍ヒス罪ヲ免
 サンコトヲ請フモ已ニ刑
 名宣告ノ後ナレハ其請
 ヲ聽サス未タ處刑セサ
 ル内ナレハ其儘放免シ
 テ可然哉
 七年百二十五號指令
 親屬ヨリ請願スルモ
 其罪ヲ聽サス

ケナリ成ヘ
 キ事ノ申付
 ケニ背キ養
 ハレタル者
 カ養ヒ道ノ
 缺タル者ヲ
 云フ
 奉養適缺ケ
 タルヲ祖父
 母父母官ニ
 説ク乞ハ此
 限ニアラス
 此條ハ公事
 ヲセヨト教
 ヘソ、ノカ
 スコト云フ
 情罪ハ其心
 入レト罪ノ

凡子孫祖父母父母ノ教令ニ違犯シ、
 及ヒ奉養缺クルコト有ル者ハ、杖一百
 祖父母父母ノ親ヲ告ルヲ待テ、乃坐
 ス。

子孫違教條例

第二百四十一條

凡祖父母父母老
 疾シテ家ニ侍養ノ親ナキニ故ヲ
 ニ棄去ル者ハ、懲役二年、
 教唆詞訟、

凡詞訟ヲ教唆シ及ヒ人ノ爲ニ詞狀
 ヲ作り、情罪ヲ増減シテ、人ヲ誣告ス
 ル者ハ、犯人ト同罪、罪流三等ニ止ル

次第ナリ
 罪同ハ同シ
 科ナリ

實ヲ得タル
 ハ教ヘタリ
 科ナシ

官吏ノ訴訟
 ヲ云フ
 錢債ハ金錢
 ノ貸借ナリ

若シ雇ヲ受ケ、人ヲ誣告スル者ハ、自
 ラ誣告スルト罪同、財ヲ受ル者ハ、贓
 ニ計ヘ、枉法ヲ以テ重キニ從テ論ス、
 其人ノ愚ニシテ、冤枉ヲ伸ルコト能ハ
 サルヲ見テ、教令スルニ、實ヲ得、及ヒ
 人ノ爲ニ、詞狀ヲ書寫シテ、罪ニ増減
 ナキ者ハ、論スルコト勿レ

官吏詞訟

凡官吏婚姻錢債田宅等ノ事ヲ爭論
 スルコト有レハ、家人ヲシテ、官ニ告ケ、
 對理セシムルコトヲ聽ス、官吏自ラ公
 文ヲ以テ、行移スルコトヲ許サス、違フ

○京都裁判所伺
其罪同ト稱スル者死ニ
至ルモ減等セスト此其
情罪毫モ正犯ト異ナル
テ無キ故ニ可有之依テ
七贓圖ニ不枉法ハ竊盜
ト罪同トアル華士族官
吏ニシテ之ヲ犯セハ破
廉耻甚ヲ以テ論シ候哉
ト先般相伺候處伺之通
ト御指令相成其後不枉
法ノ贓罪ハ破廉耻ヲ以
テ論スル限ニ無之旨更
ニ御達有之候然ルニ凡
詐欺恐喝取財等盜ニ準
スル罪ハ破廉耻ヲ以テ

此律ハ官員
カ賂ヒヲ受
ル罪ヲ云フ
贓ハ不正ノ
進物盜ニ物
ヲ云フ不正
ノ進物盜物
ハ財ト云ヒ
ニナラヌ前
不正ノ進物
盜物ニナリ
タル上ハ贓
ト云フナリ

此段ハ公事

者ハ答三十
受贓律
官吏受財
凡官吏枉法不枉法ノ事ニ因テ財ヲ
受ル者ハ贓ニ計ヘ之ヲ科ス等外人
ハ各一等ヲ減ス
若シ說事過錢スル者等内人ハ錢ヲ
受ル人ニ一等ヲ減ス等外人ハ二等
ヲ減ス罪徒一年半ニ止ル若シ別ニ
財ヲ受ル者ハ枉法不枉法贓ニ計ヘ
重キニ從テ論ス
枉法ノ贓各主アル者通算シテ全科

論ストアルニ盜ト罪同
ナル者却而破廉耻甚ノ
限ニアラサル如何ノ權
衡ニ候哉

七年百七十八號指令
七贓圖ニ不枉法ハ人ヨリ受テ
竊盜ト罪同シトアルル分ハ勿論
ハ止タ其贓ヲ起算ス夫大ノ罪ニ
ル法竊盜ノ贓ト同シナルヲナレ
ク節次合算シ贓ヲアト幾口モ在
ハセテ罪ヲ論スル同テ假令ハ其
シト云フコトニテ名十人ヨリ取
例稱同罪條ノ罪ヲナシ分ヲ一纏
シトコロナリ因テ破廉耻甚ヲ以
廉耻甚ヲ以テ論セステ其金高ヲ

○水澤縣伺 枉法不枉
法ノ事ニ因リ云々右說
事過錢スル平民ナレハ

人ヨリ賂ヒ
ヲ受テ刑キ
ニ依怙ヲセ
シヲ云フ
其賂ヒヲ一
人ヨリ受テ
夫大ノ罪ニ
ナルヲナレ
テ假令ハ其
十人ヨリ取
シ分ヲ一纏
メニ算用シ
テ其金高ヲ
以テ科ヲア
ツ其十人ヨ
リ取タル分

一兩以下杖六十
一兩以上杖七十
一十兩以上杖八十
二十兩以上杖九十
三十兩以上杖一百
四十兩以上徒一年
五十兩以上徒一年半
六十兩以上徒二年
七十兩以上徒二年半
八十兩以上徒三年
九十兩以上流一等

等外人ニ又一等ヲ減シ
 可然哉
 八年三月廿八日指令
 平民ハ等外人ト同ク
 論ス

一纏メニシ
 テ一兩以下
 ナレハ杖罪
 六十ナリ

一百兩以上、流二等
一百二十兩以上、流三等
二百五十兩以上、絞
等外人ハ、三百兩以上、絞
不枉法ノ贓各主アル者、通算シテ全 料ス。
一兩以下、笞五十
一兩以上、杖六十
一十兩以上、杖七十
二十兩以上、杖八十
三十兩以上、杖九十
四十兩以上、杖一百

五十兩以上、徒一年
六十兩以上、徒一年半
七十兩以上、徒二年
八十兩以上、徒二年半
九十兩以上、徒三年
一百兩以上、流一等
一百一十兩以上、流二等
一百二十兩以上、流三等
三百兩以上、絞
等外人ハ、三百兩以上ニ至リ、流 三等ニ止ル
官吏受財條例

第二百四十二條 凡官吏枉法贓ヲ受ル者等内人ハ、二百五十圓以上等外人ハ、三百圓以上絞ニ處シ、及ヒ不枉法贓等内人ハ、三百圓以上絞ニ處スル律ヲ改メ、並ニ懲役終身

○六年七月二十日第二百廿七號御布告創定

凡枉法不枉法ヲ以テ論シ、及ヒ准シテ論スル罪、平民ハ等外人ト同ク罪ヲ科ス

坐贓致罪

凡枉法不枉法ノ事ニ因リ、財ヲ受ル

愛知縣伺
坐贓致罪條枉法不枉法ノ事ニ因リ、財ヲ受ルニキ財ニ非サ

相當取ルヘ

非スシテ贓ニ坐シ罪ニ致ス者ハ、通算シテ罪ヲ科ス。與ル者ハ、五等ヲ減ス。ト之レアリ、說事過錢ノ條ナシ、右ハ枉法不枉法ノ事ニ因リ、說事過錢スル者ノ權衡ヲ以テ等内外ヲ分テ科斷スヘキ哉。將其犯情ヲ量リ、不應爲輕重ニ問ヒ、別ニ財ヲ受レハ坐贓ニ擬シ、孰レモ贖ヲ聽可然哉。

八年四十五號指令
坐贓ノ說事過錢スル者ハ、例第二百四十三條ニ照シ、又一等ヲ減ス。別ニ財ヲ受レハ、伺ノ遲リ並ニ贖ヲ聽ス

五兩以下	答一十
五兩以上	答二十
二十兩以上	答三十
四十兩以上	答四十
去十兩以上	答五十
八十兩以上	杖六十
一百兩以上	杖七十
一百二十兩以上	杖八十
一百四十兩以上	杖九十

公事等ノ落
着シテ後ニ
禮金ヲ貰ヒ
受ル者ノ律
ナリ
枉斷ハ法ヲ
枉テ捌クヲ
云フ

事後受財

凡官吏承行ノ事アリ先キニ財ヲ送
ルヲ聽許セズ事過ルノ後財ヲ受
ケ事若シ枉斷スル者ハ枉法ニ準シ
テ論シ事枉斷セサル者ハ不枉法ニ
準シテ論ス並ニ罪流三等ニ止ル錢

- 一百六十兩以上杖一百
- 二百兩以上徒一年
- 四百兩以上徒一年半
- 六百兩以上徒二年
- 八百兩以上徒二年半
- 一千兩以上徒三年

○置賜縣伺
訴訟難願等ニ依リ官吏
ノ受理ヲ促サントシテ
財物ヲ送ルニ官吏擯斥
シテ之ヲ受リルキハ其
原告人ヨ
リ賂ヒヲ取
ル約策スル
ヲ云フ聽許

本條ハ此律
ノ細領ヲ云
フ

ヲ出シ乃ヒ過スルノ入ハ並ニ杖七
十

事後受財條

第二百四十三條 凡官吏事後財ヲ
受ル者ハ本條ニ依リ罪ヲ科スト
雖モ其錢ヲ出シ及ヒ過スルノ入
ハ並ニ杖七十二處スル律ヲ改メ
坐贓ニ依テ論シ一等ヲ減シテ並
ニ罪懲役七十日ニ止ル

聽許財物

凡官吏財ヲ送ル丁ヲ聽許ムレハ未
タ接受セスト雖モ事若シ枉ル者ハ

比附援引錄

註釋

受賂律

四百十五

送ル者ハ何責テ處シ可ハ聞入ビテ然哉	七年八月十九日指令	賄ハリ	枉法ニ準シテ論シ、事枉ケサル者ハ、
賄ハリ	賄ハリ	枉ル所ハ法	不枉法ニ準シテ論シ、各一等ヲ減ス
ニ置ク	ヲ枉テ捌ク	ヲ云フ	枉ル所重キ者ハ、各重キニ從テ論ス、
○滋賀縣伺	以財請求條縱令ハ甲乙	賄ヒテ送リ	以財請求
以財請求條縱令ハ甲乙	申合セ一事ヲ請求スル	テ私ノ願ヒ	凡諸人事アリ、財ヲ以テ官吏ニ請求
ニ五十圓ヲ贈ル節申一	己ノ了簡ヲ以テ五十圓	ヲ達セント	シ法ヲ枉ルヲ得ント欲スル者ハ、
ヲ贈加シ百圓ヲ持參ス	此乙ノ罪ヲ斷スルニ其	ノ律ナリ	與フル所ノ財ヲ計ヘ、坐贓ニ依テ論
知ル所ノ五十圓ヲ贓ニ	計ヘ候乎又ハ全數ヲ計	ヒテ贈ル様	ス、若シ難ヲ避ケ、易ニ就キ、枉クル所
ハ候哉	七年一月十五日指令	ニ仕カケル	ノ罪重キ者ハ、重キニ從テ論ス、
乙全ク情ヲ知ラサレ	ハ所知ノ贓ニ科ス	ナリ	若シ官吏、可證留雖シテ歸結ヲ與ヘ
			ス及ヒ強ヲ用ヒテ、別ニ事ヲ生シ、逼
			抑シテ、財ヲ取受スル者ハ、錢ヲ出ス

○青森縣伺	受賂律以財請求條凡諸	取上ケテ願	人ハ、坐セス、
受賂律以財請求條凡諸	人事アリ、財ヲ以テ官吏	フナリ	以財請求條例
ニ請求シ法ヲ枉クルト	ヲ得ント欲スル者云々	取上ケテ願	第二百四十四條、凡枉法ノ事ニ非
官吏ノ受クル受ケサル	分致ス可キハ勿論ニ候	取上ケテ願	スト雖モ、財ヲ以テ、官吏ノ受理ヲ
ハ共彼レ與ヘシトシテ	官吏受クルヲ肯セサル	我カ支配下	請求スル者ハ、與フル所ノ財ヲ計
財ハ乃チ取與俱ニ和	セサルノ贓ト視做スヘ	ノ財物ニ望	ヘ、坐贓ニ依テ論シ、一等ヲ減ス、
キヤ	九年十八號指令 伺	用セントス	官吏求借財物
之通	○岩手縣伺	ルヲ云フ	凡監臨官吏、勢ヲ扶三、所部内ノ財物
○岩手縣伺	諸人官ニ申請スルノ事	求索借貸ハ	ヲ、求索借貸スル者ハ、並ニ贓ニ計ヘ
諸人官ニ申請スルノ事	アルニ當該官吏、可證留	所望ニ或ハ	不枉法ニ準シテ論シ、強ヲ用ヒテ、索
アルニ當該官吏、可證留		借用スルコ	借スル者ハ、枉法ニ準シテ論シ、罪流
			三等ニ止ル、其監臨ニアラサル官吏

比附援引錄

註釋

受賂律

四百十六

難シテ財物ノ求索スル者ハ官吏求借財物條中舊部内ハ元強テ用ヒテ索借スル者ノ管轄地ナハ枉法ニ準シテ論ストリ

云ニ比擬論決シ其贓未タ手ニ入ラサル者ハ聽許財物條ニ未タ接受セサル者ハ云々各一等ヲ減スト云フニ權衡ヲ取リ枉法罪一圓以下懲役七十日ニ一等ヲ減シ同六十日ニ坐ス可キ哉

八年三十二號指令伺之通り官吏求借財物條ニ依テ論シ財未タ得サル者ハ一等ヲ減ス但シ監臨テアラサル官吏ハ又一等

官吏ノ一族ノ者ヨリ具官吏ノ威ヲ借リ財物ヲ得ント所望スルナリ

八、各一等ヲ減ス、
若シ官ヲ去リ舊部内ノ財物ヲ受ケ及ヒ求索借貸スル者ハ各在官ノ時三、三等ヲ減ス、
家人求索
凡監臨官吏ノ家人奴僕所部内ニ於テ財物ヲ取受シ及ヒ求索スル者ハ各監臨官吏ノ罪ニ二等ヲ減ス、監臨ニアラサル官吏ノ家人奴僕ハ又一等ヲ減ス、若シ監臨官及ヒ官吏情ヲ知ル者ハ同罪罪流三等ニ止ル知ラサル者ハ坐セス、

ヲ減ス等外吏ハ等内人ニ又一等ヲ減ス

○培玉裁判所何

正副戸長アリ甲ヲ正長ト爲乙丙ヲ副長トス爰ニ檢田費ノ賦課スルニ當テ乙計算ヲ主トリ私カニ費額幾分ヲ加ヘ丙ヲシテ之ヲ取立シム丙取立タル全數ヲ乙ニ交ス乙其加算ノ金ヲ己レニ存シ其餘リヲ甲ニ交シ檢費ニ充シノタリ該件ノ如キハ乙己レニ存スル處ノ金ヲ贓ニ計ヘ受贓律因公科斂條第一項ニ依リ枉法ヲ以テ論スヘキ哉

公費ニ付キ上司ノ指令ヲ受ケス管下ヨリ取立ルヲ云フ己レニ入レスハ私費セヌ

因_レ公科斂_ル

凡官吏公務ニ因テ擅ニ所部内ノ財物ヲ科斂スル者ハ己レニ入レスト雖モ皆五十、贓重キ者ハ坐贓ヲ以テ論ス己レニ入ル者ハ贓ニ計ヘ枉法ヲ以テ論ス、

其公務ニ因ルニ非スシテ所部内ノ財物ヲ科斂シ己レニ入ル者ハ贓ニ計ヘ枉法ヲ以テ論ス、若シ科斂シテ入ニ餽送スル者ハ己レニ入レスト雖モ罪同

尅_レ留_ル盜_ル贓_ル

九年五十號指令
法ヲ以テ論ス

枉

ヲ留メ置テ
差出サヌヲ
云フ

外國人ヨリ
送物ヲ受ル
ヲ云フ

凡巡捕官吏已ニ盜賊ヲ獲テ贓物ヲ
尅留シ官司ニ送ラサル者ハ、笞三十
已レニ入ル、者ハ、贓ニ計ヘ、不枉法
ヲ以テ論ス。

受外國人餽送

凡官吏人私ニ外國人ノ餽送ヲ受ケ、
即時ニ官ニ告サル者ハ、贓ニ計ヘ、不
枉法ヲ以テ論ス。

受外國人餽送條例

第二百四十五條 凡外國人ノ餽送
スル飲食土宜等、交際ノ禮ニ係リ
互ニ相贈遺スル者ハ、官ニ告ケス

ト雖モ以テ不枉法論ノ限ニ在ラス

犯姦	親族相姦	姦家長妻女	姦部民妻女	居喪及僧尼犯姦	雜犯律計一十條	拆毀揭榜場	販賣鴉片烟	賭博	囑託公事	失火
犯姦 一條	親屬相姦 一條	姦家長妻 一條	姦部民妻 一條	居喪犯姦 一條	雜犯律計二十三條	犯姦條例 四條	賭博 四條	失火 五條		

放火	費用受寄財產	得遺失物	違令	不應為	捕亡律計六條	追捕罪人	罪人拒捕	獄囚脫監及反獄逃走	徒流人逃	主守不覺失囚
放火 四條	得遺失物 五條	違令 二條	不應為 三條	捕亡律計二十條	追捕罪人 一條	獄囚脫監及反獄逃走 五條	懲役人逃 十條	主守不覺失囚 三條		

詐偽律詐爲官文書條省	ナカラ差留
臺寮司府藩縣ノ文書ト	メスナリ
アリ然ルニ臺寮司ノ内	
獨リ式部寮ノミ存ソ共	不應爲ニ輕
他ハ總テ廢セラレ曰テ	重ノ差別ア
現今ニ在テハ院省使府	リ罪ヲ吟味
藩縣ノ文書ハ即チ省臺	シテ分ツ故
寮司府藩縣ノ文書ト同	問ト云フ
一ノ權衡ナル可ク而シ	
テ餘ノ文書トアルハ官	對詔ハ御答
院省使府藩縣ニ附屬ス	ヘ申上ルナ
ル館局等種々ノ名稱ア	
ル各衙並ニ其課其係等	
ノ文書及ヒ一職一吏ノ	
名ヲ以テ行フ區戸長等	
ニ至ルマテノ文書ヲ指	
スモノナルヤ果シテ然	
ラハ各上等裁判所地方	
	坐セス
	詐爲官文書條例
	第二百四十六條 凡私ノ文書ヲ詐
	爲スル者ハ情ヲ量リ不應爲ニ問
	ヒ輕重ヲ分ツ
	對詔上書詐不以實
	凡對詔及ヒ奏事上書ニ詐テ實ヲ以
	テセサル者ハ徒二年
	對詔上書詐不以實條例
	第二百四十七條 凡對詔及ヒ奏事
	上書ヲ除ク外上ニ告ルニ詐テ實
	ヲ以テセサル者ハ懲役一年事情

裁判所並ニ支廳ノ文書	裁判所並ニ支廳ノ文書
ハ府縣文書ニ比シ區裁	別所文書ハ餘ノ文書ニ
比シ可然哉	
十一月廿六日指	
令	
伺之通	
○水戸裁判所伺	太政官ノ偽
爰ニ餘ノ印ヲ偽造シ官	セ印スルヲ
私ヲ詐欺シテ財ヲ得ル	ヲ云フ
三百圓以上ノ者アリ右	行使ハ偽印
ハ詐欺取財條ヲ以テ論	ヲ用ルナリ
シ官私ヲ分タス竊盜ニ	
準スル儀欺將々常竊ニ	
盜ノ真犯ト同ソク論ス	
ハキ欺	
十年一月六日指令	
後項伺之通	
	輕キ者ハ懲役八十日
	偽造官印
	凡官ノ印ヲ偽造スル者ハ紋省臺寮
	司府藩縣ノ印ハ流一等餘ノ印ハ徒
	一年未タ行使セサル者ハ各一等ヲ
	減ス財ヲ得ル者ハ各盜罪ヲ以テ重
	キニ從テ論ス
	偽造官印條例
	第二百四十八條 凡官ノ印ヲ偽造
	スル者ハ紋ニ處スル律ヲ改メ懲
	役終身
	偽造寶貨

○和歌山縣伺
 錢舖ニ惡金ヲ潰シ直ト
 唱ヘ買取ス其惡金原ト
 贖貨ナリ其初ヨリ贖ナ
 ルヲ知テ買取シ之ヲ正
 金價直ヲ以テ行使ス其
 罪不應爲重ニ問ヒ可然
 哉 律例第二百五十二
 條凡爲造タルヲ知テ
 買取スルトハ誰基ノ賣
 貨ヲ偽造セルヲ確知シ
 テ買フ者ヲ指ス乎又ハ
 偽造スルヲハ誰手製ニ
 出ルヲ知ラスト雖モ唯
 タ贖貨タルヲ知テ買取
 スルモノヲ云乎
 九年日誌七號指令
 偽造寶貨律情ヲ知テ

紙幣ヲ取受
 スルノ後始
 テ偽造ニ係
 ルヲ知リ
 其ノ損失ヲ
 狀ヒ行使ス
 ルモ通セス
 依テ省印ヲ
 偽造シ之ヲ
 捺押シテ遂
 ニ行使スル
 者 本律條
 例 第二百
 五十一條ニ
 比照シ懲役
 五年トス
 水銀ヲ以テ
 銅貨ヲ摺磨
 凡寶貨ヲ偽造シ、已ニ行使スレハ、銀
 數ノ多寡ヲ論セス、首タル者ハ、梟從
 タル者、及ヒ匠人、贖金銀楮幣及ヒ作
 云若クハ情ヲ知テ買使スル者ハ、並
 ニ、斬其雇人、雜役ニ供スル者ハ、乾曝
 打炭等ノ雜事ニ徒三年、
 役スル者ヲ云 徒三年、
 若シ偽造已ニ成リ、未タ行使セサル、
 首タル者ハ、斬從タル者及ヒ匠人ハ、
 流三等雇人ハ、徒一年半、若シ偽造未
 タ成ラサル、首タル者ハ、流三等從タ
 ル者、及ヒ匠人ハ、徒三年、雇人ハ、徒一
 年、

買使スル者ヲ以テ論
 スヘシ 第二百五十
 二條ノ買取者ハ偽造
 者ノ誰タルヲ知ラス
 ト雖モ贖造ノ物タル
 ヲ知リ人ヲ欺キ眞金
 價直ヲ以テ行使セシ
 トスルノ意アルヲ云
 ノ其事情ノ酌量シテ
 處斷スヘシ
 ○九年日誌四十四號度
 會縣伺指令
 例第二百五十二條ハ
 唯タ偽貨タルヲ知テ
 買取シ人ヲ詐爲スル
 情狀アル者ヲ云フ已
 買使者ノ本罪ハ懲役
 終身ナリ故ニ懲役終

シテ銀色ト
 爲シ筆畫ヲ
 添加シテ行
 使スト雖モ
 十ノ一字ヲ
 欠キ且邊縁
 ノ模様異ナ
 レハ例第二
 百五十一條
 眞ヲ以テ偽
 ニ作ル者ト
 同ク論シ難
 シ例第二百
 五十一條ニ
 擬シテ罪ヲ
 科ス

若シ過ヲ悔テ自首スル者、已ニ行使
 スルハ、一等ヲ減シ、行使セサルハ、罪
 ヲ免ス、府藩縣通行ノ貨幣モ、亦同シ
 改正偽造寶貨律
 第二百五十九條 凡寶貨ヲ偽造シ、
 已ニ行使スル者、首ハ、斬從、及ヒ匠
 人、若クハ、情ヲ知テ買使スル者ハ、
 懲役終身、其雜役ニ供スル者ハ、懲
 役十年、未タ行使セサル者ハ、各一
 等ヲ減ス、
 其偽造未タ成ラサル者、首ハ、懲役
 三年、從、及ヒ匠人ハ、懲役二年半、雜

身ヨリ減等スヘキ法
ナレバ情狀ヲ酌シ輕
減スヘシシナル者
贖金ヲ低價ニ買受ス
ルト雖比人ヲ詐偽ス
ル情ナキモノハ例第
二百四十九條第二百
五十二條ニ依リ難
シ

○鳥取縣伺
壹分銀ハ現今ノ通貨ニ
アラスト雖比貨幣價格
表ニ記載有之者ニ候ヘ
ハ偽造行使スルモノハ
總テ通貨ト同ク論シ改
正偽造寶貨律ニ依リ處
斷可然哉
九年日誌四十五號指
邊縁ハヘリ
フチナリ輪

役者ハ懲役百日、
若シ過シテ悔ヒ自首スル者已ニ行
使スルハ、二等ヲ減シ、未タ行使セ
サルハ、罪ヲ免ス、
○十年三月二日第二十五號
御布告偽造寶貨律改正
凡寶貨ヲ偽造シ、已ニ行使スル者首
ハ斬、改テ懲役終身、從及ヒ匠人、若
クハ情ヲ知テ買使スル者ハ、懲役
終身、改テ懲役十年、其雜役ニ供ス
ル者ハ、懲役十年、改テ懲役七年、
偽造寶貨條例
第二百五十條 凡金銀貨幣ノ邊縁

令
伺之通
水戸裁判所伺
明治七年本省日誌百九
十七號福島縣ヨリ松本
七三郎斷刑伺御指令ニ
日寶貨ヲ買取シ行使セ
ノト欲シテ得ヌ因テ斷
念悉皆之レヲ燒却スル
者其情買取未行使ヲ以
テ論シ難シ依テ不應爲
重ニ問ヒ懲役七十日ト
之レアリ右隨時車ニ就
テノ御指令ハ準據スル
ヲ得サル勿論ノ儀ニ候
ヘ比買取ノ後之レヲ燒
却シ或ハ河水ニ投棄シ
再ヒ行使ノ念ヲ斷ツ者

廓ノ一ナリ
剪錯ハハサ
ミ取ルナリ
描改ストハ
或ハ一ヲニ
ニ作リナリ
千ニスル類
ヒナリ
已買使者ハ
已ニ買取テ
遣タルナリ
接遞ハ偽貨
幣偽紙幣ヲ

ヲ剪錯シテ、利ヲ取り行使スル者
ハ、懲役三年、
第二百五十一條 凡紙幣ノ字樣ヲ
挑刻シ、成片ヲ補綴シ、筆畫ヲ描改
シ、眞ヲ以テ偽ニ作り、行使スル者
ハ懲役五年、
第二百五十二條 凡偽造タルコトヲ
知テ、買取シ、未タ行使セサル者ハ、
已買使者ニ、一等ヲ減ス、
第二百五十三條 凡偽造タルコトヲ
知テ、雇ヲ受ケ、接遞シテ、眞貨ニ兌
換スル者ハ、知情買使ヲ以テ論ス、

ハ夫ノ買取未行使者ノ手渡シニ兩
機ヲ窺ヒ行使セント欲
シテ隠蔽スル者ト情念
同一ニ論シ難ク又律例
ニ罪名之レナシ是以テ
例第九十九條ニ依リ不
應爲重ニ問ハル御指令
アル所以ナル歟ト愚考
仕候向後是等ノ犯罪ハ
右御指令ヲ參酌シ例第
九十九條ニ依リ不應爲
重ニ問擬シ可然候故果
然ラハ別紙口供寫ノ
如キ他人ヨリ贖貨ヲ借
用シ行使セントシテ朋
友ノ説諭ニ從ヒ斷念悉
皆河水ニ投棄スル者ニ
シテ舊茨城裁判所ニ於
テ

第二百五十四條 凡偽造スルノ情
ヲ知テ、房屋ヲ給シ、及ヒ窩藏スル
者ハ、已未行使ヲ分テ、並ニ、偽造從
ヲ以テ論ス、
第二百五十五條 凡雜役ニ供スル
者、雇工錢ニ、偽貨ヲ受ケ、行使スル
者ハ、知情行使律ニ依ル、
第二百五十六條 凡偽造、已ニ成リ、
未タ行使セスシテ悔悟シ、其夥黨
ヲ脱スト雖モ、首報セサル者ハ、偽
造、已成未行使ヲ以テ論ス、其偽造
未タ成ラサル者ハ、懲役百日

テ買取未行使者ヲ以テ
論斷セルハ權衡其當ヲ
得サル歟ト見込候如此
者ハ例第三百十四條ニ
依リ改正ニ及候テ不苦
候哉
十年五月十九日指令
伺ノ通

達令ハ雜犯
律ニアリ
倒用ハ逆ニ
押スナリ
朦朧ハウツ
カリナリ交

第二百五十七條 凡人ノ寶貨ヲ偽
造スルノ知テ、官司ニ申報セサ
ル者ハ、違令重ニ問フ、
第二百五十八條 凡寶貨ヲ取受ス
ルノ後、始テ偽造ニ係ルヲ知リ、
官ノ檢視ヲ經スシテ、行使スル者
ハ、不應爲重ニ問フ、
○六年六月廿八日第二
百卅一號御布告創定
凡紙幣ニ印スルニ、漏印及ヒ倒用ス
ル者ハ、一帳ニ懲役十日、三帳毎ニ
一等ヲ加ヘ罪、懲役七十日ニ止ル、
若シ檢査官吏、朦朧交收スル者、罪

○度量衡違犯ニ付神戸裁判所伺九年十五日指
 明治九年第十七號公
 布三器改定以前尺度
 ヲ私造販賣スル者今
 發覺スト雖罪ノ論
 スヘキ無シ

收ハ取納ノ
 秤ハ、カリ
 尺ハ物差ナ
 リ
 標星ハ秤ノ
 目ナリ懸紐
 ハカケ紐ナ
 リ

亦同、
 偽造斛斗秤尺
 凡斛斗秤尺ヲ偽造スル者ハ、流一等
 從タル者及ヒ匠人ハ、徒三年
 ○六年八月二日第二百
 七十九號御布告創定
 凡斛斗ノ邊縁ヲ増補シ、秤量ノ標星
 懸紐ヲ變換シテ利ヲ圖ル者ハ、懲
 役一年半、情輕キ者ハ、不應爲律ニ
 問ヒ、輕重ヲ分ツ、
 偽造私印
 凡私印ヲ偽造スル者ハ、杖一百、財ヲ
 得ル者ハ、贓ニ計ヘ、各盜罪ヲ以テ、重

法ニ準シ從重論ト指令
 ○八年日誌五十九號司
 法省裁判所言波
 其方儀瑞商エツチシ
 ベルヘ取組候自己ノ商
 法ヲ高知藩商法ノ趣ニ
 申偽リ證書取捺ル科詐
 稱官律犯ス所輕キ者ヲ
 以テ論シ懲役七十日可
 申付處捕ヲ聞テ自首ス
 ルヲ以テ一等ヲ減シ懲
 役六十日申付候事但
 シ脱籍スト雖モ明治六
 年第七十三號布告以
 前ヨリ拘留セラレ、ニ
 付其罪ヲ問ハス
 ○濱田縣伺
 平民ニシテ律令第二百

免職ノ者仍
 ホ官員ナリ
 ト詐ルヲ云
 フ
 有官ハ官職
 アリト云フ
 差遣ハ使者
 ナリ
 求爲ハ求ル
 ナリ
 見任官ハ今
 勤ノ居ル官
 吏ナリ

キニ從テ論ス、
 詐稱官
 凡無官ニシテ、有官ト詐稱シ、或ハ官
 司ノ差遣ト詐稱シテ、人ヲ捕ヘ、及ヒ
 官員ノ姓名ヲ詐冒シテ、求爲スル所
 アル者ハ、徒二年半、犯ス所輕キ者ハ、
 杖七十
 若シ見任官ノ子孫弟姪家令等ト詐
 稱シテ、求爲スル所アル者ハ、杖九十、
 犯ス所輕キ者ハ、笞三十、從タル者ハ、
 各一等ヲ減ス、
 若シ財ヲ得ル者ハ、贓ニ計ヘ、竊盜ニ

五十九條ノ罪ヲ犯ス者
又ハ已廢罪卒ヲ從前取
締組番人ト稱ビシ類ノ
職名ヲ詐稱シ旅店ニ宿
スル者等ハ贖罪實決ノ
中孰レニ處斷可仕哉
八年日誌百一號指令
別ニ規避スル所ノ情
ナキ者ハ贖罪ニ處ス
ヘシ

○福島裁判所伺
詐偽律詐稱病死傷條凡
官吏人等右ハ職制律擅
離職役條ニ最モ類似ノ
章ト存セラレ候此レモ
客歲第四十八號御布告
中官吏ノ公罪ニ係ル者
ト云フノ部分ト見做シ

病氣又ハ傷
アリ死セリ
ト偽言シテ
役向キヲ逃
ル、ヲ云フ
病氣ハ官吏
ノ言立テ多
ク死傷ハ軍
郷貫ハ名籍
ノ在ル所
準シ、重キニ從テ論ス、罪流三等ニ止
ル、
詐稱官條例
第二百五十九條 凡郷貫名氏ヲ詐
稱シテ客塵ニ宿スル者ハ、不應爲
輕ニ問ス、
詐稱病死傷
凡官吏人等、疾病ト詐稱シ、事ニ臨テ
難ヲ避ル者ハ、笞三十、避ル所事重キ
者ハ、杖七十、
若シ罪ヲ犯シテ死スト詐稱シ、喚問
ニ免レントスル者ハ、徒一年半、避ル

既ニ廢止ノ儀ト相心得
可然哉
十年五月八日指令
詐稱病死傷條ハ廢セ
ラレサル儀ト心得可
シ

人ノ言立テ
多シ
殘ハソコハ
フナリ
犯人ハ傷殘
スルトヲ頼
ム者
聽行ハ見逃
シオクナリ
教誘ハサソ
ヒソ、ノカ
スナリ
告舉ハ訴人
スルナリ

所事重キ者ハ、各重キニ從テ論ス、
若シ人ト忿争シテ、故サラニ自ラ傷
殘シ、人ニ詐頼スル者ハ、杖七十、其雇
ヒテ受ケ、人ノ爲ニ、傷殘スル者ハ、犯
人ト同罪因テ死ニ致ス者ハ、關殺罪
ニ、一等ヲ減ス、
若シ當該ノ官司、知テ聽行スル者ハ、
同罪、罪流三等ニ止ル、知ラサル者ハ、
坐セス、
詐教誘人犯法
凡詐テ人ヲ教誘シテ、法ヲ犯サシム
卻テ自ラ捕獲シ、若クハ告舉シ、或ハ

<p>○七年五月司法省第十號布達 今般犯姦之儀ニ付左之通り於當省議定候條此旨可相心得候事 凡姦事他人ノ指稱ニ係ル者ハ論スルヲ勿レ ○姦罪告訴ノ議ニ付東軍裁判所檢事局再伺九 前婦犯姦逃亡スルニ依リ見當次第離縁シ其親類へ引渡ス可キ旨其筋へ届ケ彼婦ヲ</p>	<p>捕告ハ捕へタリト告ルナリ 姦ハ密通ナリ 和姦ハ男女思ヒ合テ密通スルナリ 女ノ合点ヒヌヲ無理ニ通スルヲ強姦トス 和ハ承知シ</p>	<p>人ヲシテ捕告ビシムル者ハ法ヲ犯スノ人ト同罪 犯姦律 凡和姦ハ各杖七十、夫アル者ハ各徒三年 若シ媒合及ヒ容止シテ通姦セシムル者ハ、犯人ノ罪ニ一等ヲ減ス、強姦スル者ハ、流三等、未タ成ラサル者ハ、一等ヲ減ス、因テ折傷スル者ハ、絞婦女ハ坐セス、十二歳以下ノ幼女ヲ姦スル者ハ、和ト雖モ強ト同ク論</p>
--	---	--

娶ル者ナレハ本夫ノ情已ニ前婦ヲ離異スルニ依リ其親類へ協議シ離縁送籍手數ヲナサシム可キニ兩婦ヲ戸籍ニ登記スルハ戸長ノ錯誤ト謂フ可シ故ニ前婦還歸スト雖モ直ニ離縁送籍ノ手數ヲ爲ス可クシテ更ニ姦罪ヲ訴フ可キ者ニ非ス

タルナリ

妾ハ懲役百

<p>娶ル者ナレハ本夫ノ情已ニ前婦ヲ離異スルニ依リ其親類へ協議シ離縁送籍手數ヲナサシム可キニ兩婦ヲ戸籍ニ登記スルハ戸長ノ錯誤ト謂フ可シ故ニ前婦還歸スト雖モ直ニ離縁送籍ノ手數ヲ爲ス可クシテ更ニ姦罪ヲ訴フ可キ者ニ非ス</p>	<p>タルナリ 妾ハ懲役百</p>	<p>改正犯姦律 犯姦 第二百六十條 凡和姦、夫アル者ハ各懲役一年、妾ハ、一等ヲ減ス、若シ媒合及ヒ容止シテ、通姦セシムル者ハ、犯人ノ罪ニ、三等ヲ減ス、強姦スル者ハ、懲役十年、未タ成ラサル者ハ、一等ヲ減ス、因テ折傷スル者ハ懲役終身、婦女ハ坐セス、十二歳以下ノ幼女ヲ姦スル者ハ、和ト雖モ、強ト同ク論ス。</p>
--	------------------------------	---

○三重縣伺
親屬姦居畏姦鶴姦等ノ
犯罪官ノ搜索ニテ發覺
シ及ヒ餘罪ヲ推糺スル
ハ親族相姦等ノ下ニ尋
及セサルヲ得サルヨリ
シテ其實ヲ供シ或ハ自
ラ首告スル等ノ如キモ
本夫或ハ五等親族ノ告
ルニ非サレハ不問ニ置
キ可然哉
九年日誌五號指令
伺之通

親屬ノ密通
ハ倫ヲ亂ル
者ニハ一段
嚴シキ掟ナ
リ
子孫ノ婦ハ
ヨノナリ
母ノ姊妹ト
ハフヒヨリ
指ス詞
姪ノ妻トハ
フデヨリ指
ス詞
養子妻ノ姊
妹ヲ姦スル
者ハ同母異

六年十月十七日第三百
四十九號御布告創定
強姦死ニ致ス者ハ斬、
親屬相姦

凡父祖ノ妾、姉、姊妹、及ヒ子孫ノ婦、兄、弟ノ女ヲ姦スル者ハ、各流三等強姦スル者ハ、斬、
若シ母ノ姊妹、及ヒ兄弟ノ妻、姪ノ妻ヲ姦スル者ハ、各流一等強姦スル者ハ、絞、妾ヲ姦スル者ハ、各一等ヲ減ス、強姦スル者ハ、絞、
若シ前夫ノ女、同母異父姊妹ヲ姦スル者ハ、各徒三年強姦スル者ハ、絞、

親屬相姦

○九年日誌五十六號東
京裁判所檢事局伺指令
姦事他人ノ指稱ニ係
ルハ論スルコト勿レト
ハ姦情曖昧確據ナク
人ノ誣執ニ易キヲ防
スル所以ナリ親屬相
姦居畏犯姦ノ類其現
場ニ於テ親屬捉獲シ
及ヒ自ラ供認スル如
キハ罪ヲ科ビサルヘ
カラスト雖有夫ノ姦
ハ夫ノ告ルニ非サレ
ハ論ビス

父姊妹ヲ姦
スル律ノ權
衡ニヨル

第二百六十一條 凡父祖ノ妾、伯叔、姑、姊妹、及ヒ子孫ノ婦ヲ姦スル者ハ、各懲役三年、強姦スル者ハ、懲役終身、若シ母ノ姊妹、及ヒ兄弟ノ妻、姪ノ妻ヲ姦スル者ハ、懲役二年、妾ヲ姦スル者ハ、各一等ヲ減ス、強姦スル者ハ、並ニ懲役終身、
若シ兄弟姊妹ノ女、及ヒ前夫ノ女、同母異父姊妹ヲ姦スル者ハ、各懲役一年、強姦スル者ハ、懲役終身、
姦家長妻、女

凡奴僕雇人、家長ノ妻ヲ姦スル者ハ、 流三等、姦婦ハ、徒三年、強姦スル者ハ、 斬、 若シ家長ノ女、姉妹及ヒ姑、若クハ兄 弟ノ妻ヲ姦スル者ハ、流一等、婦女ハ、 凡姦ヲ以テ論ス、強姦スル者ハ、絞、姦 ヲ姦スル者ハ、各一等ヲ減ス、強姦ス ル者ハ、絞、 姦家長妻、 第二百六十二條 凡雇人、家長ノ妻 ヲ姦スル者ハ、各懲役一年半、強姦 スル者ハ、懲役終身、									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○若松縣伺 父母舅姑ノ喪ニ居リ姦 ヲ犯ス者ハ、凡姦ヲ以テ 論シ、夫ノ喪ニ居リ姦ヲ 犯ス者ハ、有夫ヲ以テ論 ス云々、六年後日誌第四									
管下ノ民ノ 妻或ハ娘ヲ 姦スル官吏 ノ律ナリ									
喪ニ居ル者 及ヒ僧尼ノ 密通スルヲ 云フ									
舅姑トハヨ ノ方ヨリ 指ス詞ナリ									
姦部民妻、 凡官吏所部内ノ妻女ヲ姦スル者ハ、 凡姦罪ニ、二等ヲ加フ、婦女ハ、凡姦ヲ 以テ論ス、 姦部民妻、 第二百六十三條 凡官吏部民ノ妻 ヲ姦スル者ハ、懲役一年半、相姦ス ルノ妻ハ、懲役一年、 居喪及僧尼犯姦、 凡父母舅姑、及ヒ夫ノ喪ニ居リ、若ク ハ僧尼ノ姦ヲ犯ス者ハ、各凡姦罪ニ 二等ヲ加ス、相姦スルノ人ハ、凡姦ヲ									

十九號京都裁判所伺ニ
律例凡姦ヲ以テ論スル
トハ懲役一年ニ處スル
ヲ云フト御指令之レア
リ
七年日誌百九十六號
指令
京都裁判所へノ指令
ノ如ク處分スヘシ
但新律綱領ノ犯姦律
ハ改正ト心得ヘシ

凡姦ハ一ト
通りノ密通
有夫ヲ以テ
論ストハ夫

以テ論ス、

居喪犯姦

第二百六十四條

凡父母舅姑及ヒ

夫ノ喪ニ居リ姦ヲ犯ス者ハ各凡

姦ニ一等ヲ加フ相姦スルノ人ハ

凡姦ヲ以テ論ス

○六年七月三十日第二百七十

四號御布告居喪犯姦律改正

凡父母舅姑夫ノ喪ニ居リ姦ヲ犯ス

者ハ各凡姦ニ一等ヲ加フル律ヲ

改メ父母舅姑ノ喪ニ居リ姦ヲ犯

ス者ハ凡姦ヲ以テ論シ夫ノ喪ニ

居リ姦ヲ犯ス者ハ有夫ヲ以テ論

ス相姦スルノ人並ニ同罪

犯姦條例

第二百六十五條

凡和姦ノ後姦情

敗露ニ因テ姦情悔迫自盡スル者

ハ姦夫情ヲ知ラスト雖モ姦罪ニ

一等ヲ加フ

第二百六十六條

凡雜姦スル者ハ

各懲役九十日華士族ハ破廉耻甚

ヲ以テ論ス其姦セラルノ幼童

十五歳以下ノ者ハ坐セス若シ強

姦スル者ハ懲役十年未タ成ラザ

ル者ハ一等ヲ減ス

○八年日誌十七號東京
裁判所伺指令
休書ヲ與フル妻ヲ毆
テ死ニ致ス者律例第
百七十五條闕段人ヲ
殺ス者ニ擬シ本罪懲
役終身ノ處其妻本ト
人ト通姦シ離縁ヲ
乞ヒ竟ニ出走シテ歸
ラス強テ休書ヲ出サ
シノ仍ホ其約ニ背キ
直ニ姦夫ト親密シテ
顧ミヌ不義不信尋平
休書ヲ與ル者ト同シ
ナリ
ク論スヘカシス因テ
例第百七十二條ヲ參
酌シ三等ヲ減ス
○三重探伺

アルト同様

敗露ハ露顯

シタルナリ

自盡ハ自殺

ナリ

情ヲ知ラス

トハ自殺ス

ル意ヲ知ラ

ズナリ

雜姦ハ男色

ナリ

但書ノ如ク來客ノ明
具ヲ携ヘ自ラ喫食ス
ルヲ一時默許スル者
ハ違副重ニ問フ

没入ハ官
取上ルナリ
知テ舉ヒス
トハ調ヘテ
ビスナリ

食スル者ハ、徒二年半並ニ鴉片烟ハ
官ニ没入ス、
若シ官吏知テ舉セサル者ハ、同罪罪
流三等ニ止ル、財ヲ受ル者ハ、枉法ヲ
以テ重ニ從テ論ス、

賭博

○大審院伺
爰ニ甲アリ官司ノ差遣
ト詐稱シ賭場ニ入り金
錢ヲ要求セシ事發覺ス
ルニヨリ其賭博ヲ犯カ
セシ乙丙ヲ糺治セサレ
ハ事情明瞭ナラサルヲ
以テ乙丙ヲ糺治セシニ
乙丙ニ於テ自ラ賭博ヲ
犯セシコトヲ供出スルニ

此律ハバク
チノ捌キナ
リ
開張ハバク
チ場ヲ設ル
ナリ
所謂ル長脇
差ノ類

凡財物ヲ賭シ博戲ヲ爲ス者ハ、皆杖
八十、賭場ノ財物ハ、官ニ入ル、其賭房
ヲ開張スル者ハ、其列ニ與ラスト雖
モ、同罪、飲食ヲ賭スル者ハ、論スル丁
勿レ、
若シ産業無クシテ、常ニ腰刀ヲ挾帶

ヨリ按判官ニ於テ雜犯
律賭博條ニ照シ斷決シ
タリ然ルニ賭博罪ノ現
行犯ハ其罪ヲ問ハサル
ノ明文ナキニ依リ乙丙
カ如キ既ニ糺治ヲ經其
罪ニ服スルニ至テハ其
罪ヲ問フヘキ者ナル哉
又ハ非現行ノ賭博犯ハ
假令其罪ニ服シタルモ
都テ不問ニ置ヘキ者ナ
ル哉
十一月廿八日司
法省指令
伺ノ趣糺治シテ罪ニ
服スルト雖モ非現行
ニ係レハ不問ニ措ク
儀ト心得可シ

無賴トハ親
兄弟テモ類
シカヒナキ
者ヲ云フ
招結ハ呼ヒ
聚ノテ仲間
ヲ組ムナリ
現在ノ財物
トハバクチ
場ヘ持出シ
タル金錢ナ
リ
博戲道具ノ
商人ノ律

シ、無賴ノ徒ヲ招結シ、賭場ヲ開張ス
四、類ニ横行スル者ハ、皆流一等、
賭博條例、

賭博條例

第二百六十九條 凡賭博三犯以上
ハ、懲役一年、
第二百七十條 凡賭場現在ノ財物
ハ、官ニ入ルト雖モ、其田宅等不動
産ニ係ル者ハ、原主ニ還付シ、官ニ
入ル、ノ限ニ在ラス、
第二百七十一條 凡博戲ニ用フル
骰子、骨牌ヲ賣ル者ハ、賭博者ト同
罪、再犯ハ、一等ヲ加ヘ、三犯以上ハ

母錢ハ元手 ナリ息ハ利 息ナリ	公事ヲ私 ニ頼ミ込ム ヲ云フ	聽從ハ聞キ 届ケタルナ リ	施行スルハ 聞届ケテ申 シ附タリヌ 差圖シタリ	懲役一年	第二百七十二條 凡賭博ノ列ニ與 ラスト雖モ母錢ヲ借シ息ヲ收ル 者ハ犯人ト同罪、	囑託公事	凡法令ヲ曲ケンコトヲ欲シ公事ヲ囑 託スル者ハ己レノ爲ニシ人ノ爲ニ スルコトヲ論セス、答四十、當該ノ官吏 聽從スル者ハ同罪、聽從セサル者ハ 坐セス、若シ事己ニ施行スル者ハ杖 九十、枉ル所罪重キ者官吏ハ故出入 人罪律ヲ以テ論ス、若シ他人及ヒ親
-----------------------	----------------------	---------------------	----------------------------------	------	---	------	---

スル	又己レノ事 ナレハ其枉 テモライソ 本罪ヨリ一 段上ホス	太廟ハ伊勢 神宮及ヒ宮 中ノ神殿 官關ハ至尊 ノ御住居	○鳥取縣伺 二男或ハ三男ヲ分家セ シノ戸主トナシ居ラシ ムルニ其本家ノ父母火 ヲ失シテ該家ヲ燒ク者 ハ人ノ宅舍ヲ燒ク者ヲ 以テ論シ可然哉 八年三十九號指令 自己ノ宅舍ヲ燒ク者	屬ノ爲ニ囑託シテ枉ル所罪、答四十 ヨリ重キ者ハ、當該官吏ノ罪ニ三等 ヲ減ス、自己ノ事ヲ囑託スル者ハ、坐 スヘキ本罪ニ一等ヲ加ス、 若シ法ヲ曲ケ、贓ヲ受ル者ハ、贓ニ計 ヘ、枉法ヲ以テ論ス、 失火	凡火ヲ失シテ自己ノ宅舍ヲ燒ク者 ハ、答二十、人ノ宅舍ニ延燒スル者ハ 答四十、罪止、タ火ヲ失スル人ヲ坐ス 若シ太廟、及ヒ官關内ニ於テ火ヲ失 スル者ハ、流三等、山陵ノ兆域内ハ、徒
----	--	---	---	--	---

ヲ以論ス
 ○鳥取縣伺
 甲乙丙協力蘇金ヲ以テ
 一字ノ醫院ヲ建設シ醫
 ヲシテ居ラシムルニ共
 醫火ヲ失シ該院ヲ燒ク
 者ニハ自己ノ宅舎ヲ燒
 者ニ一等ヲ加ヘ可然哉
 但シ甲或ハ乙丙火ヲ
 失シ該院ヲ燒クモ本
 條ト同ク自己ノ宅舎
 ヲ燒クニ一等ヲ加ヘ可
 然哉 火ヲ失シ學校
 建設ノ爲メ獻納スル金
 ヲ以テ建築スル中小學
 校ヲ燒キ或ハ延燒スル
 ハ如何處置可然哉
 八年四十號指令 本
 公廨ハ役所
 ナリ
 延燒ハ累燒
 ナリ
 自己ノ船舶
 ヲ航海中ニ
 失火スルハ
 罪ノ問フヘ
 キナント雖
 若シ船舶幅
 輦ノ港内ニ
 テ失火スル
 者ハ自己ノ
 宅舎ヲ燒ク
 者ニ依テ論
 シ官船ニ係
 ルハ公廨倉
 庫内ニ失火
 一年公廨及ヒ倉庫内ハ杖一百、主守
 ノ人因テ財物ヲ侵欺スル者ハ、贓ニ
 計ヘ、監守自盜ヲ以テ論ス、其外ニ在
 リ、火ヲ失シテ、延燒スル者ハ、各三等
 ヲ減ス、
 其宮殿及ヒ倉庫ヲ守衛シ、若クハ囚
 ヲ掌ル者、火ノ起ルヲ見テハ所守ヲ
 離ル、コヲ得ス、違フ者ハ、杖七十
 失火條例
 第二百七十三條 凡太廟及ヒ山陵
 内ニ於テ、火ヲ失スル者ハ、律ニ依
 リ罪ヲ科スルノ外、官幣國幣大社

條但書共ニ伺ノ通
 公廨ヲ燒ク者ヲ以テ
 論シ延燒スル者ハ三
 等ヲ減ス
 ○廣島縣伺
 各居祝儀或ハ他人一時
 止宿ノ者火ヲ失シテ其
 家ヲ燒ク者處分方御省
 日誌昨年第九十六號置
 賜縣伺第二項ニ明文ア
 リト雖モ其人ノ宅舎ニ
 延燒スルノ義不相見如
 何處分可然哉
 八年六十七號指令
 人ノ宅舎ニ延燒スル
 者ト同ク罪ヲ論ス
 ○節磨縣伺
 別居異産ノ子偶々父ノ
 スルヲ以テ
 論ス 但シ
 自己ノ船舶
 下雖モ他ノ
 荷物ヲ載セ
 置ク者ハ不
 問ノ限ニ在
 ラス
 後見人ノ火
 ヲ失スルハ
 自己ノ宅舎
 ヲ燒ク以テ
 論ス一時留
 守番ノ者ハ
 自己宅舎ヲ
 燒クニ一等
 ヲ加フ
 八、山陵ト同シク論シ、中社ハ、懲役
 百日、小社ハ、懲役九十日、府縣社ハ、
 懲役七十日、郷社ハ、懲役六十日、延
 燒スル者ハ、各本罪ニ、三等ヲ減ス、
 減シテ、人ノ宅舎ヲ延燒スルヨリ、
 輕ク、若クハ等キハ、並ニ、一等ヲ加
 ス、
 第二百七十四條 凡稅居人、火ヲ失
 シテ、其家ヲ燒ク者ハ、自己宅舎ヲ
 燒クニ、一等ヲ加フ、
 第二百七十五條 凡火ヲ失シテ、人
 ヲ燒死ニ致ス者ハ、死屍ノ多寡ヲ

家ニ來リ火ヲ失シテ父ノ宅舎ヲ燒ク者アルトハ自己ノ宅舎ヲ燒ク者ト同ク科斷致シ可然哉又ハ自己ノ宅舎ヲ燒ク者ヲ以テ論シ一等ヲ加ヘ候哉
 九年五十一號指令 自己ノ宅舎ヲ燒クニ一等ヲ減ス
 ○節磨縣伺
 一村或ハ一町ノ人民協同合力シテ一ノ神祠ヲ設ケ互ニ該處ノ鎮守トナスニ其内一人火ヲ失シ云々
 九年五十六號指令 村社カレハ郷社ト同

論セス、一等ヲ加ス、其同居ノ祖父母父母ヲ燒死ニ致ス者ハ懲役百日、
 六年八月十二日第二百九十九號御布告第七十五條改正
 凡火ヲ失シテ人ヲ燒死ニ致ス者ハ死屍ノ多寡ヲ論セス、一等ヲ加ス、其同居一等親ノ尊長ヲ燒死ニ致ス者ハ、懲役百日、二等親以下ノ尊長ハ、各一等ヲ遞減シ、卑幼ハ各等親ニ照シ、尊長ニ三等ヲ減ス、減シテ罪、致人燒死律ヨリ輕キ者ハ、減セス、其各居ニ係ル者ハ、等親尊

ク論スヘシ
 ○鳥取縣伺
 民家ノ別屋又ハ半宇ヲ借リ警察屯所トナスヲ燒ク者ハ如何處斷シ可然哉 區内之課金ヲ以テ公築スル報時所ヲ其守番又ハ他人燒失延燒スル者ハ如何處斷シ可然哉
 九年日誌一號指令 人ノ宅舎ヲ以テ論ス 官命ニ依リ賦課シタル金圓ヲ以テ建築スル報時所ナレハ公廨ニ准シテ論シ酌減スヘシ
 ○東京上等裁判所伺

卑ヲ論セス、並ニ致人燒死ト同罪
 第二百七十六條 凡火ヲ失シテ、人ノ山林柴草及ヒ空間房屋、若クハ田塲積聚ノ物ヲ延燒スル者ハ、官私ヲ分タス、人ノ宅舎ニ、延燒スルニ、一等ヲ減ス、
 第二百七十七條 凡盜犯、火ヲ用ヒテ、門關戶樞ヲ燒燬シ、及ヒ燭炬ヲ持シ、賄ヒスシテ、失火ニ致ス者ハ、懲役三年、若シ盜罪重キ者ハ、重キニ從テ論ス
 放火

痴呆者放火人有之右ハ十五年四ケ
 巽者新律綱領御願布後月ノ窮乏人
 但州鹽山村イソ年十五母ノ黃痰病
 ニメ放火六次ニ及ヘリヲ治スル爲
 然ルニ性愚冥ニシテ黒芭蕉根ト規
 白ヲ辨セス殆ト狂人ニ貝ヲ得テ味
 類ス因テ瘋癩殺人律ニ増ヲ或ル有
 比照シ終身鎖網ニ處セ富ノ家ニ乞
 ラレ候類例モ有之哉ニノ與ヘス殘
 付痴呆者放火處分ノ同念ノ餘裏ノ
 九年日誌十號指令木屋ニ放火
 痴呆ハ癡疾ヲ以テ論シ居宅燒失
 ス但犯時ノ情狀ニスルアリ情
 依リ酌量輕減シ又ハヲ酌量シテ
 知覺精神ヲ全ク喪失スルニ係レハ瘋癩人
 ヲ以テ論スルモ裁判官ノ見込ニ任ス

凡火ヲ放テ、故サラニ公廩倉庫及ヒ
 民舍ヲ燒ク者ハ、皆斬、未タ燒燬ニ至
 ラサル者ハ、流三等、
 放火條例
 第二百七十八條 凡火ヲ放テ、人ノ
 空閒房屋及ヒ田塲積聚ノ物ヲ燒
 ク者ハ、懲役七年未タ燒燬ニ至ラ
 サル者ハ、懲役三年
 第二百七十九條 凡火ヲ放テ、故ラ
 ニ自己ノ房屋ヲ燒ク者ハ、懲役九
 十日未タ燒燬ニ至ラサル者ハ、一
 等ヲ減ス、若シ期ヒスシテ、公廩倉

○放火自首ヲ聽ルサ、
 ル儀茲城裁判所再同
 九年十一月十四日指
 令 放火燒燬ノ財産
 或ハ賠償ス可キ者無
 クニ非スト雖モ概シ
 テ賠償ヲ命ビサルハ人ノ住マヌ
 法律上賠償ス可カラナヤナドヲ
 サル者ト看做ス故ナ
 リ夫火シテ自己ノ宅
 舍ヲ燒クニ止ル者ノ燒燬ハ燒ケ
 如キ損害他人ノ財産ヲチナリ
 及ハサルモ仍ホ其
 罪ヲ科シテ首免ヲ與
 ヘス畢竟放火失ノ罪ニ困ルナリ
 ト特別ノ法ニシテ棄
 毀器物等ノ罪ト一般
 同視スヘキ者ニ非ス

庫及ヒ民舍ヲ延燒スル者ハ、懲役
 二年半因テ財ヲ盜ム者ハ懲役終
 身
 第二百八十條 凡火ヲ放テ、人ノ空
 閒房屋ヲ燒キ期ヒスシテ、人ノ宅
 舍ニ延燒スル者ハ、懲役十年
 第二百八十一條 凡火ヲ放テ、人ノ
 宅舍ヲ燒キ未タ燒燬ニ至ラサル
 者律ニ照シ、懲役十年ニ處スル外
 若シ雇人等家長ノ督責ニ苛迫シ、
 一時脱身ヲ圖リ、纔ニ火ヲ放テ、未
 タ燒燬ニ至ラサル者ハ、情ヲ量テ

比附援引錄

註釋

雜犯律

四百五十八

比附援引録

註釋

雜犯律

四百五十九

○京都裁判所伺		第一條 他人ヨリ貸金	預リタル物	三等ヲ減シ懲役三年
取立ノ依託ヲ受ケ負債		主ヨリ返辨ヲ請ケ債主	遺ヒナクス	費用受寄財産
ハ未タ受取ラサル旨ニ		詐リ中間之ヲ費用ス	ルヲ云フ	凡他人ヨリ財物畜産ノ寄託ヲ受ケ
第二條 右者其債還ノ意		死失ハ預リ	タル鳥ヤ獸	輒ク費用スル者ハ坐贓ヲ以テ論シ
アルト口供スト雖モ其		ナレハ死シ	タリト云ヒ	一等ヲ減ス罪徒二年半ニ止ル死失
ヨリ冒認等ノ意アル者		品物ナレハ	紛失シタリ	ト詐言スル者ハ竊盜ニ二等ヲ減シ
九年十二月九日指令		ト云フ	此條ハ拾ヒ	罪徒三年ニ止ル並ニ物ヲ追シテ主
第一二條 費用受		物ニ付テ科	ノアルヲ云	ニ還ス其水火盜賊ニ費失セラレ及
寄財産律内死失ト詐		フ遺失ハ取	オトシナリ	ヒ畜産病死スル者ハ論スルヲ勿レ
言スルヲ以テ論ス		ナリ	ナリ	得遺失物
○警視廳達十一月四		給ハ下ケ渡	スナリ	凡遺失ノ物ヲ得レハ必ス官ニ送ル
遺失物及ヒ置贓物漂流		追ハ取立ル	ナリ	ハシ官物ハ全ク官ニ入レ私物ニ一
物等取扱心得		ナリ	ナリ	
第一條 遺失物及ヒ		ナリ	ナリ	
置贓物ヲ得心ノ訴ア		ナリ	ナリ	
ルハ各署互ニ通報		ナリ	ナリ	
シ第一號書式ニ準シ		ナリ	ナリ	
三十日間揭示スヘシ		ナリ	ナリ	
(但シ置贓物ノ揭示ハ		ナリ	ナリ	
探索張込等ヲ要スル		ナリ	ナリ	
者ニ限リ便宜猶豫ス		ナリ	ナリ	
ルヲ得)		ナリ	ナリ	
第二條 漂流沈没ニ		ナリ	ナリ	
係ルノ物品若クハ船		ナリ	ナリ	
筏林木等ヲ得ルノ訴		ナリ	ナリ	
アル片ハ總テ明治八		ナリ	ナリ	

○但從前ノ達指令等之		一半ハ半分	半ヲ其主ニ給シ一半ヲ得ル人ニ給
ニ抵觸スルモノハ取消		ナリ	ス如シ三十日内ニ其主ナケレハ全
ノ義ト可相心得事)		ナリ	ク給ス若シ官ニ送ラサル者官物ハ
遺失物及置贓物漂流		ナリ	坐贓ヲ以テ論シ物ヲ追シテ官ニ還
物等取扱心得		ナリ	ス私物ハ一等ヲ減シ主アルハ物ハ
第一條 遺失物及ヒ		ナリ	追シテ主ニ給シ主ナキハ官ニ入ル
置贓物ヲ得心ノ訴ア		ナリ	若シ官私地内ニ於テ埋藏ノ物ヲ掘
ルハ各署互ニ通報		ナリ	得ル者ハ並ニ官ニ送り地主ト中分
シ第一號書式ニ準シ		ナリ	セシム隱シテ送ラサル者ハ主ニ分
三十日間揭示スヘシ		ナリ	ツ可キノ數ヲ計ヘ坐贓ヲ以テ論シ
(但シ置贓物ノ揭示ハ		ナリ	一等ヲ減ス仍ホ地主ト中分セシム
探索張込等ヲ要スル		ナリ	得遺失物條例
者ニ限リ便宜猶豫ス		ナリ	
ルヲ得)		ナリ	
第二條 漂流沈没ニ		ナリ	
係ルノ物品若クハ船		ナリ	
筏林木等ヲ得ルノ訴		ナリ	
アル片ハ總テ明治八		ナリ	

比附援引録

註釋

雜犯律

四百六十

年太政官第六十六號
公布ニ照シテ處分シ
其揭示書式ハ遺失物
ニ準ルベシ

第三條 價額十圓以上
第三條 價額十圓以上
上ノ物品又ハ十圓以拾フ
上ノ金錢及ヒ諸車舟
筏其他物主ニ於テ必
須ト思量スベキ物品
新聞紙ハ掲載廣告ノ
爲メ其件名ハ勿論得
役人巡查ノ者ノ姓名
及ヒ拾ヒ得拾ヒ物
タル處ノ地名並ニ月
日等詳細記載シテ速
ニ本署ヘ開申スヘシ

第四條 其本署ヘ開
申シ新聞紙ヘ掲載廣

第三百八十二條 凡水中沈没ノ物
ヲ得レハ遺失物ヲ得ルヲ以テ論
ス

第二百八十三條 凡遺失物ヲ得ル
ニ物品盜賊ニ係ルト雖モ私物ナ
レハ一半ヲ其主ニ給シ一半ヲ得
ル人ニ給ス

第二百八十四條 凡官吏邏卒遺失
物ヲ得シハ所部内外ヲ問ハス主
アルハ全ク其主ニ還ス如シ三十
日內ニ其主ナケレハ得ル者ニ給
ス

告スルモノト雖モ必
ス各署ニ揭示シ而シ
テ其處分ノ顛末モ亦
本署ヘ届ケ出ヘシ

第五條 一時出京セ
シ他管下ノ人民遺失
物等ヲ拾ヒ得テ訴出
ルモノ一年內歸國ス
ルハ後日處分ノ爲
メニ代理人ヲ立置カ
シムベシ若シモ代理
人ナクシテ歸郷ヒシ
ルハ處分ノ上手續書
ヲ添ヘ本署ヘ開申シ
本署ヨリモ報勞金一
物主ナキ時ハ其原物
一等ヲ便宜送致ス但
送致ニ付テノ費用ハ

禁制ナル品
ヲ拾フ
屋敷内ノ拾
ヒ物
上ノ品ハ上ヘ

第二百八十五條 凡一切應禁ノ物
ヲ得レハ遺失及ヒ埋藏若クハ沈
没ヲ分タス一體ニ官ニ没入ス

第二百八十六條 凡人ノ邸宅内ニ
於テ遺失物ヲ竊取スル者ハ竊盜
ニ準シテ論ス

○九年四月十九日第五十五號御
布告ノ以テ第二百八十二條ヨ
リ同二百八十三條ヲ改正ス
除シ得遺失物律ヲ改正ス

凡遺失ノ物ヲ得隱匿シテ官ニ送
ス及ヒ主ニ還ルル者ハ官私ヲ
分タス竊盜ニ準テ論シ一等ヲ
減シ並ニ物ヲ追シテ官私ニ還給

其金額又ハ物件中ヨリ引去ルヘシ一
 第六條 凡遺失物一
 年內ニ物主明白ナル
 事ハ双方代理人ニテ
 モ妨ケナシ呼出ノ上
 遺失物取扱規則第四
 條ニ通り入費并ニ報
 勞金等ヲ付與スベキ
 旨ヲ物主ヘ申渡スベ
 シ若シ物主ニ於テ報
 勞金等ヲ付與セズ或
 ハ故障ヲ申立ル者ア
 ル事ハ更ニ取調ヘ相
 當ノ處分ヲナスヘシ
 第七條 前條申渡ノ
 上得者ニ於テ入費料
 ニ報勞金ヲ受ケス該

遺ヘシ人民
 ノ品ハ人民
 へ下渡ス

○十九年四月十九日第五
 十六號御布告制定

遺失物取扱規則

第一條 凡遺失物ト稱スルハ自ら
 其遺失スルヲ覺ラス及ヒ其所
 在ノ明カナラサルモノヲ云フ故ニ
 若シ其物ヲ得ルニ臨テ物主其場
 ニ就テ其主タルヲ證明スルニ
 於テハ直ニ之ヲ返還シ遺失物ヲ
 以テ論スルヲ得ス

品ヲ物主ニ全還シ或
 ハ物主ヨリ得者ニ例
 外ノ謝金ヲ與フル等
 相對示談スルハ双方
 ノ隨意タルヲ以テ之
 ヲ准理スルニ及ハス
 第八條 遺失物ノ價
 額ヲ爭フ者アルニ由
 リ評價人ヲ雇ヒタル
 事ノ給料ハ遺失物價
 額中ヨリ拂ハシムシ
 シ但雇料ハ一日五十
 錢ノ割ヲ以テスヘシ
 第九條 揭示日限ヲ
 過キ物主ナキ遺失物
 ノ内長大ニシテ領置
 不便モノ又ハ破損シ
 易キ者等ハ遺失物取

第二條 凡遺失ノ物ヲ得レハ五日
 内ニ其主ニ還シ其主分明ナラサ
 キハ之ヲ官ニ送ルヘシ官之ヲ榜
 示シ一年內其主ナキ時ハ之ヲ得
 者ニ給ス
 第三條 凡遺失者ハ其遺失スル物
 品ノ模様員數並ニ遺失ノ日時場
 所等ヲ可成丈ケ詳細ニ記載シ速
 ニ官ニ届出ヘシ但得者ヨリ其返
 還ヲ得ル時モ亦更ニ其旨ヲ届出
 ヘシ
 第四條 凡遺失ノ物ヲ得レハ之ヲ

扱規則ニ準擬シテ之
 レヲ公費シ其ノ代價
 ヲ以テ現物ト見做シ
 一年間領置スルコト
 ヲ得ベシ尤モ貴重並
 ニ希有ノ物品ハ此限
 ニアラズ(但諸車ノ
 公費スルハ其檢印
 ノ削除スベシ
 第十條 漂流物ニ在
 テモ長大又ハ腐朽ノ
 虞アリテ耐久領置シ
 難キモノハ前條ニ準
 シ處分スルヲ得(但
 船筏ハ此限ニアラズ)
 第十一條 甲署管轄
 地内ニ於テ遺失物等
 ヲ得テ乙署ニ出訴ス

其主ニ還スト雖モ其費用ヲ償ハ
 シムルヲ得且得者ニ報勞ノタ
 ノ其物價百分ノ五ヨリ少カラス
 二十ヨリ多カラサル金圓ヲ給ス
 ヘシ若シ物主得者ト其價格ヲ爭
 フ時ハ官之ヲ評價人ニ托シテ其
 價ヲ定ム
 第五條 凡遺失物ヲ得ルニ物品盜
 賊ニ係ルモノハ直ニ官ニ送ルヘ
 シ官之ヲ其主ニ還シ止タ其費用
 ノミヲ償ハシム
 第六條 凡官私ノ地内ニ於テ埋藏

ル者アルハ其所管
 ノ自他ヲ論ゼズ總テ
 訴ヲ受タル署ニ於テ
 處分スベシ
 第十二條 官没ノ遺
 失物ハ第四條ヘ置駐
 物又ハ應禁物等ハ第
 三課ヘ第三號書式ニ
 準シ一明細書ヲ副ヘテ
 納付スヘシ
 第十三條 官廳内ノ
 遺失物ハ何人ノ拾取
 スルニ論ナク一年内
 一物主アルハ之ヲ全
 還シ物主ナキハ官沒
 スヘシ
 第十四條 鐵道列車
 内拜ニステーション

ノ物ヲ堀得ル者ハ並ニ官ニ送リ
 地主ト中分セシム但其主分明ナ
 ルモノ及ヒ盜賊ニ係ルモノハ此
 限ニ在ラス
 第七條 凡遺失ノ物ヲ得ルニ若シ
 其物耐久シ難クシテ其主分明ナ
 ラサル時ハ迅速ニ之ヲ官ニ送ル
 ヘシ官之ヲ公費シ其代ヲ領置シ
 榜示シテ處分スルヲ第二條ノ如
 シ
 第八條 凡家畜ノ類他所ニ逸走ス
 ルモノハ之ヲ遺失物ト稱スルヲ

ニ遺失シタル物品ハ
前條官廳内ノ遺失ニ
擬シテ處分スヘシ
第十五條 陸海軍及
警察官其他官之徵
章アル服帽ヲ拾ヒ得
ル者ハ通常遺失物ヲ
以テ論ズ但シ一年内
ニ物主ナクシテ之ヲ
得者ニ給スルモ其
徽章ヲ去ルヘシ
第十六條 私印ヲ拾
ヒ得ル者ハ通常遺失
物ヲ以テ論ズ其一年
内ニ物主ナクシテ之
ヲ得者ニ給スルモ其
其外面ヲ磨滅スハシ
但外印等ノ外書畫遊

得スト雖モ其主ヨリ之ヲ官ニ報
シ及ヒ得者ニ其費用ト報勞金ヲ
給與スルヲ第三條第四條ニ同シ
若シ他人ノ財産ヲ毀損スル時ハ
律ニ照シテ處分ス
第九條 凡逸走スル畜類ヲ得タル
者其主分明ナラサレハ之ヲ官ニ
送ルヘシ若シ八日内其主ナケレ
ハ官之ヲ公賣シテ得者ニ其費用
ヲ償ヒ仍ホ代金ノ剩餘アルモノ
ハ之ヲ官ニ領置シ榜示シテ處分
スルヲ第二條ノ如シ

印ノ類ニテ後害ノ虞
ナキハ磨滅ノ限ニア
ラス
第十七條 金穀貸借
證券若クハ爲替手形
切手ノ類ヲ得ル者物
主ニ於テ必要トスル
時ハ相當ノ報勞金ヲ
出シ又ハ費用等ヲ償
ナハシメ其不用ナル
ハ双方ノ目前ニテ之
ヲ破毀スヘシ
第十八條 車中ノ遺
失物ヲ車夫或ハ車主
ヨリ訴ヘ出一年内ニ
物主明白ナレハ之ニ
遺付シ相當ノ費用ヲ
償ナハシムヘシ若シ

第十條 凡遺失物及ヒ逸走畜類ノ
官ニ係ルモノハ官ヨリ得者ニ其
費用ト報勞金ヲ給スルヲ私物ニ
異ナルヲナシ
第十一條 凡警察官吏タル者ハ所
部ノ内外ヲ間ハス遺失物ヲ得レ
ハ速ニ之ヲ官ニ送り全ク其主ニ
還付シ其主ナケレハ之ヲ官ニ没
ス
第十二條 凡一切應禁ノ物ヲ得レ
ハ遺失及ヒ埋藏ヲ論ヒス並ニ官
ニ没ス

物主明白ナラザルハ車夫或ハ車主ヘ給付スヘシ
 第十九條 郵便物ヲ拾ヒ得テ訴出ルルハ該品ヲ驛遞局又ハ最近寄郵便局ニ交付シ其報勞金入費金等ノ如キハ遺失物扱規則第十條ニ依リ驛遞局ヨリ拂ハシム可シ
 第二十條 郵便切手拜ニ証券印紙等ヲ拾ヒ得ル通常遺失物ノ例ニ依テ處分スヘシ
 第二十一條 飲食物ヲ拾ヒ得ル者其ノ原價五十錢未滿ト見做ス

御布告御布達等ニ違フ

第十三條 凡公私債證書地券諸鑑札等ノ類ハ遺失物ヲ以テ論スルヲ得スト雖モ物主ハ得者ニ其費用ヲ償フヘシ
 第十四條 凡遺失物及ヒ逸走畜類ヲ得若クハ埋藏物ヲ掘得テ官私ニ全ク送還セシ或ハ物主ノ其主タルコトヲ證明スルニ冒認シテ返還セサル者ハ並ニ律ニ照シテ處分ス
 違令
 凡令ニ違フニ重キ者ハ笞四十輕キ

ヘキモノハ直ニ得者ニ全給スヘシ
 第二十二條 放逸セル牛馬等ヲ繫留シテ訴出ルルハ之レヲ本人ニ領置セシメ若シ其ノ領置シ難キハ便宜之レヲ所置シ遺物取計規則第八條第九條第十條ニ照シ處分スベシ
 第二十三條 兎ハ直ニ得者ニ給與スヘシ但シ蓄養セントスル者ハ納税スヘキ旨ヲ申聞ヘシ
 第二十四條 火災ノ後其ノ場ニ遺却セル物

舊縣ノ布達廢止ノ令ナキヲ犯スハ違令ニ問フ

者ハ一等ヲ減ス
 違令條例
 第二百八十七條 凡制ニ違フ者ハ懲役百日輕キ者ハ一等ヲ減ス
 第二百八十八條 凡式ニ違フ者ハ懲役二十日輕キ者ハ一等ヲ減ス
 不應爲
 凡律令ニ正條ナシト雖モ情理ニ於テ爲スヲ得應カラサルノ事ヲ爲ス者ハ笞三十事理重キ者ハ杖七十
 不應爲條例
 第二百八十九條 凡二人以上同ク

品ヲ拾ヒ得ル者物主
明白ナレハ双方ノ事
情ヲ量リ或ハ物主ニ
全還シ又ハ費用報勞
金等ヲ拂ハシムルヲ
アルヘシ

第廿五條 無檢印ノ
舟車ヲ得ル者期限内
ニ物主明白ナレハ先
ツ其無檢印ノ事由ヲ
糾シ犯則者ト認ムル
者ハ其向ヘ送付シ處
分濟ノ上更ニ漂流物
或ハ遺失物取扱規則
ニ照シテ其處分ヲ爲
スヘシ但シ期限内ニ
物主ナクシテ得者ニ
給スルハ府廳ヘ申

所犯ハ其仕
方ナリ
分擬ハ其事
ノ輕キハ三
十日重キハ
七十日ト分
テ罪ヲ該ル
ヲ云フ
怪說ハ根ナ
シ言ハ類ナ
リ

不應爲ヲ犯シ首タル者懲役三十
日ニ該レハ從ハ懲役二十日首タ
ル者懲役七十日ニ該レハ從ハ懲
役六十日ニ科ス若シ所犯輕重ノ
分アレハ不應輕重ニ分擬シ首從
ヲ以テ論セス

第二百九十條 凡佛像ヲ葉毀スル
者ハ不應爲重ニ科ス

第二百九十一條 凡詭言怪說ヲ流
傳シ及ヒ著述シテ政體ヲ妨害ス
ル者ハ不應爲重ニ科ス

捕亡律

出檢印ヲ受クベキ旨
ヲ申聞ヘシ

第廿六條 邸内空屋
或ハ藩園アル地内等
ニ遺棄シタル物品ヲ
拾ヒ得ル者モ亦第二
十四條ノ處分ニ依ル
ヘシ

第二十七條 盜賊去
リシ跡ニテ拾置タル
物品ハ其賊ヲ得レハ
物品ヲ併セテ第三課
ニ送付シ若シ一年內
ニ其賊縛ニ就カサレ
ハ官沒ス可シ但事
主明白ナルモノハ賊
縛ニ就クト雖モ直ニ
還付スヘシ尤罪証及

差遣ヲ受ル
トハ捕縛ノ
命ヲ受ルナ
リ
車故ニ託ス
ルハ何事カ
言立テルナ
リ

故縱ハワザ
ト見逃スナ
リ

追捕罪人

凡捕吏差遣ヲ承ケ罪人ヲ追捕スル
ニ事故ニ託シテ行カス若クハ罪人
ノ所在ヲ知テ捕ヘサル者ハ杖一百
若シ財ヲ受ケ故縱スル者ハ囚ト同
罪賊重キ者ハ賊ニ計ヘ枉法ヲ以テ
重キニ從テ論ス

追捕罪人條例

第二百九十二條 凡捕吏正犯ノ財
ヲ受ケ故縱スル同罪者正犯死ニ
至レハ同罪者ハ絞ニ處スル律ヲ
改メ懲役終身ニ從フト雖モ其財

<p>ヒ探偵ノ用ニ供スル 為メ便宜之ヲ領置ス ルヲ得ヘシ</p> <p>第廿八條 浴室或ハ 客店等ニ於テ他ノ物 品ト換易シ殘シ置タ ル物品ハ三十日間ニ 其蹤跡ヲ得ザレバ被 換者ニ給ス可シ若シ 被換者知ル可カラザ ル片ハ一年間領置ノ 上其店主ニ給ス可シ 第二十九條 市店ノ物 品ヲ買フト稱シテ其 代價ノ伐リニ預ケ置 キタル物品若クハ酒 食料ニ引當シ領品ハ 三十日內ニ其蹤跡ヲ</p>	<p>通信ハ知ラ セルナリ</p> <p>折ハ手足ヲ 折ルナリ</p> <p>此條ハ罪人 捕手ニ手向 ヒテスルヲ 云フ</p> <p>本罪トハ何 ノ科ニテモ 其犯シタル 罪ヲ云フ</p>	<p>ヲ受スシテ故縱シ及ヒ通信シテ 逃避セシムル同罪者ハ罪懲役十 年ニ止ル</p> <p>○十年三月二日第二十五號 御布告罪人拒捕律改正</p> <p>捕吏ヲ毆チ折傷以上ニ至ル者ハ絞 改テ懲役終身</p> <p>罪人拒捕</p> <p>凡罪ヲ犯シテ逃走シ追捕ヲ拒ク者 ハ各本罪上ニ二等ヲ加ヘ罪流三等 ニ止ル本罪死スヘキ者ハ常律ニ依 ル捕吏ヲ毆チ折傷以上ニ至ル者ハ 絞殺ス者ハ斬從タル者ハ各一等ヲ</p>
--	---	---

<p>得ズ及ビ其事主不 明ナルハ被換者又ハ 預主ニ給スヘシ但檢 探ノ用ニ供スルトア ル片ハ一年間領置ス ルヲ得</p> <p>第三十條 凡ソ茶店 酒肆等ニ於ケル預ケ 品及遺失物主ハ一ケ 年內ニ事主分明ナラ ザレバ店主ニ全給ス ヘシ</p> <p>第卅一條 凡ソ一時 隱匿セシ處ノ物品ヲ 得ル者ハ諸人ノ自在 ニ出入通行ヲ得ルノ 場處ニ於テセルハ遺 失物取按規則ニ依リ</p>	<p>格殺ハタ、 キ殺スナリ</p> <p>繩ニガ、ル</p> <p>擅殺ハ自 殺スナリ</p>	<p>減ス、</p> <p>若シ罪人兇器ヲ持シ拒捕スルニ捕 吏之ヲ格殺シ及ヒ囚逃走スルニ捕 吏之ヲ逐殺シ若クハ囚追逐ニ囚テ 窘迫シ自殺スル者ハ並ニ論スル 勿レ</p> <p>若シ罪囚逃走スト雖モ己ニ拘執ニ 就キ及ヒ拒捕ビサルニ捕吏之ヲ殺 シ或ハ折傷スル者ハ各該處傷ヲ以 テ論ス若シ死罪ニ該ル罪人ノ捕吏 一時忿激シ擅殺スル者ハ杖九十 然囚脫監及反獄逃走</p>
--	--	---

比附援引録

註釋

捕吏律

四百七十四

處分スヘシ

○役場設置ノ有無ニヨリ監獄ヲ脱越スル囚處斷方長崎上等裁判所同九年十二月十五日指令 役場設置ノ有無ニ論ナク監獄ヲ脱越スル者ハ懲役人逃條例ニ依ル

○福島裁判所伺ニ付キ十年二月二十二日指令 獄則律例ハ各其性質ヲ異ニスル者ナレハ權衡ヲ比較シテ論マ可キ者ニアラス 懲役終身ノ囚脱越逃

越獄ハ牢ヲケナリ
反獄ハ牢ヲ破リ公然ト門ヨリ出テ番人ヲ朴キ倒シ杯シテ出行クヲ云フ

凡罪ヲ犯シ囚禁セラレテ脱監及ヒ越獄シテ逃走スル者ハ各本罪上ニ二等ヲ加ヘ罪流三等ニ止ル本罪死スヘキ者ハ常律ニ依ル

若シ罪囚反獄シテ逃走スル者ハ皆斬同牢ノ囚人反情ヲ知ラサル者ハ坐セス

其罪囚水火震災ノ變ニ因テ逸出シ投歸スル者ハ斬絞以下各一等ヲ減ス

獄囚脱監及反獄逃走條例

第二百九十三條 凡脱監及ヒ越獄

走スル者ハ改定律例第二百九十三條ニ依リ仍ホ終身ニ止ル儀ト心得可シ

○大審院伺

本年二月十五日賊盜贋造闘毆逃亡ヲ除ク外謀故殺ノ類等親及ヒ人命ニ關スル犯罪ノ分ハ批可ク上發付致シ可然哉ノ旨相伺候處伺之通ト御指令有之後本月二日太政官第廿五號ヲ以テ懲役人又犯罪條例外律共改正ノ義布告相成候處右改正中ニ反獄逃走律ノ條無之ニ付テハ反獄逃走ノ犯罪ニ於テハ

首報ハ訴人ヲ云フ

シテ逃走スル者ハ各本罪上ニ二等ヲ加ヘ罪流三等ニ止ル律ヲ改メ懲役終身ニ止ル

第二百九十四條 凡反獄シテ逃走スル者ハ皆斬ニ處スル律ヲ改メ首ハ斬從ハ懲役終身

第二百九十五條 凡罪囚糾合シテ越獄スルニ從ハス實ニ據テ首報シ因テ罪囚即時ニ獲ニ就キ脱逃ヲ致サ、ルヲ得ル者及ヒ反獄ノ情ヲ知テ首報スル者ハ斬絞以下各本罪ニ二等ヲ減ス

改定律例第二百九十四條ニ依リ批可シテ發付シ可然哉
十年三月十四日指令
伺之通

○九年二月二十八日第三十二號御布告ヲ以テ第三百二條例ヲ削除ス

脱監越獄及
獄ヲ二度三
度スレハ一
度毎ニ二等
シ、科カ重
ルナリ
責付内ハ預
ケ中ナリ
逃ケタル罪
ノ免ルハ追
ナリ
此律ハ徒流
人ノ逃ケ出

第二百九十六條 凡脱監及ヒ越獄シテ逃走スル者由逃以上ハ又二等ヲ累加シ罪懲役終身ニ止ハ懲役場ヲ逃走シ又監獄ヲ脱越スル者罪亦同
第二百九十七條 凡犯人責付内ニ逃走スル者ハ水罪ニ一等ノ加ス若シ囚禁及ヒ責付内ニ逃走シテ自首スル者ハ止々水罪ヲ科シテ逃罪ヲ免ス
徒流人逃
凡徒流ノ囚人役限未タ滿スシテ逃

○官城上等裁判所伺
懲役人逃條例第二項ニ
懲役終身ノ囚人逃走シ
云云懲役終身ノ囚人又
罪ヲ犯スノ例ニ照シテ
科斷ストハ假令ハ懲役
終身ノ囚逃走シ外ニ在
テ十年ノ罪ヲ犯セハ例
ニ百九十九條ヨリ三百
一條迄ノ權衡ニ依リ其
逃走ノ罪棒鎖三日ノ上
外ニ在テ犯セハ十年ノ
罪鎖十日ニ科シ併セテ
十三日ノ棒鎖ヲ科スル
候ニ候哉
九年日誌五十二號
指令
伺ノ通リ

タルナリ
拘役ハ徒刑
流刑ニテモ
原ト犯セシ
年限ノスマ
ヌ内ニ逃走
シシテ連戻
シ又原ノ年
限程徒刑ニ
シ流刑ニス
ルヲ云フ
發遣ハ送リ
遣ルナリ

走スル者ハ杖七十、仍ホ配所ニ發ス其徒流原犯ノ年限ニ照シテ新ニ拘役シ、已ニ役過セシ月日ハ並ニ通算セス、再ヒ逃走スル者ハ絞、若シ已ニ斷決セシ徒流ノ罪囚ヲ發遣シ未タ配所ニ到ラズ中途ニシテ逃走スル者モ罪亦同、若シ主守及ヒ押解人罪囚ノ逃走スルヲ覺ラサル者ハ一名ニ答四十、一名毎トニ、一等ヲ加ヘ罪杖一百ニ止ル、故縱スル者ハ各囚ト同罪罪流三等ニ止ル、財ヲ受ル者ハ賊ニ計ヘ枉

○高知縣伺
本年第二十二號御布告
律例中懲役人又犯罪條
例并懲役人逃條例增補
ノ以テ第三百二條刪除
相成候ニ就テハ爾後懲
役終身ノ囚人逃走及ヒ
外ニ在テ又百日以下一
年以上ノ罪ヲ犯ス者ハ
石所條例ニ照シ棒鎖ノ
ミヲ科シ從新拘役ノ限
ニ無之效果ノ然ハ茲ニ
甲乙二名ノ囚人アリ甲
ハ本罪懲役終身乙ハ向
十年ナリ然ニ甲ハ既ニ
役スル丁十年ヲ輕乙ハ
同斷九年ヲ經テ後各拘
役ニ堪ヘサルヨリ俱ニ

限内ハ年限
内ナリ
棒鎖ハ鐵ノ
棒ヲ腰ヨリ
足首迄ケリ
シ付ケ佇立
セ置クナリ

法ヲ以テ重キニ從ノ論ス、
懲役人逃條例 原徒流人逃律
第二百九十八條 凡懲役一年以上
ノ囚人限内逃走スル者ハ杖七十
改テ棒鎖二日再ヒ逃走スル者ハ
絞改メ懲役終身
第二百九十九條 凡懲役百以下
ノ囚人限内逃走スル者ハ棒鎖一
日仍ホ原犯ノ日限ニ照シテ新ニ
拘役シ再ヒ逃走スル者ハ棒鎖二
日更ニ懲役一年ニ入ル若シ外ニ
在テ又百日以下ノ罪ヲ犯セハ原

糾合シテ逃走ニ及ヒ捕
ニ就ケバ各律ニ照シ甲
ハ棒鎖三日ヲ科シ乙ハ
同ニ日仍ホ原犯ノ年限
ニ照シ新ニ拘役ス後
甲ハ原刑重キモ已ニ役
過スルヲ以テ直ニ放免
セラレ乙ハ輕キモ刑ノ
満チサルヲ以テ仍ホ拘
役ヲ取ラサルヲ得ヌ由
是觀之甲乙ノ權衡頗ル
不平均ニ被存候間前顯
逃走等ノ罪ヲ犯セハ棒
鎖ヲ科スル上仍ホ其時
ヲ基礎トシテ更ラニ懲
役終身ニ處セスハ該
律正條無之ト雖モ甲乙
ノ處分穩當ナラサラン

第五條ニ舉
ケタル棒鎖
ノ掟通リナ
リ

犯後犯ヲ通算シテ新ニ拘役ス其
一年以上ノ罪ヲ犯ス者ハ止テ後
犯ノ年限ニ照シテ更ニ科斷ス、
第三百條 凡懲役一年以上ノ囚人
逃走スル者ハ例ニ照シ棒鎖二日
仍ホ原犯ノ年限ニ照シテ新ニ拘
役スト雖モ若シ逃走シ外ニ在ス
又三年以下ノ罪ヲ犯セハ後犯ノ
年限ニ原犯ノ年限ヲ合セテ拘役
スルモ亦四年ニ過ル丁ヲ得ヌ百
日以下ノ罪ヲ犯ス者モ亦原犯ニ
合セテ拘役ス其五年以上ノ罪ヲ

賊然ト雖ハ懲役終身ノ
 罪ハ死刑ノ一部ニシテ
 犯人生涯ノ盡クルナ
 ラ故ニ典刑ヲ設クル
 寛宥ニシテ是ヲ懲役十
 年以下ノ囚人逃走スル
 者ノ典刑ニ權衡ヲ難比
 照儀ニモ可自之故
 同上懲役終身ノ囚人逃
 走シ捕縛繫獄中未タ斷
 決ヒサル間罪囚ノ糾合
 シテ越獄スルニ從ハス
 實ニ據テ首報シ囚ヲ罪
 囚即時ニ獲ニ就キ脱逃
 ヲ致サハルコトヲ得ル者
 ハ其逃罪棒鎖三日ヲ一
 等トシテ例第百九十一
 五條ノ權衡ニ比照シ棒
 鎖ニテ又懲役

犯ス者ハ止々後犯ノ年限ニ照シ
 六科附ス
 第三百一一條 凡懲役五年以上ノ囚
 人限内逃走スル者モ亦例ニ照シ
 六棒鎖三日仍ホ原犯ノ年限ニ照
 シテ新ニ拘役スト雖モ若シ逃走
 シ外ニ在テ重テ五年以上十年
 以下ノ罪ヲ犯ス者ハ並ニ拘役四
 年ヲ加ズ其一年以上三年以下ノ
 罪ヲ犯ス者ハ後犯ノ年限ヲ折半
 シテ加役ス其百日以下ノ罪ヲ犯
 ス者ハ役限ヲ全加シテ折半スル

鎖ノ罪ヲ免スモ仍ホ從
 新拘役シテ可然故又ハ
 本罪懲役終身ヨリ一等
 ノ減シ新ニ懲役十年ニ
 處分シ其逃罪ハ増補律
 ニ照シ棒鎖三日ヲ科ス
 九年度誌五十三號
 指令
 第一條 律例第三百
 一條ニ照シ從新拘役
 スルハ言ヲ待タス依
 テ減一等ノ年限ハ更
 ニ宣告ノ日ヨリ起算
 スヘシ
 第二條 本罪ニ一等
 ノ減シ懲役十年ニ處
 斷シ仍ホ逃罪ヲ科ス

凡懲役終身ノ囚人逃
 走スル者ハ、絞、
 第三百三條 凡懲役人逃走シテ自
 首スル者ハ、逃罪ヲ免シ、仍ホ原犯
 ノ年限ニ照シテ新ニ拘役ス、若シ
 外ニ在テ又罪ヲ犯ス者ハ、自首法
 ニ照シ、首免ヲ與フト雖モ、其逃罪
 及ヒ從新拘役ハ、仍ホ本法ヲ盡ス
 第三百四條 凡懲役人ノ逃走ヲ報
 シ、因テ逃走ヲ致サ、ルコトヲ得ル
 者ハ、本罪ニ一等ヲ減ス

○懲役終身ノ囚逃走在外又竊盜ノ罪ヲ犯スニ本年第二十二號公布前ニ係ル者處斷ノ儀宮城裁判所檢事局伺
茲ニ竊盜四犯ニテ懲役終身ノ囚役傷逃走シ外ニアリテ又竊盜ヲ犯ス者アリ右ハ本年二月二十八日第二十二號公布懲役人又犯罪條ニ依リ擬斷スルハ勿論ナリト雖モ若シ其犯罪布告以前ニ係ル者ハ止々逃走ノ罪ヲ問ヒ棒鎖三日ニ科シ其餘竊盜罪ハ律ニ明文無之故ヲ以テ不問ニ置可然哉今取扱之者

テ拘役サスルナリ是ヲ從新拘役ト云フ
震ハ地震ナリ災ハ火災天災ノ類
投歸ハ自分ヨリ歸リ來ルヲ云フ

第三百五條 凡懲役人逃走ヲ圖リ未タ役傷ヲ離レスシテ捕ニ就ク者ハ棒鎖二日從新拘役ノ限ニ在ラス、
第三百六條 凡懲役人水火震災ノ變ニ因テ逸出シ二十四時間ニ投歸スル者ハ逃罪ヲ問ハス若シ時ヲ過テ投歸セサル者ハ例ニ照シテ棒鎖二日仍ホ原役ノ剩ル日數ヲ役ス其變ニ遇ヒ内ニ在テ逸出セス能ク消救防禦スル者ハ本罪ニ一等ヲ減ス、

有之ニ付至急御指令相成度此段相伺
九年十一月十四日
指令 伺之通
懲役終身ノ囚人三ヒ逃走スル儀靜岡裁判所伺
十年三月十三日指令 伺面再逃者處決ノ後又逃走ストフルハ懲役中三ヒ逃走スル者ヲ云フ歟三ヒ逃走スル者ハ猶ホ再ヒ逃走スルノ例ニ照シテ處分スル儀ト心得ヘシ

接見ハ人ニ出逢ナリ
潜出行歩ハ忍ヒ出テ往來スルナリ
縱飲ハ氣マニ飲ムナ
原限ハモトノ禁錮日限ヲ新タニ申付ルナリ

第三百七條 凡禁錮限内外人ニ接見通信シ若クハ疾病療養等ニ託シテ潜出行歩スル者ハ原限ノ年日ニ照シテ新ニ之ヲ科ス、
若シ潛出シテ他ニ投宿シ及ヒ縱飲スル等ニ係レハ懲役七十日贖罪スルヲ聽シ仍ホ新ニ原限ヲ科ス、
○九年二月廿八日第二十二號御布告制定
凡懲役終身ノ囚人逃走スル者ハ棒鎖三日再タヒ逃走スル者ハ絞
凡懲役終身ノ囚人逃走シ外ニ在テ

<p>○九年指令錄第十一號 長崎上等裁判所何 九年十二月十五日 指令 役場設置ノ有無ニ論 ナク監獄ヲ脱越スル 者ハ懲役人逃條例ニ 依ル ○保管人囚ノ逃走ヲ覺</p>	<p>此條ハ預リ 役油斷シテ 囚人ヲ取逃 シタルヲ 云フ ワガト逃ス 者ハ逃亡人 ト同罪ナリ</p>	<p>又罪ヲ犯ス者ハ懲役人又犯罪條 内懲役終身ノ囚人又罪ヲ犯スノ 例ニ照シテ科斷ス ○十年三月一日第 十五號御市告改正 凡懲役終身ノ囚人再ヒ逃走スル者 ハ絞改テ棒鎖十日 主守不覺失囚 凡主守罪囚ノ逃走スルノ覺シサル 者ハ各四十若シ罪囚反獄シテ逃走 スルトキハ一等ヲ減ス故縱スル者 ハ各囚ト同罪罪流三等ニ止ル 若シ未タ斷決セザルノ間白シ捕獲</p>
--	--	---

<p>所何 十年一月二十五日指 令律ニ於テ罪ノ間 ノ可キナシ ○福岡縣同 本年四月太政官第四十 八號ノ以新律綱領改定 律例中職制律ヲ廢セラ レ官吏過失ハ亦屬長官 ニ任ヒシレ候儀ナレハ 例第三百八條九條等ノ 如キハ勿論廢シ之儀ト 相心得可然哉 九年十一月一日指令 同之通 ○全上ニ付例第三百十 條ニ該ルモノ處斷ノ規</p>	<p>囚人ヨリ賂 ヲ取レハ注 法ニヨリ重 キ方ニ科ク 夫ハ油斷シ テ見廻リヲ ハズスナリ</p>	<p>シ及ヒ他人捕得シ若クハ囚己ニ死 シ及ヒ自首スレハ各一等ヲ減ス財 ヲ受ル者ハ贓ニ計ヘ枉法ヲ以テ重 キニ從テ論ス 若シ賊外ヨリ獄ニ入り罪囚ノ劫ス ニ防禦スト雖モ力敵スルコト能ハサ ル者ハ論スルコト勿レ 主守不覺失囚條例 第三百八條 凡主守看守ニ失シ囚 ヲ未決ノ囚自盡ニ至ラシムル者 ハ懲役三十日 第三百九條 凡主守囚ノ逃走ヲ覺</p>
--	--	--

縣伺

九年十一月一日指令
罪ノ論ス可キ無シ

○新治裁判所伺
律例第三百十一條凡官
司人ヲ差シ云々各罪人
ノ罪ニ一等ヲ減スル律
ヲ改メ減二等ニ從フト
有之然ル所罪人巳ニ逃
逸シ其犯ス處衆證ノ以

限内捕得ハ
三十日内ニ
捕ルナリ
捕限ヲ給セ
ストハ三十
日ノ日限リ
ヲ賜ハラヌ
ナリ
科人ヲ匿ス
科ヲ云フ
事發ハ惡事
露顯スルナ
リ
指引ハ逃レ
隠ル、路ヲ
差圖手引キ

ラサル者ハ、捕限三十日ヲ給シ追
捕セシム、限内捕得スレハ、二等ヲ
減ス、其故縱スル者ハ、捕限ヲ給セ
ス、
第三百十條 凡保管人、囚ノ逃走ヲ
覺ラサル者ハ、主守不覺失囚律ニ
二等ヲ減ス、
藏匿罪人
凡他人罪ヲ犯シ事發シテ官司人ヲ
差ハシ、追換スルヲ知リ、家ニ藏匿シ
テ、捕告ヲ行ハス、及ヒ逃走スル道路
ヲ指引シ、衣糧ヲ資給シ、送テ他所ニ

テ其罪ヲ定メ難キ者ハ
如何處分可致哉
七年百六十一號指令
罪人逃逸シ其本罪
知レサレハ本犯捕獲
ノ後處分スヘシ若シ
捕獲セサルモ衆證明
白ナルハ其罪ヲ本
罪トナシ二等ヲ減ス
○愛媛縣伺
捕吏罪人ヲ追捕スル際
財ヲ受ケ故縱スルモ
追捕罪人條ニ明文有之
ト雖モ本犯自首ノ節減
等ノ例不相見右ハ本條
例ノ權衡ニ比擬シ本犯
ニ二等ヲ減シ可然哉
但追捕罪人條中罪人ノ

スルナリ
輾轉云々ハ
隠シタル先
ヨリ又先
ト送ルナリ
偵知トハ手
ヲ廻シテ開
キ込ム
隠避ハ隠レ
忍ハスル
追劫ハ強情

隠避セシムル者ハ、各罪人ノ罪ニ、一
等ヲ減ス、其輾轉シテ、相送り、罪人ヲ
隠匿スル者、情ヲ知ル者ハ、皆坐ス、知
ラサル者ハ、論スルヲ勿レ、
若シ官司ノ追捕ヲ偵知シテ、其事情
ヲ漏泄シ、罪人ヲシテ、隠避セシムル
者モ、罪人ノ罪ニ、一等ヲ減ス、未タ斷
決セサルノ間、自ラ捕獲スル者ハ、罪
ヲ免ス、若シ他人捕得シ、及ビ罪人巳
ニ死シ、若クハ自首スレハ、又各一等
ヲ減ス、
其罪人ニ、追劫セラレ、力制スルヲ能

所在ノ知テ捕ヘタル者ハ坐シヨマ
杖一百財ヲ受テ故縱スルハナリ
ルモノハ囚ト同罪ト有
之若シ囚ノ罪杖一百ヨ
リ輕トモノハ重ニ從ヒ
杖一百ニ處斷可然哉
八年四月十三日指令
本罪犯自首減等スル
ニ故縱スル捕吏ハ減
等ノ限ニアラス
但書ハ同之通

追喚ハ追カ
ケルト呼出
シナリ
各ハ藏匿指
引隱避ビシ
ムル者ヲ云
ハ三
等ノ減ス
ハ三
等ノ減ス

ハス、已ムコトヲ得スシテ、藏匿スル者
ハ、三等ノ減ス
第三百一十一條 凡官司、人ヲ差ハシ
追喚スル罪人タルコトヲ知テ、爲メ
ニ、藏匿指引シテ、隱避ビシムル者
ハ、各罪人ノ罪ニ、一等ノ減スル律
ヲ改メ、減二等ニ從ス、若シ罪人、未
タ官司ノ追喚ニ係ラス、若クハ、己
ニ追喚スル者ト、雖モ未タ知ラス
シテ、藏匿隱避ビシムル者ハ、俱ニ
情ヲ量テ、不應爲ニ問ヒ、輕重ヲ分

八年日誌六十二號若
松縣伺指令
該犯庄次郎ノ村頑ト
ナルヲ幸トシ發狂シ
テ租粟ノ舉動ヲ爲ス
ト捏報シ土牢ヲ造リ
之ニ監禁シ非常ノ慘
刻ヲ極ムル者 故禁
無罪人條 官吏私讎
ヲ懷挾シ故サラニ無
罪人ヲ禁獄スル者ニ
擬シ懲役一年餘罪ハ
輕シ論ヒス 同上ノ
從クルヲ以テ一等ヲ
減シ懲役百日

罪案例キ方
法ニ付テハ
律ナリ
此條ハ罪ナ
キ人ヲ故ヲ
ニ捕ヘ禁獄
スルナリ
擧首ハ心付
キナカラ申
立テヌナリ
一巳ノ不和
怨ミヲ含ム
ナリ

斷獄律
故禁無罪人
凡官吏私讎ヲ懷挾シ故サラニ無罪
人ヲ禁獄スル者ハ、徒一年、因テ死ニ
致ス者ハ、絞、司獄官、獄卒、知テ擧首セ
サル者ハ、同罪、罪、流三等ニ止ル知ラ
サル者ハ、坐セス
若シ官吏私讎ヲ懷挾シ故サラニ無
罪人ヲ拷訊スル者ハ、徒一年、折傷以
上ハ、凡鬪傷ニ、二等ヲ加フ、因テ死ニ
致ス者ハ、斬、同僚官、獄卒、情ヲ知テ共

<p>○七年八月廿五日第十 九號布達 從來罪囚推問ニ付拷訊 相用候處萬一苛刻ニ涉 リ冤枉ニ墮リ候テハ不 相濟儀ニ付以來拷訊ハ 不相用様可致候尤推問 上差支ヲ生シ候様ノ儀 有之候節ハ當分相用不 苦候得共右相用候ハ、 其顛末ヲ畧記シ月末ニ 至リ取纏當省ヘ可届出 候 ○愛知縣伺 爰ニ懲治監入ノ者アリ</p>	<p>比條ハ牢番 人囚人ヲ手 強ク扱フ テ云フ 差入レ物ヲ 盜ノハ監守 自盜ノ科ナ リ</p>	<p>囚人ニ刀物 ヲ渡シ惡事 ヲサスル者 ノ科ヲ云フ</p>	<p>二拷訊スル者ハ、同罪、罪流三等ニ止 ル、知ラサル者ハ、坐セス 陵虐罪囚 凡獄卒非理ニ在獄ノ罪囚ヲ、陵虐毆 傷スル者ハ、凡鬪傷ニ依テ論ス、罪囚 ノ衣食ヲ減減スル者ハ、贓ニ計ヘ、監 守自盜ヲ以テ論ス、因テ死ニ致ス者 ハ、絞司獄官吏知テ舉セサル者ハ同 罪、罪流三等ニ止ル、 與囚金刃 凡獄卒、金刃及ヒ他物ノ自殺スヘク 及ヒ解脫スヘキノ具ヲ以テ囚ニ與</p>
---	---	--	--

<p>年月ヲ經ルニ從ヒ獨立 活計ノ途相立望ノ地ニ 編籍取計已ニ放監ノ期 ニ至リ懲役人ノ依賴ニ 應シ脱獄スヘキノ器具 ヲ投與スルヲ諾シ未 ク放還ヒサル中敗露ニ 及フ者如何處斷可致哉 七年日誌二百六號指 令</p>	<p>自傷ハ自分 ノ體ニ疵付 ル</p>	<p>常人トハ入 牢人ノ親族 ニ非ルモノ ノ</p>	<p>解脫スヘキノ器具ヲ 役囚ニ與フルヲ約 諾スト雖モ未ク其期 ニ至ラサルニ發露ス ルヲ以テ不應爲輕ニ 問ヒ贖ヲ聽ス</p>	<p>フル者ハ杖一百因テ囚逃走シ、及ヒ 自傷シ、或ハ人ヲ傷スルヲ致ス者 ハ、徒一年、若シ囚自殺シ、及ヒ人ヲ殺 ス者ハ、徒二年、 若シ財ヲ受ル者ハ、贓ニ計ヘ枉法ヲ 以テ重キニ從テ論ス、 與囚金刃條例 第三百十二條 凡常人囚ニ金刃ヲ 與ヘ、及ヒ子孫祖父母父母ニ與ヘ 雇人家長ニ與フル者ハ各獄卒ノ 罪ニ、一等ヲ減ス、 第三百十三條 凡獄卒、金錢其他贓</p>
---	------------------------------	--	--	--

渡入間敷品ヲ夫々ノ手ヲ經テ渡ス者	囚人ニ摺印ヒシ目安ニ變リタル口上ヲ教ル者ノ科ヲ云フ	故出人ハワザト罪ヲ増減スルナリ	禁ノ物ヲ傳遞シテ囚ニ與ケル者ハ違令重ニ問ス若シ財ヲ受ル者ハ贓ニ計ヘ枉法ヲ以テ重キニ從テ論ス	教囚翻異	凡司獄官獄卒罪囚ニ教令シテ事情ヲ翻異變亂セン者及ヒ爲ニ言語ヲ外人ニ通傳シ其罪ヲ増減スル者ハ故出入人罪律ヲ以テ論ス外人ノ犯ス者ハ一等ヲ減ス若シ財ヲ受ル者ハ並ニ贓ニ計ヘ枉法ヲ以テ重キニ從テ論ス
------------------	---------------------------	-----------------	---	------	--

七年日誌八十三號兵庫裁判所伺指令	老幼廢疾者云々違フ者故失入人罪律ニ依ルトハ拷訊シテ罪ニ故夫入アルキヲ云フ若シ故失入ナキモ律ニ違ヒ拷訊スル者ハ情ノ量リ違制輕重ニ問フ	年七十以上ヲ老ト云ヒ十五以下ヲ幼ト云フ其老幼ハ拷問スヘキ者ニ非ス掟ニ違ヒテ拷問スル官吏ノ律ナリ	囚獄人カ獄中ヨリ無罪ノ人ニ言掛ケヲスル者ノ律ナリ	老幼不拷訊	凡年七十以上十五以下若クハ廢疾者ハ並ニ拷訊ス可カラス皆衆證ニ據テ罪ヲ定ム違フ者ハ故失入人罪律ヲ以テ論ス其相容隱スルコトヲ得ルノ人及ヒ年八十以上十歳以下若シハ篤疾者ハ皆證ヲラシムルコトヲ得ス	獄囚誣指無罪人	凡罪囚獄ニ在テ無罪人ヲ誣指スル者ハ誣告ヲ以テ論ス其本犯罪重キ者ハ重キニ從テ論ス
------------------	---	---	--------------------------	-------	--	---------	---

註釋

斷獄律

鞠問ハ拷問スルナリ
 誣證ノ行フハ眞實ノ科ニ證據アリト申立ル
 此條ハワサハ、スルト鹿忽トニテ科アル者ヲ科ナキ者ニ科ナキ者ヲ科ナキ者

○九年四月十四日第四十八號御布告ヲ以テ出入人罪律ヲ廢止
 ○東京上等裁判所檢事局伺
 刑事上告ノ法定ノラレ候ニ付テハ裁判ノ不當

若シ官吏獄囚ヲ鞠問スルニ非法ニ拷訊シ故サラニ汝令ヲ行ヒ無罪人ヲ誣指スル者ハ故入人罪律ヲ以テ論ス、
 若シ囚ヲ鞠シテ證據ノ人實情ヲ言ハス故サラニ誣證ヲ行フ者ハ罪人ノ罪ニ二等ヲ減ス、
 出入人罪
 凡官吏故サラニ人ヲ罪ニ出入シ全ク出タシ全ク入ル、者ハ出入スル所ノ全罪ヲ以テ論ス、若シ故サラニ輕ヲ増シテ重ト作シ重ヲ減シテ輕ト作ス者ハ、其増減スル所ノ罪ヲ以テ坐ス、死ニ至ル者ハ、坐スルニ死罪ヲ以テス、
 若シ罪ヲ斷シテ入ル、ニ失スル者ハ、各三等ヲ減ス、出タスニ失スル者ハ、各五等ヲ減ス、並ニ罪所由ヲ以テ首ト爲ス、
 若シ囚未タ處決放免セス、及ヒ放テ還タ獲若クハ囚自死スレハ、官吏ノ罪又各一等ヲ減スルヲ聽ス、
 出入人罪條例
 第三百十四條 凡故サラニ出入シ、

ヲ訴フルハ囚人及檢事ノ權内ニ有之既ニ裁判宣告ノ後ニ至テハ該裁判官ニ於テ更ニ顯與スハキ理由ナシ然レハ則上告法ト改正貼斷ノ律例トハ並行スヘカテサル者ノ如シ且既ニ失出入人罪律廢止相成ケル上ハ失出入改正貼斷ノ例ハ隨テ廢止セラレシルハ論ヲ待テス其故出入ニ於ケルヤ斷了ノ後之ヲ悔悟スルモ該裁判官ニ於テ私ニ之ヲ改正スルヲ得ヘカテサルカ
 九年十一月十七日指令 改定律例第三百

ル分ニスルヲ云フ
 出ハ罪ヲ輕クスルナリ入ハ罪ヲ重クスルナリ故ハワザト心アリテスルヲ云フ
 失ハ鹿忽ニテ取リハツ
 若シ罪ヲ斷シテ入ル、ニ失スル者ハ、各三等ヲ減ス、出タスニ失スル者ハ、各五等ヲ減ス、並ニ罪所由ヲ以テ首ト爲ス、
 若シ囚未タ處決放免セス、及ヒ放テ還タ獲若クハ囚自死スレハ、官吏ノ罪又各一等ヲ減スルヲ聽ス、
 出入人罪條例
 第三百十四條 凡故サラニ出入シ、

十四條ハ廢止ノ限ニ
無之ニ付既ニ裁判宜
告ノ後ト雖モ該裁判
官ニ於テ改正貼斷ス
ルハ苦シカラサル議
ト心得可シ但シ囚
人若シハ檢事ノ上告
中ニ係ル時ハ改正貼
斷スルヲ聽サス

實ナラサル
トハ打疵ト
言ハル切疵
ナリニケ所
毆チクルト
言ヘル三ケ
所疵アルノ
類

及ヒ入ル、ニ失スル罪人ハ、已ニ
斷了ヲ經ルト雖モ、檢舉シテ、改正
スルヲ得ヘキ者ハ、改正シ、其出
タスニ、失スル者ハ、貼斷スルヲ
用ヒス、

第三百十五條 凡官司屍傷ヲ檢視
シテ、實ナラサル者ハ、懲役四十日、
因テ罪ニ増減アル者ハ、失出入人
罪ヲ以テ論ス、若シ財ヲ受ケ、故テ
ニ實ヲ以テセサル者ハ、故出入人
罪ヲ以テ論ス、賊重キ者ハ、賊ニ計
ハ、枉法ヲ以テ、重キニ從テ論ス、

此條ハ答杖 ノ打方ニ法 アルヲ云フ	臀腰ハイサ ラヒノナ リ	○新治裁判所伺 婦人姦罪ヲ犯シ産後不 日ニシテ發覺スレハ親 屬鄰保ニ責付シ一百日 ヲ待テ禁獄シ推問ニ及 可然哉若シ一百日ヲ待 罪ヲ犯シタ ル婦人ノ科 ヲ云フ	<p>答杖不如法</p> <p>凡官吏答杖ヲ用ルニ、故サラニ法ノ 如シセサル者ハ、答三十、因テ死ニ致 ス者ハ、杖一百埋葬金卅五兩ヲ追徵 ス、答杖ヲ行フノ人ハ、各一等ヲ減シ 金兩ヲ追徵セス、若シ罪人ノ臀腰刑 ヲ受クヘキ處又法ニ依リ決打シテ 邂逅ニ死ニ致ス者ハ、論スルヲ勿レ</p> <p>婦人犯罪</p> <p>凡婦人輕罪ヲ犯スハ、本夫ニ責付シ テ保管セシム、如シ夫ナキ者ハ、親屬 鄰保ニ責付シテ保管セシム、重罪ハ、</p>
-------------------------	--------------------	--	---

ツ儀ニ候ハ、百日以内
 ニ捕フモノ、律及ヒ違
 フテ禁獄シ或ハ由是囚
 婦死ニ至ル者ノ律如何
 可擬斷哉
 七年日誌九十六號指
 令
 婦人姦罪産後ニ發覺
 シ禁獄シテ推問ス可
 キ者ハ醫ヲシテ診察
 セシノ其可否ヲ得テ
 處置スヘン必シモ日
 數ニ拘ハラス若シ擅
 ニ禁獄シ因テ死ニ致
 ス者アテハ口書ヲ以
 テ伺フヘシ

違フ者トハ
 官吏ノ此掟
 ニ違フコト
 拷訊ハ拷問
 シテ尋ルヲ
 云フ
 看視ハ見ト
 ラスルナリ
 鄰保ハ五人
 組ナリ

禁獄スルコトヲ許ス違フ者ハ笞三十
 若シ婦人懷孕シテ罪ヲ犯シ拷訊ス
 ヘキ者ハ上條ノ如ク保管シ産後一
 百日ヲ待テ拷訊スヘシ若シ未ダ産
 セザルニ拷訊スル者ハ杖九十因テ
 墮胎スル者ハ徒一年半死ニ致ス者
 ハ流三等
 若シ懷孕ノ死囚ハ穩婆ニ看視ビシ
 ノテ後ニ監禁ス産ノ期ニ臨ノハ親
 屬鄰保ニ責付シ産後一百日ヲ待テ
 刑ヲ行フ未ク産セスシテ決スル者
 ハ徒一年半産シ訖ルモ日限未ク満

夫誤ハ日限
 等ノ違ヲ鹿
 忽ニテシテ
 ルコト
 死罪人ノ仕
 置ノ仕方ヲ
 云フ
 回報ハ御下
 知ヲマナナ
 リ

下付ハ下ケ
 渡スナリ

スシテ決スル者ハ杖八十、矢誤スル
 者ハ各三等ヲ減ス
 死囚奏請待報
 凡死囚ヲ奏請シ、回報ヲ待クス輒ク
 處決スル者ハ杖七十
 若シ禁刑ノ日ニ於テ決スル者ハ笞
 三十
 死囚奏請待報條例
 第三百十六條 凡獄已ニ成リ罪死
 ニ該ル者ヲ奏請シ、待報内ニ在テ
 死亡スルニ遺該ハ親屬請フ者ア
 レハ下付スルコトヲ聽ス

鶴岡裁判所何

九年六月律例第三百十八條御改正相成候ニ就テハ追ハ鞠獄心得暨罪案書式等モ亦御改正可相成儀ト相考ヘ候得共

差向キ左ノ件々相伺候第一條 口供結案ヲ廢スト雖モ仍ホ本犯罪狀ハ從前ノ如ク罪案書式ニ照準シ結文右ノ通相違不申上云々ノ例語ヲ記載シ且ツ名下ヘ證印致シサセ可然哉

第二條 罪證明白ナリト雖モ頑梗ニシテ招承ニ服セサルノ犯ハ犯狀ニ麻限リ其罪證ヲ詳細

斷罪不當

凡罪ヲ斷シテ決配ス可キヲ故シラニ收贖シ、收贖ス可キヲ決配スル者ハ、故出入人罪律ニ依テ、一等ヲ減ス、失誤スル者ハ、失出入人罪律ニ依テ、一等ヲ減ス、

若シ絞ス可キヲ故サラニ斬シ、斬ス可キヲ絞スル者ハ、若五十、失誤スル者ハ、二等ヲ減ス、

斷罪不當條例

第三百十七條 凡收贖ス可キヲ誤テ實斷スル者、改正スルヲ得ヘ

記載シ但書ニ承服ヒツル事由ヲ記載シ可然哉

貼斷ハ仕置ヲ仕直スト

第三條 前條ノ如キ犯人ノ刑名宣告文ハ初メ

キ者ハ改正シ、其實斷ス可キヲ誤テ收贖スル者ハ、貼斷スルヲ用ヒス、

ニ其罪狀ヲ述ヘ結局ニ

第三百十八條 凡罪ヲ斷スルハ口

證アルヲ以テ何何ノ刑

供結案ニ依ル、若シ甘結セシメテ

然哉

死亡スル者ハ、証佐アリト雖モ、其

第四條 假令ハ盜犯ヲ

罪ヲ論ゼス、

推問スルニ何國何町名

○九年六月十日第八十六號御

前不知人家ヘ忍入リ金

凡罪ヲ斷スルハ、證ニ依ル、若シ未タ

衣若干盜取リ又ハ何何

斷決セシメシテ、死亡スル者ハ、其罪

ノ往還ニ於テ旅人ノ所

ヲ論セス、

持金若干圓ヲ搦模シ處

九年八月二十

處ニ於テ酒食雜用ニ花

八日司法省達

費スト具認スルノ類該

事主ヲ探問スルニ一ツ

モ適當ノ者無キ時ハ該
 犯ノ口供確實ニ聞ユル
 モ仍ホ罪證無キ者ト看
 做シ不問ニ置キ可然哉
 第五條 前條ノ盜犯竊
 盜指摸スル所ノ金圖ハ
 何々ノ酒樓ニ於テ費用
 シ物品ハ一貳所持スト
 言フノ類モ該事主無キ
 時ハ該品ノ出所明白ナ
 ラス或ハ盜犯自己ノ物
 品ヲ指稱シ贓品ト詐言
 スルモ亦測ル可ラス果
 シテ然ラハ結局事主ノ
 證佐無者ハ不問ニ置キ
 可然哉
 第六條 前條ノ盜犯黨
 類誰某ト共謀行盜分贓

費用スト具認スルヲ以
 誰某ヲ拿捕推問スルニ
 口供符合スル時ハ證ア
 ル者トス可キ哉將ク該
 事主無キ者ハ同シク盜
 犯ノ片言ナレハ證無キ
 者ト看做シ可然哉
 第七條 罪ヲ斷スル證
 ニ據ル上ハ口供甘結不
 甘結ヲ要セサルハ勿論
 ニ有之仍テハ罪證明白
 ニシテ招承ニ服セサル
 ノ犯人ニ於テハ其罪證
 取調整頓スル日ヨリ事
 故アリ滯獄三十日以外
 ニ及フ時ハ明治七年第
 五十七號御布告減役例
 圖ニ照シ科斷シ可然哉

第一	被告 ^{コウゴ} 人眞實ノ白狀 ^{ハクシヤウ} 、
第二	被告 ^{コウゴ} 人又ハ其他ノ文通 ^{ワカ} 又手 筆 ^テ ノ文書、
第三	相當官吏ノ檢視明細書、
第四	證左 ^{シヤウ} 及參考ノ陳述 ^{チンソク} 、
第五	裁判所ヨリ任シタル鑑定人 ノ報告、
第六	證據物品、
第七	徵驗 ^{キョウケン} 語佛アンチス事實ノ 推測 ^{サシウ} 佛語ブレソンプンオン エー ^{エー} 顯述 ^{ケンソク} 佛エウイダンス

費用スト具認スルヲ以
 誰某ヲ拿捕推問スルニ
 口供符合スル時ハ證ア
 ル者トス可キ哉將ク該
 事主無キ者ハ同シク盜
 犯ノ片言ナレハ證無キ
 者ト看做シ可然哉
 第七條 罪ヲ斷スル證
 ニ據ル上ハ口供甘結不
 甘結ヲ要セサルハ勿論
 ニ有之仍テハ罪證明白
 ニシテ招承ニ服セサル
 ノ犯人ニ於テハ其罪證
 取調整頓スル日ヨリ事
 故アリ滯獄三十日以外
 ニ及フ時ハ明治七年第
 五十七號御布告減役例
 圖ニ照シ科斷シ可然哉

費用スト具認スルヲ以
 誰某ヲ拿捕推問スルニ
 口供符合スル時ハ證ア
 ル者トス可キ哉將ク該
 事主無キ者ハ同シク盜
 犯ノ片言ナレハ證無キ
 者ト看做シ可然哉
 第七條 罪ヲ斷スル證
 ニ據ル上ハ口供甘結不
 甘結ヲ要セサルハ勿論
 ニ有之仍テハ罪證明白
 ニシテ招承ニ服セサル
 ノ犯人ニ於テハ其罪證
 取調整頓スル日ヨリ事
 故アリ滯獄三十日以外
 ニ及フ時ハ明治七年第
 五十七號御布告減役例
 圖ニ照シ科斷シ可然哉

第八	法ノ推測 ^{サシウ} 佛語ブレソンプン オンレガル
	前件ノ證據ニ依リ罪ヲ斷スルハ專 ニ裁判官ノ信認スル所ニアリ

九年十月二十一日
 指令 第一二條 罪
 索書或ノ儀ハ追テ相
 達候迄從前ノ通尤モ
 招承ニ服セサル者ハ
 調印ニ及ハス
 第三條同之通
 第四五六條 本年八
 月當省第六十四號達
 ノ通心得ヘン
 第七條 自今滯獄罪
 四日限計算ノ儀ハ結
 審一結審トハ最終ノ
 審問ノ日ヲ云フ一後
 滯獄三十日以外ニ及
 フ者ハ三十日ヲ除ク
 外曠過スル日數ヲ本
 罪内ニ算入スヘン

新律綱領卷五終
 改定律例 增加條例終

○六年三月十三日司法省第三十二號布達 除刑罰拷問之日別紙之
 通更ニ御治定相成候條此段及布達候也

別紙

元始祭	孝明天皇祭	紀元節	仁孝天皇祭
神武天皇祭	六月大祓	神宮神嘗祭	天長節
後桃園天皇祭	新嘗祭	光格天皇祭	十二月大祓
皇靈御式年祭			

右止刑一日

○八年三月二十七日司法省番外達 皇靈御式祭日ハ兼テ除刑罰拷
 問ノ御達モ有之候ニ付各皇靈御崩年ヨリ當明治八年迄ノ年算調
 書壹通御回申入置候間壬申第三百三十六號御布告ニ照シ年々推
 歩可相成候様可有之此段及御達候也

調書

皇靈御式年御追祭日ハ

神武	四月三日	自御崩年至明治八年二千四百五十九年
綏靖	六月廿二日	同二千四百二十三年
安寧	一月十一日	同二千三百八十四年
懿德	十月一日	同二千三百五十一年
孝昭	八月三十一日	同二千二百六十七年
孝安	二月二十三日	同二千百六十五年
孝靈	三月二十三日	同二千八十九年
孝元	十月十一日	同二千三十二年
開化	五月廿一日	同千九百七十二年
崇神	一月七日	同千九百三年
垂仁	七月廿六日	同八百五年

景行	十二月二十三日	同千七百四十五年
成務	七月廿九日	同千六百八十五年
仲哀	三月八日	同千六百七十五年
神功	六月三日	同千六百六年
應神	四月一日	同千五百六十五年
仁德	二月八日	同千四百七十六年
履仲	四月三十日	同千四百七十年
反正	二月十三日	同千四百六十五年
允恭	二月九日	同千四百二十二年
安康	九月二十五日	同千四百十九年
雄略	九月二十五日	同千三百九十六年
清寧	二月二十八日	同千三百九十一年

飯豐	一月二日	同千三百九十年
顯宗	六月三日	同千三百八十八年
仁賢	九月十日	同千三百七十七年
武烈	一月九日	同千三百六十八年
繼體	三月十二日	同千三百四十四年
安閑	一月二十七日	同千三百三十九年
宣化	三月十七日	同千三百三十六年
欽明	五月二十六日	同千三百四十年
敏達	九月十六日	同千二百九十年
用明	五月二十三日	同千二百八十八年
崇峻	十二月十四日	同千二百八十三年
推古	四月十八日	同千二百四十七年

舒明	十一月二十日	同千二百三十四年
齊明	八月二十七日	同千二百十四年
孝德	十一月二十七日	同千二百二十一年
天智	一月十日	同千二百三年
弘文	八月二十四日	同千二百三年
天武	十月四日	同千八百八十九年
持統	一月十七日	同千七百七十二年
文武	七月二十二日	同千六百六十八年
元明	一月二日	同千五百五十三年
元正	五月二十六日	同千二百二十七年
聖武	六月七日	同千百十九年
孝謙	九月一日	同千百五年

淳仁	十一月十四日	同千百十年
光仁	一月十五日	同千九十三年
桓武	四月十三日	同千六十九年
平城	八月九日	同千五十一年
嵯峨	八月二十八日	同千三十三年
淳和	六月十五日	同千三十五年
仁明	五月十日	同千二十五
文德	十月十一日	同千十七年
清和	一月十一日	同九百九十四年
楊成	十月二十八日	同九百二十六年
光孝	九月二十一日	同九百八十八年
宇多	九月八日	同九百四十四年

醍醐	一月二十八日	同九百四十三年
朱雀	九月十一日	同九百二十三年
村上	七月十日	同九百八年
冷泉	十一月二十七日	同八百六十四年
圓融	三月六日	同八百八十四年
花山	三月二十三日	同八百六十七年
一條	七月三十一日	同八百六十四年
三條	六月十一日	同八百五十八年
後一條	五月二十一日	同八百三十九年
後朱雀	二月十三日	同八百三十年
後冷泉	五月二十八日	同八百七年
後三條	六月二十一日	同八百二年

白河	七月三十一日	同七百四十六年
堀河	八月十六日	同七百六十八年
鳥羽	七月二十七日	同七百十九年
崇德	九月二十一日	同七百十一年
近衛	八月二十九日	同七百二十年
後白河	五月三日	同六百八十三年
二條	九月十二日	同七百十年
六條	八月三十日	同六百九十九年
高倉	二月六日	同六百九十四年
安德	五月二日	同六百九十年
後鳥羽	四月四日	同六百三十六年
土御門	十一月十三日	同六百四十四年

順德	十月十四日	同六百三十三年
仲恭	六月二十五日	同六百四十一年
後堀河	九月七日	同六百四十一年
四條	二月十七日	同六百三十三年
後嵯峨	三月廿五日	同六百三年
後深草	八月廿五日	同五百七十一年
龜山	十月廿二日	同五百七十年
後宇多	七月廿四日	同五百五十一年
伏見	十月十六日	同五百五十八年
後伏見	五月廿五日	同五百三十九年
後二條	九月十八日	同五百六十七年
花園	十二月十日	同五百二十七年

後醍醐	九月廿七日	同五百三十六年
後村上	四月六日	同五百七十七年
長慶		
後龜山	八月十一日	同四百五十三年
光嚴	八月十三日	同五百十一年
光明	八月三日	同四百九十五年
崇光	二月八日	同四百七十七年
後光嚴	三月二十日	同五百一年
後圓融	六月十四日	同四百八十二年
後小松	十二月十日	同四百四十二年
稱光	九月八日	同四百四十七年
後花園	一月二十七日	同四百四年

後土御門	十月三十一日	同三百七十五年
後栢原	五月二十八日	同三百四十九年
後奈良	十月七日	同三百十八年
正親町	二月六日	同二百八十二年
後楊成	九月二十五日	同二百五十八年
後水尾	九月十一日	同百九十五年
明正	十二月四日	同百七十九年
後光明	十月三十日	同二百二十一年
後西	三月二十六日	同百九十年
靈元	九月廿四日	同百四十三年
東山	十月十六日	同百六十五年
中御門	五月十日	同百三十八年

櫻町	五月廿八日	同百廿五年
桃園	八月三十一日	同百十三年
後櫻町	十二月二十四日	同百十二年
後桃園	十二月六日	同九十六年
光格	十二月十二日	同三十五年
仁孝	二月廿一日	同二十九年
孝明	一月三十日	同八年
已上		

<p>○愛知縣伺 糾彈官吏ト稱スルハ檢 事警係ノ官吏ヲ云フト ノ文字ニ依レハ即チ警 察官吏ハ糾彈專務ノ者 ト拘泥セシモ間々有之 候得共右ハ清律ニ照准 シ仍ホ風憲官吏ト相心 得可然哉 律ニ正條ナキ輕微(假 令ハ重低當等ノ如キ) 其外當々ノ愚民布告布 達ヲ知ラスシテ一時規 則ニ違フト雖モ害ナキ モノハ其自首ニ係ルハ 警察限リ止タ后ヲ懲戒 セシメ放還不苦ヤ 檢事警察官吏ハ罪犯ヲ</p>	
<p>附録 ○檢事職制章程明治八年司法 省第十號達 第一條 檢事按檢ノ務ノハ、罪犯發 覺ノ時ニ始マル未發ヲ豫防スル 事ニ干預セス。 第二條 檢事ハ、公判ヲ求メ、其裁判 ニ服セサレハ、上告スルヲ得、裁 判ノ儀ニ干冒シ、若クハ裁判ノ當 否ヲ論争スルヲ得ス。 第三條 裁判ヲ得ルノ後、犯人ヲ各 部官ニ送付シ、警察官若クハ囚獄 官若クハ地方官ニ付スルヲ云之</p>	

問訊シテ一々判事ニ求
刑送付スルハ勿論ニ候
へ共若シ判事審問ノ節
始テ連累等ノ發覺スル
ハ適宜直チニ判事ヨリ
呼出シ可然哉
九年五月廿二日指令
糾彈官吏風憲官吏ト
職掌相似タレ凡例ニ
檢事警保ノ官吏トア
レハ全ク風憲官吏ト
同一ニハ看做シ難シ
輕微ノ罪ト雖法ニ照
シテ首免ヲ與フヘキ
者ハ裁判ノ上放免ス
可シ其法律ニ觸レス
無罪ト見込ム者ハ伺
之通

其赦典ヲ乞フ可キ者ハ意見ヲ附
シ。司法卿ニ具上ス。
第四條 凡ソ重大ノ罪犯。兇徒聚衆
及搶劫ノ類及國事犯。及内外交涉
ノ重犯アレハ。各檢事ヨリ速ニ司
法卿ニ具上シ。一面處分ヲ行ヒ。一
面指揮ヲ乞フ。
第五條 地方ノ警察官吏ハ。檢事ノ
補助トシテ。現行罪犯ヲ按檢シ。檢
事ニ遞送ス。警察官吏ハ。檢事ノ事
務ニ付。檢事ノ管轄ヲ受ケ。其怠忽
アレハ。檢事之ヲ責戒ス。

檢事警察官吏云ク伺
之通り
兼判事代理ニ限ラス
糾問判事ニ充ツル者
取調フル所ヲ下調ト
云フ下調ヲ爲ス役員
ハ判事判事補時内時
々設置キ或ハ犯罪ノ
模様ニ因テ設クル等
適宜ニ任ス可シ
○八年十二月十九日司
法省第四十四號達
先般司法警察事務當分
地方官へ御委任相成追
テ無檢事ノ地方ハ警察
官之ニ代ルヲ得ルノ旨
公布モ有之候上ハ地方
警察官ハ直チニ檢事ノ

第六條 檢事ハ。罪犯ヲ拿捕スル爲
ニ。警官ニ移牒シテ。巡查ヲ使役ス
ルヲ得。其緊急ナル片ハ。直ニ指
令スルヲ得。
第七條 警官ノ中。一人警視ノ類。檢
事局ニ更番シ。檢事ノ指揮ヲ承ケ。
專ラ檢事事務ヲ行フニ便ス。
○司法警察假規則 九年四月廿四日
司法省四十八號達
今般司法警察假規則別冊之通
相設候條此旨相達候事。但本
文假規則ニ低觸スル從前ノ指
令等ハ一切取消ト可相心得事
第一章 總則
第一條 凡ソ司法警察ノ爲ニ。止ヲ

務ヲ行フ者ト相心得事
 務可取扱此旨相達候事
 ○九年三月廿四日司法
 省第三十四號達
 地方官ニ於テ檢事々務
 可取扱旨昨明治八年十
 二月中相達シ置候處判
 事兼任ノ向ハ檢事ノ職
 務ヲ舉行セサル儀ト相
 心得可ク此旨相達候事
 ○九年七月四日司法省
 第五十九號達
 本年當省達第四十八號
 ヲ以テ相達候司法警察
 假規則第三條中註脚今
 般詮議ノ次第有之削除
 候條此旨相達候事
 ○八年十二月廿二日內

得サル處分ニ於テハ、人ノ身體ヲ
 拘留シ、居室ニ進入シ、物料ヲ押へ、
 書簡ヲ開キ、ヲ得、而シテ司法警
 察ノ處分ヲ行フハ、司法警察官々
 ル者、若クハ司法警察官ヨリ委任
 ヲ受ケタル者ニ限ルヘシ。
 第二條 司法警察ノ處分ハ、罪犯ヲ
 探索檢視シテ事證ヲ取り、各裁判
 所ニ付スルニアリ。
 第三條 司法卿ノ命ヲ受ケ、司法警
 察ノ事ヲ行フノ官、左ノ如シ。
 第一 檢事及檢事補

務省乙第百六十八號
 布達
 警察出張所設置方
 一 管内ヲ分テ數區ト
 シ警察ノ區域ヲ定ム
 一 區ハ大約戶數二萬
 以上三萬以上三萬以
 下トス 但實地適宜
 ニ酌量スルモ妨ナシ
 一 每一區出張所一所ヲ
 設ク警部之レニ出張
 シ巡查數十名之レニ
 附屬ス
 一 一區内ニ數屯所ヲ設
 ケ巡查ノ持場ヲ分テ
 警邏ヒシム 但屯所
 ハ巡查ノ上席人ヲ以
 テ取締ヲナサシム可

第二 地方警部及警部補
 地方ノ便宜ニ依リ、區戶長ヲシ
 テ、警部ノ事ヲ兼子シムルヲ
 得。
 第二ノ警察官吏ハ、其ノ違警犯ニ
 於テハ、司法警察ノ全權ヲ有スル
 ヲ除クノ外、其他ノ罪犯ニ於テハ、
 檢事補助ト心得、檢事檢視ノ職務
 ヲ、擔任スルヲ得。
 但シ檢事派出ナキノ縣ハ、地方
 長官ノ命ヲ受クヘシ。
 警視廳長官、及地方長官、及東京府

比附援引錄

檢事職制章程

シ
 ○和歌山縣伺
 賭博現行犯ト稱スルハ
 現場捕獲及ヒ一場ニ連
 ナル同類ノ者ヲ坐スル
 ヲ律ノ適旨ト豫テ相心
 得候得共若シ衆人指名
 シテ其賭博犯タルヲ映
 傳シ若クハ殿子骨牌等
 証憑タルヘキ物ヲ携帯
 シ犯人ト思料スル時ハ
 犯罪ヨリ經過スル時日
 ノ多寡ヲ論セス司法警
 察假規則第十二條衆人
 指名其犯主タルヲ呼
 傳シ若クハ兇器文書云
 ヲ亦現行犯ニ準スト云
 ニ照依シ捕獲問罪シ可

ヲ除ク急遽ノ時ニ於テハ直チニ
 司法警察ノ事ヲ專行シ而後檢事
 ニ報告スルヲ得
 但シ檢事派出ナキノ府縣ハ地
 方官ノ内常ニ檢事ノ事ヲ行フ
 第二章 檢事司法警察職務
 第四條 檢事ハ違警犯ヲ除ク外
 總テ罪犯ニ付テノ告訴被告人自
 ラ訴フル者告發他人ヨリ訴フル
 モノヲ受取り及自ラ現行犯ヲ檢
 視シテ檢視明細書ヲ作り若クハ
 他ノ司法警察官ノ檢視明細書ヲ

然哉

前條假規則ニ犯罪ヨリ
 日時ヲ過キヌリト云モ
 亦現行犯ニ準スト之レ
 アルハ犯罪即日ノヲ
 謂フ乎將々他日ニモ相
 渉ル儀ニ候哉
 警察ノ授權ナキ區戸長
 部内取締ノ爲メ賭博ヲ
 現場撞見シ勾引官ニ到
 ルカ如キモ亦現行犯ト
 看做シ問罪シ可然哉
 強竊盜其他現行犯ノ如
 キハ警察ノ授權ナキ被
 告人又ハ犯人ト雖モ緝
 捕官ニ告ルハ固ヨリナ
 リト雖モ賭博現行犯ニ
 在テハ凡人緝捕官ニ告

受取り之ヲ相當ノ裁判所ニ訴ヘ
 裁判ヲ求ムヘシ
 第五條 犯罪ノ地ノ檢事又ハ犯人
 住所及寄留地ノ檢事又ハ犯人ヲ
 見出シタル地ノ檢事ハ並ニ前條
 ノ職務ヲ行フ事ヲ得
 第六條 重罪犯若クハ犯情繁難ナ
 ル者ハ檢事ヨリ糾問判事ニ付シ
 テ下調ヲ請フ下調濟ノ後檢事更
 ニ證據文書ヲ受取り裁判所ニ訴
 ヘ裁判ヲ求ムヘシ
 第七條 糾問判事ノ下調ニ於テ檢

ル儀ハ無之ト相心得可
然哉 右件々豫テ相心
得置度此段相伺

十年二月二十二日司
法省指令

一 條 伺之通

二 條 犯罪即日ハ勿
論他日ニモ相渉ル儀

ト心得ヘシ

三 條 伺之通

四 條 凡人ハ妄ニ緝
捕相成ラヌト雖モ其

事速ニ官ニ告クル儀
ト心得ヘシ

神戶裁判所伺

茲ニ一个ノ警察官ニ告
訴スル者アリ警察官之
ヲ聴理シ結局其被告入

事不_レ服ナル時ハ再ヒ他ノ糾問判
事ニ下調ヲ求人_レ或ハ直チニ判事
ニ付シ裁判ヲ求ムルヲ得

第三章 警部司法警察職務

第八條 現行罪犯ニ於テハ警部ノ
先ツ事犯アルヲ聞知タル者直
チニ犯所ニ至リ檢事ノ行フヘキ
一切ノ事ヲ行フヘシ

第九條 若シ一事件ニ付檢事ト警
部ト同時ニ檢視ノ爲メ犯所ニ至
リタル時ハ警部之ヲ檢事ニ讓ル
ヘシ

但檢事ハ警部ヲシテ引續檢視
ヲナサシムルヲ得

第十條 檢事及糾問判事ヨリ警部
ニ委任シ自己職權内ノ一部ヲ行
ハシムル時ハ警部ハ之ヲ奉行ス
ヘシ

第十一條 警部ハ受取ル所ノ告訴
告發ノ文書若クハ現行犯ノ檢視
明細書及ヒ其他ノ書類ヲ速ニ檢
事ニ送り檢事ノ處分ニ供スヘシ
故無ク掩滯拘留スルヲ得ス

第四章 司法警察官現行犯處

ヲ以テ無罪ナリトシ之
ヲ放免シ又ハ無證據ト
言テ爲メニ求刑セス此
場合ニ於テ告訴人若シ
狂屈ヲ鳴ラシ不服ヲ唱
フルハ地方裁判所ノ
糾問判事ニ於テ受理ス
ヘキ者トスル乎將ク上
等裁判所ノ檢事ニ於テ
受理スヘキ者トスル乎
今ヤ法律日々ニ進ミ民
權月ニ暢フ方裁判所ノ
上ニ位スルニ上等裁判
所ヲ以テシ上等裁判所
ノ上ニ位スルニ大審院
ヲ以テシテ公然タル民
刑ノ裁判スラ并ニ法ニ
依テ控訴又ハ上告ヲナ

スヲ得セシム獨リ警察官ノ壅塞スル者ニ至リテハ未タ其冤屈ヲ伸ル成法ヲ見ス然レモ一タヒ警察官ニ擯斥ニ遇フ者終焉之ヲ伸フルヲ得サルノ理萬々有之間敷目下之ニ類似ノ者有之疑惑不勘依テ相伺候條至急御辨明被下度候

十月三十日司法省指令
伺ノ趣警察官告訴ヲ聽理シテ其被告人無罪ナル時ハ之ヲ放免シ又ハ無証據ナルヲ以テ求刑セサルハ警

分

第十二條 現ニ行フ罪犯。及現ニ行ヒ終リタル罪犯ヲ現行犯ト云。衆人指名シテ其犯主タルヲ哄傳シ。若クハ兇器文書其他罪犯ノ證據タルヘキ物ヲ携帶シ。犯人ト思察スヘキ時ハ。犯罪ヨリ時日ヲ過キタリト云トモ。亦現行犯ニ准ス。第十三條 現行ノ重犯アリテ巡查見知シタル片ハ。急飛ヲ以テ。司法警察官ニ報シ。犯人ヲ追拿シ。屍体若クハ兇器物具一切ノ證據ヲ看

察官ノ權内ニシテ相當ノ處分トス若シ聽理ス可キヲ壅塞シテ擯斥スルカ如キニ至リテハ告訴人直ニニ上等裁判所檢事ニ申出ルモ不苦儀ト心得可シ

○長崎上等裁判所檢事局伺
一當縣内外交渉ノ事件差起リ候節ハ警察官限リニテ領事掛合等取計來候由然ルニ檢事派出ニ付同官ヨリ檢事ニ相廻シ檢事ニ於テ仍ホ原告并證人等取糾シ相違之レ無キ時ハ其旨被告

護シ。原熊ヲ保存セシメ。他人ノ擾亂ヲ防キ。見證人ノ離散ヲ制シテ。以テ司法警察官ノ來着ヲ待テ。司法警察官ハ其最先ニ報知ヲ得タル者。即刻犯所ニ臨ミ檢視處分ヲ行フヘシ。

但シ司法警察官ノ所在遠隔ナル者ハ。巡查直チニ檢視處分ヲ行ヒ。司法警察官ニ報スルヲ得其報ヲ得タル司法警察官。疾病故障アル片ハ。巡查ニ委任シテ。處分ヲ終ヘシムルヲ得。

人ノ領事へ檢事ヨリ直
チニ及照會來候處先般
當縣官ヨリ伺御指令
畧之ノ趣ニ依テハ檢
事ニ於テ取糺ノ上地方
官へ引渡同官ヨリ領事
へ掛合候手順ニモ相見
へ候得共若シ然ルハ
實際全ク手敷ノマニ涉
リ夫レカ爲ノ延滞ノ患
不少自テ人民ノ權利ヲ
損シ且被害ノ爲ニ原告
ト爲リ相當ノ裁判所へ
訴へ裁判ヲ求ムルハ檢
事ノ職權中ニ有之依テ
ハ素々警官慣習ノ振合
モ有之ニ付矢張從前ノ
通取扱致度尤モ万一領

第十四條 司法警察官ハ、犯罪ノ情
狀ト、犯所ノ模様ヲ視察シ、行兇被
兇見證人ヲ問供シ、證憑物件ヲ押
へ、而シテ檢視明細書ヲ作ル之ヲ
檢視處分ス。

第十五條 司法警察官ハ、其場ニ居
合セタル諸人ヲシテ、檢視終ル迄
ノ間、事犯ノ場所ヲ出去ルヲ禁
シ、若シ葦ク者アレハ、直テニ拘留
シテ、判事ニ附スルヲ得。

第十六條 司法警察官ハ、巡查被兇
人、見證人、近隣人、及事犯ノ前後ノ

事ニ於テ不當ノ裁判ニ
及候歟或ハ處斷遷延等
不都合ノ儀モ有之節ハ
檢事ヨリ地方官へ通告
同官ヨリ領事へ掛合候
通ニ致候ハ、互ニ權限
相悖申問敷存候間、此段
御聞置被下度候事、但
シ重大ノ事件ハ、其時々
本省へ具狀可仕候事
十年二月二十四日司
法省指令

聞届置候事
京都府裁判所何
本年十月廿四日付ヲ以
他裁判所ニ於テ處分ヲ
經タル罪犯其前科ノ宜
告書ニ誤刑ニ涉ルモノ

事情ヲ知リタル者等、一切關係ノ
人ヲ喚ヒ、其供述ヲ聞キ、各人ノ口
書ヲ作り、之ニ花押若クハ實印セ
シム。

但シ花押スルヲ能ハス、又實印
ナキ者ハ、拇印セシム。

第十七條 現行犯ノ證跡アルニ於
テハ、被告人ヲ拿捕スルヲ得、而
シテ直テニ之ヲ糾問シテ、口書ヲ
作り、被告人ヲシテ、花押若クハ實
印、若クハ拇印セシム、被告人逃走
シタル時ハ、司法警察官直チニ巡

ト思量スルモノ處分方ノ儀ニ付疑義伺出候處伺ノ趣前宜告書ニ誤刑ノ廉アリト見込モノハ明治九年第八號布告並同年本省第七號第三十號達書ノ通之ヲ檢事ニ付シ其上等裁判所檢事ニヘ差出ス儀ト心得可シト御指揮(第五十號第五百九十六)有之右檢事ニ付スルトハ當廳檢事ニ交付シ該上等裁判所檢事ニ差出サシムル儀ニ候哉將々元裁判所ノ檢事(元縣裁判所)又ハ裁判所支廳區裁判所ニ於テ處分セシモノハ其

查ニ命シテ追捕セシム。
 第十八條 司法警察官ハ差押ヘタル兇器、贓物、文書、其他犯罪ノ證據タルヘキ物件ヲ被告人ニ示シ其答辭ヲ取り併セテ口書ニ記入スヘシ。
 第十九條 差シ押ヘタル物件ハ明細書ニ記入シ其物件ヲ封印シ若クハ器物ニ納レテ之ヲ封印スヘシ。
 第二十條 司法警察官ハ技術ノ人(醫師、分拆師、建築工、彫刻工ノ類)ヲ

初求刑セシ檢事ノ職務ヲ行フ地方警察官ニ付シ其上等裁判所ノ檢事ニ差出サシムヘキ御指今候也
 十一年一月十二日指今 誤刑ト思慮シタル廳ノ檢事ニ交付スル儀ト心得可シ

シテ司法警察官ノ面前ニ於テ驗察セシメ證書ヲ作り花押若クハ實印セシムルヲ得二人以上俱ニ驗察シタル片ハ隔別ニ證書ヲ作ル可シ。
 第二十一條 司法警察官、檢視ノ處分已ニ終リ罪證ヲ得ル時ハ被告人ヲ拘留シ若クハ保管シ其ノ明細書及ヒ口書、證人口書及證據文書物件ヲ合セテ速ニ判事ニ送り裁判ヲ求ムヘシ。
 第五章 司法警察官非現行處

東京裁判所檢事局伺

分

第二十二條 現行犯ヲ除クノ外、罪
犯ヲ告訴、若クハ告發スル者アリ
及ヒ警部ヨリ告訴告發ノ文書ヲ
送付スルアレハ、檢事書類ヲ檢シ、
又ハ一應問認シ、其法律ニ觸ル、
モノト思索スル時ハ、其文書ヲ具
ヘテ、糾問判事ニ送付スヘシ、
但シ時宜ニ依リ、第十七條第廿
條第廿一條ノ規則ヲ通シテ、用
フルヲ得、

○保釋條例

一第十七號ヲ以テ公布
相成候保釋條例ノ儀ハ
檢事ヨリ被告人ヲ裁判
所ニ付シ判ヲ求メシ以
後ノ者ニ限リ候事ニシ
テ糾問掛又ハ檢事ニシ
テ豫審中ノ者ハ保釋ヲ
許サレサル儀ニ候哉
一裁判官ノ處置條例ニ
抵觸スル場合ニ於テハ
竟見ヲ述ヘ又ハ上告ス
ルヲ得ヘキ哉 右之
件々相伺候條至急御指
令相仰キ候
十年二月二十日司法
省指令
一條 糾問掛判事ハ
保釋ヲ行フヲ得ヘキ

比附援引録

保釋條例

五百三十四

十年二月第十七
號太政官御布告

第一條 保釋トハ、刑事被告人ヲシ
テ、保証人ヲ立テ、保證金ヲ出シ、審
訊中ノ繫留ヲ免レシムルモノ云
フ、

第二條 裁判官ハ、被告人ノ遁逃シ、
或ハ罪證ヲ隱滅スルヲナキヲ察
スレハ、懲役終身以上ニ該ルヘキ
者、及先キニ重罪ノ刑ニ處セラレ
タル者ヲ除ク外、保釋ヲ許スヘキ
モノトス、

第三條 被告人タル者、及ヒ其保證

ハ勿論ナリト雖モ檢事ハ保釋ヲ行フコトヲ許サス
 二條 裁判官ノ處置條例ニ低觸スル片ハ一應司法省へ上申シ指令ヲ受ク可シ
 ○東京裁判所伺
 諸官吏ハ勿論法司糾彈官夫及び其附屬獄司獄卒等ノ類モ保釋條例中保證人トナルヲ得可キ哉
 外國人ニシテ御國人ノ保證人トナリ御國人ニシテ外國人保證人トナルヲ得ヘキ哉
 十年二月二十二日司

人々ラント欲ル者ハ、何時ニテモ保釋ヲ願フコトヲ得ヘシ、裁判官ハ速カニ之ヲ許否スヘシ、事由ナクシテ遷延五日ヲ過ルコトヲ得ス。
 第四條 保證人ハ、貳名以上トス、然レモ裁判官ノ見込ニヨリ、一人ニテ充分ナリト認ムル時ハ、此例ニアラス。
 第五條 保證金高ハ、被告人ノ罪情ノ輕重、及び被告人保證人ノ貧富ニ應シ、裁判官相當ノ額ヲ定メ、被告人及保證人連帶シテ之ヲ出サ

法省指令
 伺之趣第一二條共裁判官ヨリ證人トシテ差支ナシト見込ム者ハ何人ニ拘ハラス保證タルヲ得ヘキ儀ト心得ヘキ事
 ○仙臺裁判所檢事局伺
 這般太政官第十七號ヲ以公布相成侯保釋條例渾テ裁判官云々ト有之右ハ獨リ裁判官ノミニ限リ執行可致儀ニ侯哉
 犯罪人繫留ノ儀ハ從來檢事ニ於テモ取計候儀不尠就テハ右條例ニ照准シ檢事及ヒ糾問判事等ニ於テモ裁判官同様

シム
 第六條 保證人ハ被告人ヲシテ何時ニテモ裁判所ノ呼出ニ應シ出頭セシムルノ責ニ任ヌヘシ
 第七條 保釋ヲ得ルノ被告人其住所ヲ定ムルハ裁判官ノ承諾ヲ得ヘシ且事故ナクシテ擅ニ他出スルコトヲ許サス
 第八條 保證人ハ被告人ノ遁逃シ及ヒ罪證ヲ隱滅セントスルヲ察スレハ直テニ官ニ告クヘシ若シ事急ナル時ハ自ら拘引スルコトヲ

保釋ヲ許シ候儀ト相心得可然哉
 十年二月廿二日指令
 伺之趣糾問判事ハ保釋ヲ行フヲ得ヘシト雖モ檢事ハ保釋ヲ行フヲ得ス
 ○神奈川縣伺
 明治十年第十七號布告
 保釋例附ニ違警罪又ハ其他ノ刑事被告人ニテ從來親戚及區戸長書記預ケ等ノ云々先規ノ慣習ヲ以テ處分候モ不苦哉ニ有之然ルニ預ケラレタル被告人逃走スル時ハ保管人ハ如何處分ス可キ乎

得ヘシ此場合ニ於テ保證人保釋ヲ辭スル時ハ其保證金ヲ還付シ被告人ハ更ニ他ノ保釋ヲ願フヲ得
 第九條 被告人裁判所ヨリ出ヲ受ケテ出頭セザル時ハ直チニ之ヲ逮捕セシメ再ヒ保釋ヲ許サス仍ホ保證金ハ官ニ没ス
 但劇病等不得止事故アル者ハ此限ニアラス
 第十條 被告人保釋中逃走スル者ハ脱監越獄ヲ以テ論ス其保證人

司法警察假規則第二十一條ニ檢視處分終リ罪證ヲ得ルモハ被告人ヲ拘留シ若クハ保管スヘシ云々右規則ニ照シ處分セハ警察官ニ放テ被告人ヲ保管セシムルノ權ヲ存スル者ニ有之哉ニ相考ヘ條得共到底保釋法ハ裁判官ノ處分ニ相成ル可キ者ナレハ全ク警察官ニテ保管セムムルハ慣習ノ處分ト相心得可然哉
 十年二月二十三日司法省指令
 一條 改定律例第三
 百十條ニ照據リ處斷

逃走スルヲ覺ラサル者ハ保證金ヲ官ニ没ス故縱スルモノハ主守不覺失囚律中故縱スル者ヲ以テ科斷ス假ホ保證金ハ官ニ没ス
 第十一條 保證人タルヘカラサル左ノ如シ
 第一 被告人ノ犯罪ニ付關係アル者
 第二 懲役五年以上ノ形ニ處セラレシ者
 第三 老幼婦女其他不能力者
 第十二條 被告人保釋中一名ノ保

ス可シ
二條 保釋條例所則
ノ通心得可シ

證人、其保證ヲ辭スルカ、又ハ亡^{ハツ}破
スル時ハ、更ニ他ノ保證人ヲ選ム
ヘシ

第十三條 被告人ノ裁判言渡ヲ受

ル時ハ、保證金ハ直ニ還付スヘシ

第十四條 若シ裁判官私讐ヲ懷^カ挾

シ、故ラニ保釋ヲ許サ、ル時ハ、故

禁無罪人律ヲ以テ論ス、

第十五條 裁判不服ヲ以、大審院ニ

上告シ、上告中、拘留セラル、者モ

亦此例ヲ通シ用フヘシ、

附則

○東京裁判所伺

本月十一日付ヲ以テ刑
事ニ属スル民事ノ處分
ヲ受テ不服ノ者ハ大審
院へ上告可致警ナルヤ
云々奉伺候處右刑事ニ
属スル民事處分トハ何
様ノ事實ナルヤ詳細ニ
シテ尚可伺出旨御指令
相成右刑事ニ属スル民
事處分トハ假令ハ甲盜
賊タルト情ヲ知ラズシ
テ買取り乙へ賣却スル
ニ其後盜賊タルヲ發覺
シ法ニ依リ其品乙へ賠
賞セシムル等ノ處分ニ
不服ナル者ノ類ニ有之
候此段復申仕候
九年十二月二十八日

比附援引錄

控訴上告手續

五百四十

違警罪^{チヤウセイザイ}、又ハ其他ノ刑事被告人

ニテ、從來親戚^{シヤクヤク}、又ハ書記區戸長

預ケ等ノ先規^{センキ}アルモノハ、此保

釋條例ト、並ニ行フヲ得、

○控訴上告手續

十年二月十九日御布告八年
九十一號控訴上告別冊改正

第四章 刑事上告之事

第二十六條 違警罪、及死罪ヲ除ク

ノ外、一切ノ刑事皆上告スルヲ

得、

第二十七條 刑事ニ付、上告スルヲ

得ヘキノ人

司法省指令
 伺ノ趣ハ刑事ニ附帶
 シテ起ルモノト雖モ
 到底民ノ處分ニ歸ス
 可キ筋ニ付民事ニ付
 テ不服ノ者ハ民事ノ
 手續ニ依ル可キ儀ト
 可相心得事 但初告
 裁判所ニ於テ刑事ノ
 申渡ヲ爲シタルハ
 申渡シテ受ケタル者
 モ刑事ノ上告ヲ爲ス
 ヲ得ヘキハ無論ナリ
 トス

○大審院伺

控訴上告手續第二十八
 條ニ刑ノ言渡シヲ受ケ
 タル者上告ヲ爲サント

第一 刑ノ言渡シヲ受ケタル者
 第二 檢事檢事ナキノ地方ハ警
 察官之ニ代ルヲ得
 第二十八條 刑ノ言渡シヲ受ケタ
 ル者、上告ヲ爲サント欲スル時ハ、
 其言渡ヨリ第三日迄ニ(三日間ハ
 決行セズ)上告願狀ヲ其裁判所ニ
 捧ケ、又第十日迄ニ、上告趣意明細
 書ヲ捧クヘシ、但裁判所ハ決放ヲ
 執行スル所ノ地方官ニ、其事ヲ達
 スヘシ、
 第二十九條 檢事ノ上告セント欲

欲スルハ其言渡シヨ
 リ第三日迄トアリ右第
 三日迄トハ刑ノ言渡シ
 タル日ヨリ起算スヘキ
 ヤ(假令ハ十日ニ言渡
 シタレハ三日ヲ第三日
 トス)
 又ハ刑ノ言渡シタル翌
 日ヨリ起算スヘキヤ
 (假令ハ一日ニ言渡シ
 タレハ四日ヲ第三日ト
 ス)
 控訴上告手續第二十八
 條ニ又第十日迄トアリ
 右又第十日迄トハ刑ノ
 言渡シタル日ヨリ起算
 スヘキ哉(假令ハ一日
 ニ言渡シタレハ十日ヲ

スル者ハ、裁判言渡ヨリ、二十四時
 ノ内ニ上告ヲ爲スヲ、刑ノ言渡
 シヲ受ケタル者ニ達シ、又第十日
 迄ニ、上告趣意明細書ヲ作り、之ヲ
 司法卿ニ遞送スヘシ、
 但檢事ハ、上告ヲ爲スノ決放
 ヲ執行スル所ノ地方官ニ通知
 スヘシ、
 第三十條 檢事及刑ノ言渡ヲ受ケ
 タル者、上告ノ期ヲ過ル時ハ、上告
 ノ權ヲ失フヘシ、
 第三十一條 決放ヲ執行スル所ノ

第十トス

又ハ刑ヲ言渡シタル翌日ヨリ起算スヘキヤ
 復令ハ一日ニ言渡シタルハ十一日ヲ第十トス
 又ハ刑ヲ言渡シタル日ヨリ三日ノ外ニ又第十日ヲ起算スヘキヤ(假令ハ一日ニ言渡シタルハ十三日ヲ又第十トシ若シ言渡シタル翌日ヨリ起算スルナレハ十四日ヲ又第十トス
 十年三月二十九日司法省指令
 伺ノ趣兩條トモ刑ヲ宣告シタル翌日ヨリ

地方官ハ刑ノ言渡ヲ受タル者若ハ檢事ヨリ上告スルヲ達シタルキハ、決行ヲ止メ、^{ラフキヤ}落着ヲ待テ、獄舎ニ於テハ、其刑ノ言渡ヲ受タル者大別舎ニ拘置スヘシ、(別舎ナキ者ハ便宜ニ隨ヒ監護スルヲ要ス
 第三十二條 刑ノ言渡ヲ受タル者自ラ上告狀ヲ書記スルヲ能サル時ハ代理人ヲ獄中ニ延キ、獄中ヲ劃リテ應接所ヲ設ケ、他ノ囚人ト混セサルヲ要ス)上告趣意明細書ヲ代書セシムルヲ得、其代理人

起算スヘキ儀ト可心得事

○警視局伺

昨明治九年四月二十八日御省達第五十號刑事事上告中勾置ノ者大審院ノ判決ヲ經ケル内ニ前裁判言渡ノ口數滿限ニ至リ候ハ、一先ツ出獄責付可致ト有之然ルニ本人遁逃或ハ罪證ノ隠滅スル等ノ虞アル者及保釋條例第十五條ニ依リ一旦保釋ヲ與ヘシ末不都合行爲有之再ヒ拘留スル者等ハ前裁判言渡ノ口數滿期ニ至ルモ尚勾置シ可然哉

ハ、明細書ニ本人ト共ニ姓名ヲ記ス可シ、本人自ラ姓名ヲ記スルヲ能ハサルキハ、其事ヲ肩書スヘシ、但代理人ヲ獄舎ニ延クキハ、之ヲ看守者ニ告ケ、看守者ハ之ヲ裁判所ニ届クヘシ。
 第三十三條 刑ノ言渡ヲ受タル者、幼年(十五歳未滿ヲ云)ニシテ、上告ヲ爲スノ權利アルヲ知サルキハ、其親族(五等親ヲ云)代リテ、爲メニ上告スルヲ得。
 第三十四條 裁判所ニ於テ、上告趣

前裁判所ノ日數滿限ニ至
ラスト雖モ保管差問ナ
キト思科スル者ハ右日
數ニ拘ヘラヌ出獄責付
致シ可然哉

十年四月六日司法省
指令

兩條共同ノ通

○京都裁判所何
罪犯糺治ノ上公訴ニ及
ヒ裁判官於テモ猶取調
口供甘結摺印相濟ミ實
斷ニ處スヘキモノ疾病
ニ罹リ廢篤疾ニ到ラズ
ト雖モ長症ト確認スル
時ハ夫カ爲裁判延延他
ノ連累等迷惑不鈔事ニ
付親戚其他代理人ヲ呼

意明細書ヲ受取タル片ハ其文書
類ヲ拜セテ三日内ニ之ヲ大審院
ニ遞送スヘシ

第三十五條 大審院ハ上告ヲ審按
シ上告不當若クハ理ナシト決ス
ル片ハ理由ヲ付シタル判文ヲ原
裁判所ニ發付シ上告人ニ傳達セ
シメテ後決行セシム上告理アリ
ト決スル片ハ原裁判ヲ破毀シテ
更ニ他ノ裁判所ニ移シ若クハ大
審院自ラ之ヲ審判スヘキノ旨ヲ
判シ若クハ單ヘニ其擬律ヲ手翻

出本犯大席ノ儘裁判ヲ
遂テ執行ノ儀ハ全快マ
テ其儘在宿療養致サセ
可然哉(但本文若シ裁
判ノ效ナキモトセハ
上告又ハ具申手頃ニ及
フヘキト可相心得哉)
右爲心得相伺候間何分
仰御指令候也
十一年一月廿三日指
令 何ノ趣宣告書ヲ
本犯ノ住宅ニ達シ全
癒ノ上執行スル儀ト
心得ヘシ

○鶴岡裁判所何
糾問假規則第二條云々
判事職制ニ下調セシ裁

シテ原裁判所ニ發付シ處分セシ
ク其判文ハ並ニ理由ヲ付ヘシ
第三十六條 檢事上告スル時ハ趣
意明細書及其文書類ヲ直ニ司法
卿ニ遞送シ司法卿ハ上告趣意明
細書及其文書類ヲ相當ノ檢事ヲ
シテ之ヲ大審院ニ付セシメ大審
院ニ於テ判文已ニ成ル片ハ司法
卿ヲ經由シテ原裁判所ニ付シ處
行セシム

○糾問判事職務假規則
九年四月二十四日司
法省第四十一號達

判官ハ該件公班ニ列セ
 ス此ニ明文ナシ如何シ
 同 規則第三條ニ現行
 犯ニ於テ糾問判事直チ
 ニ告ヲ受ルルハ檢事ヲ
 不待自ラ檢事ノナスヘ
 キ處分ヲ行ヒ云々ト有
 之其告ヲ受ルトハ官司
 暨私宅又ハ道路通行ノ
 際ニ在テモ之ヲ受ケ直
 チニ其處分ヲ行フ儀ニ
 可有之歟假令ハ一廳内
 ニ檢事ト糾問判事ト僅
 ニ一壁間ヲ隔テ坐スル
 モ糾問判事直ニ告ヲ受
 ルルハ仍ホ檢事ニ讓ラ
 ス本條ノ如ク處分シ畢
 テ檢事ニ付ス可キヤ

第一章 職員

第一條 各府縣裁判所ニ判事若シ
 クハ判事補ノ中ヨリ、糾問掛ヲ置
 ク之ヲ糾問判事トス、

但大審院上等裁判所及裁判所
 設置ナキノ縣ハ、臨時ノ便宜ニ
 從フ、

第二條 糾問判事、糾問ノ事務ナキ
 片ハ、通常裁判之事務ヲ行フ事ヲ
 得、

第二章 現行犯

第三條 現行犯ニ於テ、糾問判事直

同 規則第四條檢事ヨ
 リ送ル處ノ罪犯ノ文書
 證憑ヲ受取リタルハ
 糾問判事ハ心ス速ニ糾
 問ヲ行フ可シト右ハ文
 書夥多ニシテ且錯雜犯
 情繁雜ニ涉ル者ハ文書
 熟閱ノ間一二日間ヲ費
 サ、ルヲ得ル可シ本
 條必ス速ニノ字眼如何
 相心得可然哉

同 規則第五條糾問ハ
 糾問判事獨リ屬官ヲ引
 キ云々右獨リトハ全ク
 一人ノ儀ト心得其犯情
 繁雜アルモ二人連席糾
 問スル事ヲ聽サレサル
 儀ニ候哉

同 規則第五條糾問ハ
 糾問判事獨リ屬官
 ヲ引キ、之レヲ行ヒ、逐節口書ヲ錄
 シ口書成テ之レヲ讀聞カセ本犯
 チシテ花押若クハ實印、若シクハ

同 規則第五條糾問ハ
 糾問判事獨リ屬官
 ヲ引キ、之レヲ行ヒ、逐節口書ヲ錄
 シ口書成テ之レヲ讀聞カセ本犯
 チシテ花押若クハ實印、若シクハ

前同條逐節口書ヲ錄シ
ト右之右ハ糾問判事証
ニ憑リ事實推問スト雖
モ到底招承コ不服ノ犯
人ハ其犯證ヲ詳細記載
シ但書ニ其承服セサル
ノ事由ヲ記載シ可然哉
同 規則第七條第十五
條ハ糾問判事獨行シテ
檢事ト同伴スルニ不及
哉
同 規則第十條糾問判
事ハ糾問ノ間時宜ニ依
リ勾留ヲ解クトヲ得ト
右之右ハ檢事へ通知セ
スシテ解クトヲ得ヘキ
哉
同 規則第十一條若シ

押印セシム、本犯若シ肯セサルト
キハ、其由ヲ記ス、而シテ糾問判事紙
尾ニ署名捺印ス可シ、
第六條 糾問判事、檢視ノ爲メ、罪犯
ノ場ニ臨ムトキハ、檢事ト屬官一
人トヲ同伴ス可シ、
但シ現行犯ヲ檢視スルハ、此例
ニアラス。
第七條 糾問判事ハ、罪犯ノ証憑ヲ
得ル爲メニ、犯人ノ家宅ヲ臨檢シ、
及ヒ窩藏ノ疑ヒアルルルハ、其家ヲ
臨檢シテ、賊証ヲ差シ押フルトヲ

被告人己レノ管外ニ在
ルルハ其地ノ糾問判事
ニ通牒シ糾問ヲ求ムル
トヲ得ト右之右ハ檢事
ノ糾問判事ニ糾問ヲ求
ムルヤ同規則第四條ノ
手續ニヨリ罪人ヲ直ニ
交附スル儀ニ可有之果
シテ然ラハ糾問判事ニ
於テ糾問スヘキノ犯人
己レノ管外ニ在ル所以
無之本條如何ノ手續ニ
候哉 但シ甲地ノ檢事
乙地ニ在ル犯人ヲ檢出
シ糾問ヲ求ントスルル
ハ甲地ノ糾問判事ニ通
知シ乙地ノ糾問判事ニ
通牒致サセ檢事直ニ乙

得、又警察官ニ委任シテ、臨檢セシ
ムルトヲ得、
第八條 若シ罪犯窩藏ノ家、己ノ管
外ニ在ルルハ、其地ノ糾問判事ニ
通牒シテ、前條ノ處分ヲ求ムルト
ヲ得、
第九條 糾問判事ハ、輕重罪ヲ論セ
ス、被告人ヲ呼出シ、若シクハ拘引
セシメ、又拘留スルトヲ得、
但拘引ハ巡查若シクハ等外吏
ヲシテ、之レヲ行ハシム、
第十條 糾問判事ハ、糾問ノ間時宜

地ノ糾問判事ニ通牒スルヲ得サル儀ニモ候哉
 糾問判事告ヲ受ケ檢事ノ爲スヘキ處分ヲ行ヒタル被告人ハ檢事ノ求メニ應シ糾問スルヲ得サル哉
 前條ノ糾問判事糾問ノ事務ナキ時ハ其被告人ヲ檢事求刑ノ場合ニ於テ之レカ專理買ドナル一ハ差支無之哉
 檢事ノ糾問ヲ求ムルハ輕重罪ヲ不論止タ犯情繁難ナル者ニ限リ候儀ニテ警ヘ懲役終身以上ノ見込ミ有之者ト雖モ

二依リ、仮ニ拘留ヲ解クヲ得、但シ、保管人ヲシテ、保管誓約書ヲ出サシムルヲ要ス。
 第十一條 若シ被告人已レノ管外ニ在ルトキハ、其地ノ糾問判事ニ通牒シ、糾問ヲ求ムルヲ得、
 第四章 証人問供
 第十二條 糾問判事ハ、罪犯ノ証人ヲ呼出スヲ得、若シ証人已レノ管外ニ在ルトキハ、第十一條ノ規則ニ從フ。
 第十三條 証人ハ、各人隔別ニ問訊

犯情明白ナルハ糾問ヲ求メス直チニ求刑シ判官モ亦直チニ之ヲ受理シ可然哉 右條々相伺候條至急御指令被下度 九年十二月六日司法省指令
 一條 該件公廷ノ玠ニ列セサル儀ト心得ヘシ
 二條 伺之通尤モ檢事ト一壁ヲ隔テ坐スル等ノ時ハ其處分ヲ檢事ニ讓ルヘシ
 三條 文書檢閱ノ間時日ヲ費スハ當然ノ儀ニ付可成速ニ糾問ヲ行フ儀ト心得ヘシ

シテ逐節口書ヲ録シ、書成テ之レヲ讀聞カセ、證人甘結スレハ、花押若シクハ實印若シクハ摺印セシム而シテ糾問判事紙尾ニ署名捺印ス可シ。
 第十四條 口書ハ、字句ヲ改竄塗抹シ、及ヒ追書スルヲ許サス、若シ挿入塗抹追書スル者ハ、必ス本訟人ノ認印ヲ要ス可シ。
 第十五條 證人若シ疾病事故アリテ呼出シニ從ヒ、出頭スルヲ能ハサルニ於テハ、屬官ヲ引キ、其家ニ

四條 犯情繁雜ノモ
ノ時宣ニ依リ貳人連
席糾問スルハ苦シカ
ラス
五條 口書ヲ録スト
ハ犯人ノ口述スル所
ヲ録スル儀ニテ其口
述セサルモノヲ記載
スルニアラス
六條 伺之通尤第七
條ノ場合ニ於テハ時
宣ニ依リ同伴ス可シ
七條 成ル丈テ檢事
ニ通知ス可シ
八條 時トシテ犯人
管外ニ在ルヲアリ故
ニ其時ノ手續ヲ指示
セリ警ハ檢事ヨリ書

臨ミ問訊シ或ハ警察官ニ委任シ
テ問訊セシムルヲ得
第十六條 證人ノ疾病事故其實ニ
非ラサルヲ發見スルハ引致
シテ問訊シ病故不實ノ件ハ之レ
ヲ檢事ニ付ス可シ
第五章 糾問濟
第十七條 糾問判事糾問終リ被告
人違警罪ニ止マリ或ハ無罪ナリ
ト見込ムトキハ檢事ニ通知シ而
後之レヲ警察官ニ移シ或ハ之レ
ヲ放免ス可シ

面ノミヲ送付シ又ハ
自ラ告ヲ承ケタル時
犯人巳ニ管外ニ出在
スル如キナリ
九條 檢事ノ爲メハ
キ處分ヲ行ヒタル被
告人ト雖モ檢事ノ求
メニ應シ糾問スヘシ
十條 第一條指令ノ
通
十一條 司法警察假
規則第六條及第二十
二條ニ照合ス可シ

第十八條 被告人輕重罪アリト見
込ムトキハ即チ證憑文書ヲ具シ
テ檢事ニ還付ス
但シ被告人輕罪ニ止マルト見
込ムトキハ第十條ニ照ラシテ
處分スルヲ得

戸替 賊盗人 命闘 毆罵 冒訴 訟受 賊詐偽犯 姦雜犯 捕亡 断獄

日	五	十	六	十
官吏里長 差役ヲ科 スル法ニ 違ヒ平均 ナラサハ ル者	竊盜盜賣 以下	子孫ヲ畧 賣シテ娼 妓トナス 者	監守自 盜財ヲ得 タル者	常入盜一 円以下 竊盜盜賣 以上
餘文書 ヲ盗ム者 常人盜財 ヲ得サル 者	謀殺未タ 行ハスト 於テ念爭 スル者 皇城門ニ 擲入スル 者	官殿内ニ 於テ念爭 スル者 父母ヲ罵 ル者	判任ヲ罵 ル者 命ヲ私和 シテ服セ サル者	判任ヲ罵 ル者 命ヲ私和 シテ服セ サル者
卑幼四等 親長 及ヒ妻ノ 父母ヲ罵 ル者	妻妾夫ノ 四等親ノ 尊長ヲ罵 ル者	判任ヲ罵 ル者 命ヲ私和 シテ服セ サル者	判任ヲ罵 ル者 命ヲ私和 シテ服セ サル者	判任ヲ罵 ル者 命ヲ私和 シテ服セ サル者
不在法賊 一円以下 坐贓六十 円	官吏公券 困テ擅ニ 所部内ノ 財物ヲ科 歛スル者 ハ已レニ 入レスト 雖モ	枉法賊一 圓以下 實ヲ得ル 一圓以上 雇人家長 ヲ告ル者 圓	人命及ヒ 枉法賊一 圓以上 強盜等ヲ 告ルニ官 可即時ニ 受理セサ 坐贓百圓 ル者	人命及ヒ 枉法賊一 圓以上 強盜等ヲ 告ルニ官 可即時ニ 受理セサ 坐贓百圓 ル者
私ノ大書 ヲ詐偽シ 情重キ者 シテ通達 セシムル 者	人ノ妾ヲ 官殿及ヒ 倉庫ヲ守 衛シ若シ ハ囚ヲ掌 ル者火ノ 起ルヲ見 テハ所守 ヲ離ル テ得ル 違フ者 火ヲ失シ テ同居四 等親ノ尊 長ヲ燒死 シテ火ヲ 於テ火ヲ	官殿及ヒ 倉庫ヲ守 衛シ若シ ハ囚ヲ掌 ル者火ノ 起ルヲ見 テハ所守 ヲ離ル テ得ル 違フ者 火ヲ失シ テ同居四 等親ノ尊 長ヲ燒死 シテ火ヲ 於テ火ヲ	官殿及ヒ 倉庫ヲ守 衛シ若シ ハ囚ヲ掌 ル者火ノ 起ルヲ見 テハ所守 ヲ離ル テ得ル 違フ者 火ヲ失シ テ同居四 等親ノ尊 長ヲ燒死 シテ火ヲ 於テ火ヲ	官殿及ヒ 倉庫ヲ守 衛シ若シ ハ囚ヲ掌 ル者火ノ 起ルヲ見 テハ所守 ヲ離ル テ得ル 違フ者 火ヲ失シ テ同居四 等親ノ尊 長ヲ燒死 シテ火ヲ 於テ火ヲ
官司屍傷 ヲ檢視シ テ害ナラ サル者	絞テ可キ ヲ故ラニ 斬シ斬ス 可キヲ絞 スル者	絞テ可キ ヲ故ラニ 斬シ斬ス 可キヲ絞 スル者	絞テ可キ ヲ故ラニ 斬シ斬ス 可キヲ絞 スル者	絞テ可キ ヲ故ラニ 斬シ斬ス 可キヲ絞 スル者

日	七
餘ノ重事 ニ関スル 大書ヲ盗 ム者	私印ヲ盗 ム者 防シ水漬 シ水柵石 籠ヲ毀損 スル情重 キ者 嫡長子孫 亡没疾病 等ノ故ナ クシテ庶 子ヲ立ル 者
雇人ノ二 關敵人ヲ 殺サレ家 傷スルニ 長私和ス ル者 地界内ニ 死死アル ヲ官司ニ 告ケス他 所ニ移シ 及ヒ埋藏 官ヲ欺ツ ル者	雇人ノ二 關敵人ヲ 殺サレ家 傷スルニ 長私和ス ル者 地界内ニ 死死アル ヲ官司ニ 告ケス他 所ニ移シ 及ヒ埋藏 官ヲ欺ツ ル者
妻妾夫ノ 四等親ノ 尊長ヲ罵 ル者	判任ヲ罵 ル者 命ヲ私和 シテ服セ サル者
不在法賊 一円以下 坐贓六十 円	官吏公券 困テ擅ニ 所部内ノ 財物ヲ科 歛スル者 ハ已レニ 入レスト 雖モ
人命及ヒ 枉法賊一 圓以上 強盜等ヲ 告ルニ官 可即時ニ 受理セサ 坐贓百圓 ル者	人命及ヒ 枉法賊一 圓以上 強盜等ヲ 告ルニ官 可即時ニ 受理セサ 坐贓百圓 ル者
私ノ大書 ヲ詐偽シ 情重キ者 シテ通達 セシムル 者	私ノ大書 ヲ詐偽シ 情重キ者 シテ通達 セシムル 者
官殿及ヒ 倉庫ヲ守 衛シ若シ ハ囚ヲ掌 ル者火ノ 起ルヲ見 テハ所守 ヲ離ル テ得ル 違フ者 火ヲ失シ テ同居四 等親ノ尊 長ヲ燒死 シテ火ヲ 於テ火ヲ	官殿及ヒ 倉庫ヲ守 衛シ若シ ハ囚ヲ掌 ル者火ノ 起ルヲ見 テハ所守 ヲ離ル テ得ル 違フ者 火ヲ失シ テ同居四 等親ノ尊 長ヲ燒死 シテ火ヲ 於テ火ヲ
官司屍傷 ヲ檢視シ テ害ナラ サル者	官司屍傷 ヲ檢視シ テ害ナラ サル者

戸婚 賊盜 人命闘毆 罵詈詬訟 受賊 詐偽犯姦 雜犯捕亡 断獄

九	日	十
雇ヲ受ケテ 子女ヲ索 ル者	大祀大社 ノ祭儀ノ 具已ニ庶 關スルヲ 盗ム者皆	ヲ分メサ ル者 妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ
同謀共謀 死ニ致ス ニ餘人ノ 致命後ヲ 爲サレハ ツ者	去ル者 在リ病斃 スルヲ索 去ル者	人ヲ押解 シ中途ニ 在リ病斃 スルヲ索 去ル者
判任官ヲ 罷任官ヲ 判任官初 任官ヲ 罷任官ヲ 罷任官ヲ 罷任官ヲ 罷任官ヲ	妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ	人ヲ押解 シ中途ニ 在リ病斃 スルヲ索 去ル者
二尊親ノ 尊長及ヒ 外祖父母 ヲ告ル者 三拾圓 坐贓百四 拾圓	妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ	人ヲ押解 シ中途ニ 在リ病斃 スルヲ索 去ル者
餘ノ文書 ヲ詐偽増 補シテ 未シ施行 セタル者	妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ	人ヲ押解 シ中途ニ 在リ病斃 スルヲ索 去ル者
罪重スル 者	妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ	人ヲ押解 シ中途ニ 在リ病斃 スルヲ索 去ル者
法令ヲ曲 ルノ囑託 ヲ受テ事 行ハシム ル者	妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ	人ヲ押解 シ中途ニ 在リ病斃 スルヲ索 去ル者
死罪ニ該 ル罪人ヲ 捕吏一時 念湫シテ 釋放スル 者	妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ	人ヲ押解 シ中途ニ 在リ病斃 スルヲ索 去ル者
常人囚ニ 金及テ與 ヘ及ヒ子 孫祖父母 ハ雇人家	妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ	人ヲ押解 シ中途ニ 在リ病斃 スルヲ索 去ル者

十	十	十
取ハ再ヒ 塔ヲ招ク 者男家ノ 堅ル者	後林ノ婿 情ヲ知ル 者	華士族本 籍ヲ脱シ 逃亡シテ 二年以外 後籍セル 者
郷社ノ神 御神寶ヲ 盗ム者	常人盗三 拾圓	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
妻妾孫 及ヒ子孫 ノ婦人ニ 殺サレ祖 父母父母 夫私和ス ル者財ヲ 受ルハ竊 盗ニ準シ 重キニ伏 フ	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
同謀共謀 死ニ致ス ニ餘人ノ 致命後ヲ 爲サレハ ツ者	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
判任官ヲ 罷任官ヲ 判任官初 任官ヲ 罷任官ヲ 罷任官ヲ 罷任官ヲ	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
二尊親ノ 尊長及ヒ 外祖父母 ヲ告ル者 三拾圓 坐贓百四 拾圓	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
餘ノ文書 ヲ詐偽増 補シテ 未シ施行 セタル者	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
罪重スル 者	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
法令ヲ曲 ルノ囑託 ヲ受テ事 行ハシム ル者	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
死罪ニ該 ル罪人ヲ 捕吏一時 念湫シテ 釋放スル 者	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者
常人囚ニ 金及テ與 ヘ及ヒ子 孫祖父母 ハ雇人家	瘋癲人ヲ 看守スル 者	院省等ノ 重事ニ関 スル文書 ヲ盗ム者 長私和ス ル者

戸督 賊盗 人命 闘毆 罵詈 訴訟 受賊 詐偽 犯姦 雜犯 捕亡 断獄

子孫ヲ畧ニ因ルニ	シテ外國	非スシテ	四等親ノ	人ニ賣テ	平民ヲ	威ツ者	過シ自死	ニ致ス者	二等親ノ	尊長及ヒ	五等親ノ	外祖父母	尊長人ニ	ヲ過失傷	殺サレ私	和スル者	四等親ノ	卑幼人ニ	四等親ヲ	殺サレ尊	長ヲ歐ツ	長私和ス	ル者	家長人ニ	殺サレ座	人私和ス	ル者	地界内ニ	死屍アル	ノ水中ニ	棄ル者
----------	------	------	------	------	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	------	------	------	----	------	------	------	-----

繼父母前	官重事	妻人ト姦	闘毆シテ	勅任官ヲ	枉法贓	四餘重事	和姦夫ヲ	引誘セラ	官吏私離	ヲ懷挾シ	故ヲニ無	罪人ヲ禁	離スル者	司獄官獄	卒知テ舉	首セサル	者	同上拷訊	スル者	司僚官獄	卒情ヲ知	テ共ニ拷	訊スル者	獄卒與テ	ル庭ノ金	及等ヲ以	テ囚逃走	シ及ヒ自	傷シ或ハ	人ヲ傷セ	シ者
父母ノ子	三関スル	通スルニ	人ノ二指	罵ル者	十圓	不在法贓	文書ヲ詐	兄弟姉妹	レテ鴉片	烟ヲ吸食	ハ	賭博三犯	以上	散子骨牌	三犯以上	山陵ノ兆	城内ニ於	テ火ヲ失	居リ姦ヲ	犯ス者相	姦スル人	姦スル人	姦テ從	容シテ人	ト通姦セ	シムル者	ハ本夫姦	夫姦婦			
父母ノ子	文書ヲ盜	本夫姦所	二齒以上	ニ於テ止	ヲ折リ及	十圓	姦婦ハ	判任官ヲ	傷スル者	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ	姦婦ハ

戸替 賊 盗人 命 闘 毆 罵 詈 詐 訟 受 賊 詐 偽 犯 姦 雜 犯 捕 亡 断 獄 五百六十八

年									
人ニ賣ル 三尊親ノ 卑幼人ニ 殺サレ尊 長私和ス ル者									
墳塚ヲ發 掘シテ棺 槨ヲ見ハ ス者 姦婦過 悔ト推絶 スル後姦 夫姦好ノ 續キ難キ ヲ憤リ本 夫及ヒ祖 父母父母 ヲ殺死ス ル者拒絶 ノ証抜明 白ナレハ 婦女									
及即時ニ 非スシテ 姦婦殺 傷スルヲ 姦夫									
本夫姦所									
三尊親ノ 尊長ノ屍 ヲ將ニ圖 スル者									
判任官初									
枉法贓五 十円 不枉法贓 六十円 坐贓四百 行セサル 者									
院省等ノ 文書ヲ詐 偽増減シ テ未ダ施 テ未ダ施 者 雇人家長 ノ妻ヲ姦 ヌル者各 斛斗ノ邊 縁ヲ増補 シ坪量ノ 標量辨紐 ヲ變換シ テ利ヲ圖 ル者 和姦ノ後 姦情敗露 罪ヲ犯シ テ死ト詐 稱シ候間 蓋スル者 ヲ免ヒン テ夫情ヲ									
兄弟ノ妻 姦ヌル者									
常人囚ニ 金及ヲ與 ヘ及ヒ子 孫祖父母 父母ニ與 一屬人家 長ニ與ヘ 囚ヲ囚目 殺シ及ヒ 人ヲ殺セ シ時 懷孕ノ婦 人ハ産後 一百日ヲ 待テ誘訊 ス可シ未 ダ産セサ									

年									
田宅版籍 ノ文書ヲ 變易スル 者									
大祀大社 三尊親ノ 尊長ノ屍 ヲ將ニ圖 スル者									
三尊親ノ 尊長人ニ 殺サレ私 和スル者 二等親ノ 卑幼人ニ 殺サレ私 和スル者									
乘輿ノ惟 帳ノ屬ヲ 盗ム者 監守盜四 拾円 常人盜五 十円 竊盜六十 円 人ノ嫁出 テ妻ヲ シテ妻ヲ									
及即時ニ 非スシテ 姦婦殺 傷スルヲ 姦夫									
本夫姦所									
三尊親ノ 尊長ノ屍 ヲ將ニ圖 スル者									
判任官初									
枉法贓五 十円 不枉法贓 六十円 坐贓四百 行セサル 者									
院省等ノ 文書ヲ詐 偽増減シ テ未ダ施 テ未ダ施 者 雇人家長 ノ妻ヲ姦 ヌル者各 斛斗ノ邊 縁ヲ増補 シ坪量ノ 標量辨紐 ヲ變換シ テ利ヲ圖 ル者 和姦ノ後 姦情敗露 罪ヲ犯シ テ死ト詐 稱シ候間 蓋スル者 ヲ免ヒン テ夫情ヲ									
兄弟ノ妻 姦ヌル者									
常人囚ニ 金及ヲ與 ヘ及ヒ子 孫祖父母 父母ニ與 一屬人家 長ニ與ヘ 囚ヲ囚目 殺シ及ヒ 人ヲ殺セ シ時 懷孕ノ婦 人ハ産後 一百日ヲ 待テ誘訊 ス可シ未 ダ産セサ									

三十七

戸告 賊 盗 人 命 闘 毆 罵 詈 訞 訟 受 賦 詐 偽 犯 女 奴 雜 姦 捕 亡 斷 獄

半		雇ハナ	人ヲ和誘シテ妻妾雇人トナシテ情ヲ知買フ者	誘セラレテ人ノ妻妾トナル	子孫ヲ誅罰シテ人ノ狀ヲ	祖父母父母老疾シテ家ニ待テ不在法賦増減スル者	胎ニ構訊シ因テ墮胎スル者
養父母親生ノ子ナキニ養子拾去ル者	大祀大社ノ神御ニ供セントシテ遺棄シタル者及	子孫ヲ誅罰シテ人ノ狀ヲ	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ狀ヲ	祖父母父母老疾シテ家ニ待テ不在法賦増減スル者	胎ニ構訊シ因テ墮胎スル者
養父母親生ノ子ナキニ養子拾去ル者	大祀大社ノ神御ニ供セントシテ遺棄シタル者及	子孫ヲ誅罰シテ人ノ狀ヲ	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ狀ヲ	祖父母父母老疾シテ家ニ待テ不在法賦増減スル者	胎ニ構訊シ因テ墮胎スル者
養父母親生ノ子ナキニ養子拾去ル者	大祀大社ノ神御ニ供セントシテ遺棄シタル者及	子孫ヲ誅罰シテ人ノ狀ヲ	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ狀ヲ	祖父母父母老疾シテ家ニ待テ不在法賦増減スル者	胎ニ構訊シ因テ墮胎スル者

二		比供シテヲ將テ人ヲ墮胎セシムル者	養父母親生ノ子ナキニ養子拾去ル者	大祀大社ノ神御ニ供セントシテ遺棄シタル者及	子孫ヲ誅罰シテ人ノ狀ヲ	誣シテ人ノ妻妾トナル	胎ニ構訊シ因テ墮胎スル者
養父母親生ノ子ナキニ養子拾去ル者	大祀大社ノ神御ニ供セントシテ遺棄シタル者及	子孫ヲ誅罰シテ人ノ狀ヲ	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ狀ヲ	祖父母父母老疾シテ家ニ待テ不在法賦増減スル者	胎ニ構訊シ因テ墮胎スル者
養父母親生ノ子ナキニ養子拾去ル者	大祀大社ノ神御ニ供セントシテ遺棄シタル者及	子孫ヲ誅罰シテ人ノ狀ヲ	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ狀ヲ	祖父母父母老疾シテ家ニ待テ不在法賦増減スル者	胎ニ構訊シ因テ墮胎スル者
養父母親生ノ子ナキニ養子拾去ル者	大祀大社ノ神御ニ供セントシテ遺棄シタル者及	子孫ヲ誅罰シテ人ノ狀ヲ	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ妻妾トナル	誣シテ人ノ狀ヲ	祖父母父母老疾シテ家ニ待テ不在法賦増減スル者	胎ニ構訊シ因テ墮胎スル者

戸婚 賊盗人 命斷 毆罵 詈訴 訟受 賦詐 偽犯 姦雜 犯捕 亡斷 獄

年		半	
人略賣	謀殺傷シ	妻妾夫ノ	妻妾夫ノ
シテ妻妾	テ死セサ	伯叔父姑	及外祖父
廢人トナ	ル從ニシ	母ヲ毆ツ	者
テ行ハサ	ル者	兄姉ヲ毆	傷スル者
誘賣セラ	ル者	妻妾夫ノ	傷スル者
レテ娼妓	トナル者	子孫祖父	父母ヲ
人ヲ和誘	トナス者	關毆シ人	ノ肢體ヲ
トナスニ	テ死セサ	謀殺傷シ	ノ神寶ヲ
牙保	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
和誘シテ	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
他人及ヒ	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
自己ノ妻	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
妻トナス	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
者	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
人ヲ略シ	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
テ自己ノ	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
妻妾雇人	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
トナス者	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
中社ノ神	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
御神寶ヲ	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
謀殺傷シ	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
關毆シ人	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
ノ肢體ヲ	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
毆罵詈訴	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
訟受	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
賦詐	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
偽犯	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
姦雜	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
犯捕	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
亡斷	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ
獄	御神寶ヲ	謀殺傷シ	テ死セサ

盜入者	ル從ノ加	折跌シ及	罵リ及妻
院省等ノ	切セサル	ヒ一目ヲ	妻夫祖
印ヲ盗ム	者	膽シ痠疾	父母父母
者	謀殺傷シ	ニ致ス者	ヲ罵ル者
監守盜七	行ヲト雖	人ヲ毆チ	
十円	モホト傷	各一目ヲ	
常入盜八	セサル造	膽スルニ	
十円	モホト傷	先キニ毆	
竊盜九十	意者	ソ者	
不持兇器	同上意者	奏任ヲ傷	
強盜五円	者ハ身行	スル者	
以上	ハスト雖	判任官ヲ	
持兇器強	モ仍ホ首	毆チ折傷	
盜未タ行	論シ	以上	
ハス途ニ	謀殺傷シ	判任官奏	
在テ捕ニ	行テ其	任官ヲ奏	
航々者	人知覺奔	任官初任	
逃シホタ	傷ヲ受ス	官ヲ毆チ	
ト雖モ失	折傷以上		
竊盜三犯	テ死セサ	子孫ヲ故	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	ヒ増減ス	妹及ヒ子	打毀スル
九十円	ル者	孫ノ婦ヲ	者
坐贓千円	院省等ノ	各	
者	印ヲ偽造	シホタ行	
使セサル	者	者	
寶貨偽造	未タ成ラ	サレノ首	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	ヲ取リ行	使スル者	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	ル從及ヒ	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	
以上財ヲ	ニ因テ他	殺スル者	
不枉法賊	九十円	坐贓千円	
者	使セサル	寶貨偽造	
金銀貨幣	ノ連縁ヲ	剪錯シ利	
ヲ取リ行	使スル者	匠人	
斛斗秤尺	ヲ偽造ス	匠人	
匠人	匠人	實貨ヲ偽	
造シ已ニ	行使スル	ノ雜役者	
竊盜三犯	以上財ヲ	ニ因テ他	

戸婚 賊盜 人命 闘毆 罵詈 訟受 賊詐 偽犯 姦雜 犯捕 亡断 獄

得サレ者	汚ニ死ス	子孫祖父	過悔ヒ首スル者	テ燒燬ニ至ラサル者
人々妻ヲ和誘シテ	從タル者	妻妾夫ノ祖父母父		
他人及ヒ自己妻トナスノ從者	謀殺已行	母ヲ過失殺スル者		
誘セラレテ外國ニ賣ラル、	判任官奏	雇人家長ヲ酸子傷スル者		
官ヲ謀殺	任官勅任	兄弟姊妹		
人々妻ヲ略シテ他	官ヲ謀殺	伯叔父		
人及ヒ自己妻トナス者	已行ノ從	姑姪ヲ外		
トナス者	三等親以下ノ尊長ヲ謀殺已行ノ從	祖父母外		
人々略賣	三等親以下ノ尊長ヲ謀殺已行ノ從	孫ヲ酸殺スル者		
シテ娼妓トナス者	傷ノ從ニ	妻妾夫ノ伯叔姑及外祖父母ヲ酸傷スル者		
人々和誘	シテ加功	姪伯叔父		
シテ娼妓セサル者	セサル者	姑ヲ外孫		

トナスニ情ヲ知テ買フ者	兄弟姊妹ヲ伯叔父	外祖父母ヲ酸傷スル者
兇徒聚衆ノ從ニシテ情輕キ者	祖父母外孫ヲ謀殺スルニ已ニ行フ者	
兇徒ニ脅誘セラレテ火ヲ放ツ者	子孫ヲ謀殺スルニ已ニ殺スル者	
	嫡母子ヲ謀殺スルニ已ニ傷スル者	
	子孫已ニ死スル祖父母父母ノ屍ヲ以テ圖殞スル者	
	深山廣野沈寢ヲ穿	

戸 盜賊 盜人 命闘 毆罵 冒訴 訟受 贓詐 偽犯 姦雜 犯捕 亡 斷獄 五百七十八

年										
作シ及稿	弓ヲ安置	シ望等及	ヒ替索ヲ	立テス因	テ人ヲ死	ニ致ス者	姦夫姦婦	同謀シテ	墮胎スル	ニ致ス者
祖父母父	母及夫人	ニ殺サレ	私和スル	者	墳塚ヲ発	堀シテ屍	ヲ見ハス	者		

五										
監守盜八	十円	常人盜九	十円	竊盜百円	不持兇器	強盜十円	人ヲ略賣	シテ娼妓	トナスニ	情ヲ知テ
奏任官ヲ	謀殺已行	謀殺已行	謀殺已行	謀殺已行	謀殺已行	謀殺已行	謀殺已行	謀殺已行	謀殺已行	謀殺已行
宮殿内ニ	於テ双向	以テ相向	ヲ者	勅任官ヲ	毆ツ者	判任官ヲ	毆キ疾疾	ニスル者	判任官勅	任官ヲ毆
枉法贓九	十円	不枉法贓	百円	官重事	ニ關スル	文書ヲ詐	偽増減ス	ル者	院省等ヲ	印ヲ偽造
産業ナク	シテ常ニ	腰刀ヲ帶	シ無賴ノ	徒ヲ招結	賭房ヲ	開張シ四	鄰ヲ横行	スル者		

戸婚 賊盜 人命 鬪毆 罵詈 訴訟 受贓 詐偽 犯姦 雜犯 捕亡 断獄
五百八十

和誘シテ 賣ル外國 人ヲ買フ 者	死徒衆ヲ 聚メ官ニ 強迫スト 難ニ良民 ヲ擾害ス ルニ至ラ サル從ノ 情輕キ者	三等親以 下ノ尊長 ヲ謀殺シ 行ノ首 兄姉弟妹 ヲ擄害ス 祖父母外 孫ヲ謀殺 スニ已ニ 傷スル者	嫡母子ヲ 謀殺スル ニ已ニ殺 ス者	繼母子ヲ 謀殺スル ニ已ニ行 フ者	雇人家長 ヲ謀殺シ 已ニ
室家偽 造シ未タ 行使ヒサ ルノ雜役 者	室家偽 造シ已ニ 行使スル 從及ヒ 匠人若ク ハ情ヲ知 テ買使シ 過テ悔 ムル者				

年	
行者	瘋癲人ヲ 殺ス者 鎧終身ニ 處スト雖 モ若シ産 愈スレハ 親屬隣保 ノ保証ヲ 取リ
謀殺已行	墳塚ヲ葬 掘シテ屍 ヲ残毀ス ル者 祖父母父 母子孫ヲ 故殺シ人 ニ圖類ス ル者
二人共ニ 人ヲ毆チ	
枉法贓百 円	
寶貨偽 造シ已ニ 成テサル	
強姦未タ 成テサル	
火ヲ放テ 人ノ空間	

